

右京の右字、舊本にはなし、今は官本、古寫本、古寫小本等に從つ、○黑麻呂、この外に見えず、傳未詳ならず

白雪能。布里之久山乎。越由可牟。君乎曾母等奈。伊吉能乎爾念。
左大臣換尾云。伊伎能乎爾須流。然猶喻曰。如前

布里之久は、零重にて、重に零意なり、○伊吉能乎爾念は、生緒に思にて、命にかけて思ふよしなり、○歌意は、白雪の重りに零山を、艱難して、越往賜はむ君を、いかに思ひても、益なきことなるに、なほ得堪ずして、いとほしくあはれに、命にかけて、むざと思ふぞ、となり、時十一月の晦がたにして、山陰道に越むとするによりて、雪ふかき山道を、思ひやられたるなり、○註の意は、左大臣のおぼしめすやう、尾句生之緒に念は、あまり理に過たるやうなれば、生之緒に爲るとあらむかた、穩ならむと思召て、一旦しか改め換られしなるべし、さてふたゝび玩味たまひて、なほもとのまゝに、念といふかた、理さだかならむとおぼしかへして、猶喻して、如前誦之、との給ひしなり、諸兄公は、奈良麻呂の父君なれば、同じく、この宴席に、連れられ給ひしなるべし、この文などを見て、後人、萬葉集は、諸兄公の撰ぞなどいふ説は、出來しにや、

右一首。少納言大伴宿禰家持。

五年正月四日。於治部少輔石上朝臣宅嗣家宴歌三首。

五年は、天平勝寶五年なり、年號は、前にゆづりて、除るなり、さて作の林王宅饒宴歌三首より、上

壬申年之亂平定以後歌二首までは、天平勝寶四年に作る歌、或は古歌を傳誦たるを、同年のかぎり聞て記され、此より卷末までは、同五年に作る歌を、記されたるなり、○宅嗣は、續紀に、勝寶三年正月己酉、正六位下石上朝臣宅嗣授從五位下、寶字元年五月丁卯、授從五位上、六月壬辰、爲相摸守、三年五月壬午、爲參河守、五年正月壬寅、爲上總守、十月癸酉、爲遣唐副使、六年三月庚辰朔、罷、七年正月壬子、爲文部(式部也)大輔、侍從如故、八年正月己未、爲太宰少貳、十月丙寅、授正五位上、爲常陸守、神護元年正月己亥、授從四位下、二月己巳爲中衛中將、常陸守如故、二年正月甲子、左大辨從四位上石上朝臣宅嗣爲參議、丁未、授正四位下、神護景雲二年正月乙卯、授從三位、十月甲子、式部卿從三位石上朝臣宅嗣賜太宰綿四十屯、爲買新羅交開物也、寶龜元年九月乙亥、爲太宰帥、二年三月庚午、爲式部卿、十一月乙巳、爲中納言、六年十二月甲申、賜姓物部朝臣、以其情願也、八年十月辛卯、爲兼中務卿、十年十一月甲申、勅中納言從三位物部朝臣宅嗣、宜改物部賜石上朝臣、十一年二月丙申朔、爲大納言、天應元年四月癸卯、授正三位、六月辛亥、大納言正三位兼式部卿石上朝臣宅嗣薨、詔贈正二位、宅嗣、左大臣從一位麻呂之孫、中納言從三位弟麻呂之子也云々、勝寶三年、授從五位下、任治部少輔、稍遷文部大輔、歷居内外、景雲二年、至參議從三位、寶龜初、出爲太宰帥、居無幾、遷式部卿、拜中納言、賜姓物部朝臣、以其情願也、尋兼皇太子傅、改賜姓石上朝臣、十一年轉大納言、俄加正三位、宅嗣辭容閑雅、有名於時、值風景山水、時把筆而題之、自寶字後、宅嗣及淡海真人三船、爲文人之首、所著詩賦數十首、世多傳誦之云々、薨時年五十三、時人悼之、辭繁、不相問爾。梅花。雪爾之乎禮氏。宇都呂波牟可母。

辭繁は、(辭は借字、)事繁きによりての意なり、○不相問爾は、アヒトハナクニと訓べし、(アヒトハザルニと訓るは、わろし、)さて客人に見訪たるに、又主人より、客人の方を訪は、相訪なり、たとへば、相思といふも、此方よりも、彼方よりも思ふをいひて、たゞ一方より思ふは、片思なれば、不_レ相思と云が如し、されば、此一二句の意は、吾事業の繁きによりて、訪れし其方を、此方より不_レ訪問にといふなり、(略解に、まらうとも、あるじの人も、たがひに訪ざりしほどの意なりといへるは、いとまぎらはしき解様なり、今日宅嗣の宅へ、訪來し人に對ひて、主人より、互に訪ずとは、いふべき理なし、訪ざりしといふときは、過去し方のことを、今云詞なれば、理あるに似たれども、此句、相問、ザルニと訓ても、相問ナクニとよみても、現在をいふことにて、意違ふことなり、又上に相訪、ザリシニと云時は、終句、宇都呂比爾家利とか、宇都呂比爾家牟とかなくては、首尾調はざることなるをや、)○雪爾之乎禮氏は、雪のふるに損はれ傷て、と云なり、今按に、之乎留と云言義は、荒折と云なるべし、(サビはシと切れり、)荒は心荒など云荒にて、損ね全からぬを云言なればなり、(志奈山と云詞も、荒萎の義なるべし、)新撰萬葉に、打吹丹秋之草木之芝折禮者郁子山風緒荒芝云濫、とあるも、荒折ればと云義として、よく協へることなり、○歌意は、吾事業の繁きにほだされて、君を相訪はざる間に、其方の庭の梅花が、雪に損はれ傷みて、うつろひなむか、もし傷みて後に、訪まゐらせなば、いかに口惜からまし、されば速く訪べきものぞ、嗚呼さても心が、りや、となり

右首一。主人石上朝臣宅嗣。

梅花。開有之中爾。布敷賣流波。戀哉許母禮留。雪乎待等可。

母字、舊本に、爾と作るは誤なり、今は、古寫本、活字本、古寫小本等に従つ、○歌意は、梅花の開たる中に、なほ含めるが交りたるは、花も心して、心ある人の見に来むを、待戀る故に、開出ずしてこもれるにてかあらむ、もしさらずば、雪中にさけば、しをれやすきに依て、雪のふる時を過ぎむと、待をるにてもあらむか、とにかくに、未うつろふ時には至らねば、早く見に来給へと、主人の歌にならひて、もよほしいざなふ意なり

右一首。中務大輔茨田王。

茨田王は、續紀に、天平十一年正月丙午、無位茨田王授_ニ從五位下、十二年十一月甲辰、授_ニ從五位上、十六年二月乙未、遣_ニ少納言從五位上茨田王于恭仁宮、取_ニ驛鈴内外印、十八年九月戊辰、爲_ニ宮内、大輔、十九年十一月丙子、爲_ニ越中守、とあり、中務大輔になられしことは、未考へず

新。年始爾。思共。伊牟禮氏乎禮婆。宇禮之久母安流可。

伊牟禮氏乎禮婆は、伊は、そへことばにて、群而居者なり、○歌意、かくれたるところなし

右一首。大膳大夫道祖王。

道祖王は、ミチノヤノ王と訓べし、(略解に、神代紀に、岐神此云布那斗能加微、と有て、則道祖神なれば、しか訓べし、といへるは、よしなし、和名抄に、風俗通云、共工氏之子好_ニ遠遊、故其死後以爲_ニ祖、和名佐倍乃加美、と見えて、佐間乃神は、船戸神の一名とおもはるれど、道祖の字を牽合

たるは、さらに船戸神に由なきことなり、天武天皇の御孫、新田部親王の御子なり、續紀に、天平九年九月己亥、無位道祖王授從四位下、十年閏七月癸卯爲散位頭、十二年十一月甲辰、授從四位上、勝寶八歲五月乙卯、太上天皇崩於寢殿、遺詔以中務卿從四位上道祖王爲皇太子、寶字元年三月丁丑、皇太子道祖王、身居諒闇、志在淫縱、雖加教勅、曾无改悔、云々、是日廢皇太子、以王歸第、十月戊申云々、又遣兵圍道祖王於右京宅、庚戌、分遣諸衛掩捕逆黨、更遣出雲守從三位百濟王敬福、太宰帥正四位下船王等五人、率諸衛人等、防衛獄囚、拷掠窮問、黃文(改三名多夫禮)道祖(改三名麻度比)云々等並杖下死

大雪落積。尺有二寸。因述拙懷歌三首。

大雪、左傳隱公九年に、平地尺爲大雪、○述拙懷歌、契沖云、これ家持の撰なる故に、卑下の詞有て、作者の名なし、此卷の終に、そのよしを註せり、たれか家持の撰にあらすといはむ

大宮能。内爾毛外爾母。米都良之久。布禮留大雪。莫蹈禰乎之。

第一二の句は、十七にもよめり、○莫蹈禰乎之は、蹈こと勿れ惜し、となり、此上三形沙彌歌、合見べし、○歌意、かくれたるところなし

御苑布能。竹林爾。鷺波。之波奈吉爾之乎。雪波布利都都。

之波は、屢なり、波は濁りて唱べし、(清音)字を書るは、正しからず、○終句は、いひさして、餘寒の盡ざるさまをこめたり、○歌意は、御園生の竹の林に屢、鷺は鳴にしものを、なほ雪は零つ、寒

きことよ、となり、十卷に、打麿春去來者然爲蟹天雲霧相雪者零管

鷺能。鳴之可伎都爾。爾保敵理之。梅此雪爾。宇都呂布良牟可。

可伎都は、垣内なり、○歌意、かくれたるところなし、次上の歌に引連てきくべし、雪者零乍を承て、此雪にとよめり

十日。侍於内裏。聞千鳥喧作歌一首。

河渚爾母。雪波布禮禮之。宮乃裏。智杼利鳴良之。爲牟等己呂奈美。

雪波布禮禮之、本居氏、之は、也の誤なるべし、といへり、これに従べし、布禮禮也は、零て有ばにや、といふ意なり、布禮禮婆也といふべき如くなるを、婆をいはざるは、古歌のならひなり、○爲牟等己呂奈美は、將居處の無故に、といふ意なり、○歌意は、千鳥の常にすみなれし河洲にも、雪の零てあれば、下居む所の無故にや、宮内に來居て鳴ならし、となり、契沖云、宮の中に聲のきこゆるを、來て鳴やうによみなせり

二月十日。於左大臣橘家宴。見攀折柳條歌一首。

二の上、舊本に、十字あるは衍なり、目錄并に古寫小本、拾穂本等に、なきぞよき

青柳乃。保都枝與治等理。可豆良久波。君之屋戶爾之。千年保久等會。

保都枝與治等理は、秀枝攀執なり、○可豆良久波は、纏に爲るは、といはむが如し、○千年保久等會は、千年を祝とてぞ、といふ意なり、此上長歌にも、千年保伎とあり、なほ彼處に委云り、○歌

意、かくれたるところなし、十八同作者歌に、安之比奇能夜麻能許奴禮能保與等里天可射之都良久
波知等世保久等會

ハツカマリミカノヒ ツケテコトニヨメルウマフダツ
二十三日 依興 作歌二首。

春野爾 霞多奈妣伎。宇良悲。許能暮影爾。鷺奈久母。

宇良悲は、心可憐しき、と云意に見べし、宇良は、心にて、心戀し、心細し、心めづらし、心待、
心荒るなどの例なり、○歌意は、春の野に、うらくと霞のたなびきて、けはひおもしろきに、ま
して、此夕日の影さすかたに、心なつかしく鷺のなくよ、さても興あるけしきや、となり

和我屋度能。伊佐左村竹。布久風能。於等能可蘇氣伎。許能由布敝可母。

伊佐左村竹は、五十竹葉群竹なり、(諸註、いさゝかなる群竹、といふ意に、説なせるはいかにぞや、
群竹は、聚り群りて、多きをいふなるに、いかでか、少とはいふべからむ)まづ佐佐といふは、古
事記上卷に、手ニ草結天香山之小竹葉而、とある註に、訓ニ小竹云ニ佐々、とありて、名義は、竹葉
の相觸て、佐(阿)佐(阿)と鳴り動く音より出たる名にて、もとは大小に限らず、すべて竹葉をいふ
稱にてぞありけむ、(しかるを小竹は、葉も茂くて、風などに觸て、もはら鳴易きから、ことに小
竹の葉を、すべて佐々葉といひ、それよりつひに、自小竹の名を、佐佐といふことにはなれるなる
べし)今俗にも、なべて竹葉を佐々といふなるは、自上古の稱の遺れるなるべし、さて、五十竹葉
といふよしは、五十は、數多きをいふ稱なり、抑凡て物の數の許多なるを、大方にいふとき、滿數
をとりて、萬某(萬代、萬遍、萬調の類)といひ、千某(千代、千株、千種の類)といひ、百某

(百代、百樹、百草の類)といふは常の事なるを、又その半數をとりて、五百某(五百代、五百箇磐
村の類、又湯津楓、湯津瓜櫛など云湯津も、五百箇の約言なれば同じ)五十某(五十槻、五十箇樞、五
十箇株柳、五十箇藻、五十箇菜草などの類)といひしとおぼえたり、されば、今の歌も、竹葉の茂く多か
る謂にて、五十竹葉とはいへりしところおもはるれば、五十竹葉は、五百竹葉といふと、(十卷に、
甚毛夜深勿行道邊之湯小竹之於爾霜降夜鳥、とあり)多少との相違あるに似たれども、實はみ
なその多く繁きをいひて、同じ意ばえの稱にぞありける、(五十は、さばかりの數にも非ねば、物のそ
こばく多きことをいふ稱いとせむもいぶかしく、又五百にくらぶれば、いかばかりぞや、相違ふこ
となれば、五百といふと、五十といふと、一意とせむことも、いかにぞや思ふ人もあるべし、さお
もはむ人のために、なほいふべし、すべて物の數多きを、大方にいふときは、たとへば七夜
來じとや、といふも、數夜重て來らじとや、といふ意、七世申さね、といへば、數代重ねて政申さ
ね、といふ意にきこゆるを、その七は、いくばくならぬ數なれども、必七に過ぎる意とはきこえざ
るが如く、五十といへばとて、必五十を超じとはきこえぬことなり、又萬千と百とは、いかばかり
か違ふことなれど、萬遍といふも百遍といふも、たゞ數遍の意ときこえ、千草といふも、百草とい
ふも、たゞ數種の意ときこえて、差別なきが如し、これらに准へて、五十と云も、落るところは、五
百といふと同意になること、疑ふべからず、○於等能可蘇氣伎は、音之肅然なり、(雄略天皇紀に、
肅然とあり)さびしきさまをいへり、此上、霍公鳥歌にも、暮月夜可蘇氣伎野邊云々、とあり、○歌
意は、吾家の庭の、多くの群竹の葉にそよくと吹風の音の、肅かにさびしく、さても心ぼそき夕
のけしきや、となり、新古今集に、窓近きいさゝむら竹風吹ば秋とおどろく夏の夜の夢、基俊家集

に、夕さればさゝむら竹に吹風のそよぐ音こそ秋かよふらし

二十五日。作歌一首。

宇良宇良爾。照流春日爾。比婆理安我里。情悲毛。比登里志於母倍婆。

宇良宇良は、うらゝかといふに同じ、即左註の遅々の字をウラウラとよめり、天を度り往日の影の遅く緩かに暄なるをいふ詞なるべし、江談抄に、東行西行雲影、二月三日遅々、遅々は、毛傳に、舒緩也、正義に、日長而暄之意、故爲舒緩、字彙に、暄日暖也、温也、枕冊子に、正月ついたちは、まいて空のけしきうらゝとめづらしく、かすみこめたるに云々、三月三日、うらゝとのどかにてりたる、○比婆理は、品物解に出、○歌意は、遅々と照れる春日の、暮がたく長きに、獨居て、一すぢに物思をすれば、鶺鴒の啼わたりて、さても、いと々々悽惻のもよほさるゝ事よ、となるべし

春日遅。遲。鶺鴒正啼。悽惻之意。非歌難撥耳。仍作此歌。式展緒緒。但此

卷中。不僞作者名字。徒錄年月所處緣起者。皆大伴宿禰家持。裁作歌詞也。

歌詞也の下、舊本に、異本左註也、の五字を註せり、官本并活字本には、此五字なし、此は仙覺などが、諸本を校合せしとき、春日云々の左註のなき本も、ある本もありしを、其中、なきを證本とたておきて、一本によりて、この文をば加へしなるべし、故異本左註也、とは記せしものなり、さて右の左註は、もとより、家持卿の手に成しものと見えれば、ある方ぞ、古よりのまゝならむ

萬葉集古義二十卷之上

幸行於山村之時歌二首。

山村は、和名抄に、大和國添上郡山村也末無良、欽明天皇紀に、元年二月、百濟人已知部投化、置倭國添上郡山村今山村已知部之先也

先上天皇。詔。陪從王臣。曰。夫諸王卿等。宣。賦。和歌。而奏。即御口號曰。

先上天皇は、契沖もいひし如く、歌の後の註を見れば、當時(孝謙天皇)勝寶五年に、家持卿の土麻呂に聞て載られたるよしなれば、元正天皇なり、(御傳は十八上に出せり)聖武天皇は、御在世なれば、たゞ太上天皇と戴らるべきことなり、○和歌は、こたへ歌なり、○御口號は、ミウタヨミシタマハクと訓べし、(雄略天皇紀に、口號をクツウタシテと訓たれど、古言にあらず)

安之比奇能。山行之可婆。山人乃。和禮爾依志米之。夜麻都刀曾許禮。

山行之可婆は、山村の幸なれば、詔へるなるべし、○山人は、さし賜ふ人あるにはあらず、たゞ設けて詔へるなるべし、○和禮爾依志米之は、朕に令獲しなり、○夜麻都刀は、山巖にて、花紅葉の類はさらにて、何にまれ、山にて獲て、家に持還り來て、貽る物を云、濱巖、また道行巖などもよめり、○大御歌意は、山村の山を過去しかば、其山人の、朕に奉りてし山巖ぞ此物なる、とのたまへ

るにて、花紅葉などを折て貽らせ給ふを、山守人などの奉れるやうに、よませたまへるなり、(略解に、本居氏説を載て、山都刀とのたまへるは、即此御歌をさしてのたまへるなり、といへり、さもあるべきにや、)

舍人親王。應。詔。奉。和。御歌一首。

御字、舊本に無は、脱たるなり

安之比奇能。山爾由伎家牟。夜麻妣等能。情母之良受。山人夜多禮。

山爾由伎家牟云々は、元正天皇の幸行しを指奉りて、申賜へるなるべし、かく天皇をしも、山人とのたまへるは、いと無禮しきやうなれど、戯てわざと詔へるなるべし、○下の山人は、上の御製歌に詔へる山人にて、山叢を奉りし人の謂なり、○御歌意は、天皇の、山村の山へ往賜ふ思召も、はかりしられず、又その山叢を奉りしと詔へる山人は、いかなる人、誰にてかさぶらひし、とうたがひ賜へるやうによみなし賜へり、(略解に、本居氏説を載て、三句の山人は天皇、結句の山人は、御製にのたまへる山人にて、心もしらずとは、御製意を得さとり賜はずして、かくのたまへる御意は、いかなることぞ、山人の得しめしとのたまへる山人は、誰にか、と詔へる意に、ときなせり、さもあるべきにや、)中山嚴水云、太上天皇をば、仙洞とも、仙宮とも申せば、即山人とは詔へるなり、さて今御製に、仙人の得しめし山叢とのたまふが、その山に往賜ひし人は、すなはち山人にてましますに、その御言に山人と詔ふは、いかなる山人にや、しか詔ふ御ころも知奉らず、とのたまへるなるべし、といへり、續千載集、春、鎌倉右大臣、みよしの山に入れむ山人となり見てしがな花

にむくやと、今の御歌を思はれしなるべし

右天平勝寶五年五月。在於大納言藤原朝臣之家一時。依奏事而請問之間。少主鈴山田史土鷹。語少納言大伴宿禰家持。曰。昔聞此言。即誦此歌也。

藤原朝臣は、仲麻呂なり、○請問之間(問字、舊本に問と作るは誤なり、今は古寫本、拾穂本等に從つ)は、家持卿より仲麻呂へなり、少納言は、大納言の下職なれば、請問れしなるべし、○少主鈴は、職員令に、大主鈴一人、掌出。鈴印傳符飛驒函鈴、少主鈴二人、掌同。大主鈴、○土鷹、こゝのみに出たり、傳未詳ならず、○少納言は、職員令義解に、少納言三人、掌下奏宣小事、(謂公式令所謂請進鈴印、及賜衣服、如此少事之類是也、)請進鈴印傳符、進付飛驒函鈴、兼監官印、(謂唯得監視、)踏印、其印者、依律長官執掌也、)其少納言、在侍從員内、和名抄に、職員令云、少納言、須奈伊毛乃萬宇之、とあり、これに依ば、須奈岐毛乃麻乎之、と訓べし、但し彼抄に、大納言於保伊毛乃萬宇須豆加佐、中納言奈加乃毛乃萬宇須豆加佐、などあるに依ば、此をも正しくは、須奈岐毛乃麻乎須都可佐、とぞ唱けむ、さて須奈岐は、須久奈岐の意なること顯然なるを、官府語に、もとより省きてかくぞ唱へけむ、すべて官府にては、口語の便なるを主として、繁きをいとへるなるべし、故後には、太政大臣をも、政を省きて、太政大臣といへる類もあり、又や、後に、定考を、かうぢやう、稱唯を、いせうと稱る類も、皆その便なるによれり、さて須奈岐を須奈伊と唱るは、や、後の音便にて、於保岐を、於保伊と唱ふるに准ふべし、繼體天皇紀に、

少^{スナキ}とある、これ古訓なり、すべて大少(大辨少辨、大史少史の類)の少、これにならずらふべし、又麻乎須^{マフス}を、麻字須^{マウス}と云も、後に轉れる言なること、前に度々いひたるが如し
天平勝寶五年八月十一日。二三大夫等。各提壺酒。登高圓野。聊述所心作歌三首。

天平勝寶五年の六字、舊本にはなし(其は、上の左註を承つぎて、略けるなるべし)今は、官本、古寫本、古寫小本、拾穂本等、并目錄にあるに従つ、○登高圓野とある、野は山上の野なり、この故に登とは云るなり、三卷に、山部宿禰赤人登春日野作歌、とあるも、こゝに同じ
多可麻刀能。乎婆奈布伎故酒。秋風爾。比毛等伎安氣奈。多太奈良受等母。

比毛等伎安氣奈は、紐解開むを、急^{ハヤ}く云るなり、○多太奈良受等母は、十卷に、吉哉雖不直奴延鳥浦敷居告子鴨、十六に、味飯乎水爾釀成吾待之代者曾無直爾之不有者、(その歌の傳に、正身不來、徒贈^ニ叢物)とあるが如し、)などありて、直に相見ざることを、直に非ずといふは、古歌の常なり、さてこゝは、直に妹に交^{アツ}にはあらずとも、の意なり、○歌意は、高圓の尾花が末を吹越秋風を便にして、いざさらば、紐解開て、打とけ心緩めつゝ遊ばむ、(九卷、大伴卿の筑波山に登れる時の歌に、歡登紐之緒解而、家如解而曾遊、とあるを、思合^{ヒス}べし、)實に妹に交^{アツ}には非ずとも、と戲ていへるなり、紐解は、女に交接形容をいふことなれば云り、(略解に、たゞならずともは、たゞにあらむよりはの意なり、秋風吹ば、たゞにあらむよりは、衣の紐ときさけて涼みせむ、といふなり、)といへるは、戲の意あることをだに、しらざりしものなり、)

右一首。左京少進。大伴宿禰池主。

左京少進、十九に、右京少進、とあり

安麻久母爾。可里會奈久奈流。多加麻刀能。波疑乃之多婆波。毛美知安倍牟可聞。

毛美知阿倍牟可聞は、黃變將^{モミチ}敢乎^{アヘ}にて、聞^モは、歎息辭なり、いまだ黃變し敢ざりし下葉も、今は敢て黃變せむか、さてもなつかしく、思ひやらるゝぞ、となり、○歌意は、鷹鳴^{カリガネ}におどろきて、黃葉せむことをおもへるにて、かくれたるすぢなし

右一首。左中辨中臣清麿朝臣。

左中辨は、續紀に、勝寶六年七月丙午、中臣朝臣清麻呂爲左中辨、と見えて、この勝寶五年のほどは、いまだ左中辨ならざるを、こゝは後に、前にめぐらして記されたるものか、○清麻呂は、十九に見えて、傳彼處に委いへり

乎美奈弊之。安伎波疑之努藝。左乎之可能。都由和氣奈加牟。多加麻刀能野曾。

本二句は、八卷に出つ、○之努藝は、凌^レにて、木草などのしけき中を、押分^ケ往來^{カヨフ}さまなり、○歌意、かくれたるすぢなし

右一首。少納言大伴宿禰家持。

六年正月四日。氏族人等。賀集于小納言大伴宿禰家持之宅。宴飲歌三首。

霜上爾。安良禮多婆之里。伊夜麻之爾。安禮婆麻爲許牟。年緒奈我久。未詳。

安良禮多婆之里は、霞飛走なり、(後にとばしるといふも、即飛走なり、又はし鷹のとかへるなど云も、飛還るにて、等の言同じ)等夫を多牟ともいへば、(天飛を、天多牟ともいへり)多走とはいへるなり、鎌倉右大臣、ものゝふの矢なみつくろふ小手の上に霞たばしる那須の篠原、とよまれたり、さて此句までは序にて、霜の置たるうへに、又霞の降は、彌益なることなれば、かくつゞきたり、○安禮婆麻爲許牟は、(婆の濁音の字を用たるは、正しからず、後に寫し誤れるなるべし)吾者將ニ參來なり、○年緒は、年々連て斷ざるを云、緒は、生緒、靈緒などいふ緒に同じ、○歌意、かくれなし、○古今未詳は、時に應へる古歌を誦たるか、即席にて新に作るか、未詳ならずとなり

右一首。左 兵衛督大伴宿禰千室。

千室、(室)字舊本には、里と作り、今は官本、或校本、拾穗本、古寫本、古寫小本等に從つ、四卷にも、大伴宿禰千室、とあり、傳未詳ならず、續紀に、天平五年三月、同十月に大伴小室といふ人見えたり、千室は、もし其男などにて、室字を繼てつけたるにや、といへり

年月波。安良多安良多爾。安比美禮騰。安我毛布伎美波。安伎太良奴可母。未詳。

安良多安良多爾(舊本には、安多良安多良爾と作り、今は、元曆本、官本、拾穗本等に從つ、六帖にも、あらた〜に、とあり、抑新をアタラシと云は、後の訛なり、すべて安良多は新、安多良は惜にて、もとより別言なり、されば古書に、新を安多良といへることなし、混べからず、此事既く

委説り)は、新々になり、○歌意は、年月の新々に更る度毎に、相見れども、吾愛しと思ふ君なれば、さても飽足ことのなき哉、となり、時しも正月の初なれば、新年のことをよめるなり、○古今未詳、上にいへるごとし

右一首。民部少丞 大伴宿禰村上。

民部少丞、この官になりしこと、續紀には漏たり、寶龜二年四月、正六位上云々、とあれば、この時より以前のことなり、官位令に、八省少丞、從六位上なれば、當時勝寶六年にて、此ほど、此官にてぞありけむ

可須美多都。春初乎。家布能其等。見牟登於毛倍婆。多努之等曾毛布。

婆字、舊本には波と作り、今は元曆本に從つ、○歌意は、いつまでもかはらず、今日の如くに、新年を重ねて、相見むとおもへば、楽しくぞ思ふ、となり

右一首。左 京少進 大伴宿禰池主。

按に、當日氏族の集宴に、主人家持卿の歌なきこと、さしもの逸好、いかでかよまれざりけむ、と不審かしきことなり、其日のあるじまうけなど、事しけきに、公役など、さしつどふならひなればか

七日。天皇。太上天皇。皇太后。於東常宮南大殿。肆宴歌一首。

七日は、正月七日なり、○天皇は、孝謙天皇なり、○太上天皇は、元正天皇なり、○皇太后は、光

明皇后なり、○於字、目錄には、在と作り、○東常宮云々、契沖、續紀に、天平勝寶六年春正月丁酉朔、癸卯、天皇御東院宴五位已上、有勅云々、おもふに此日なり、といへり

伊奈美野乃。安可良我之波波。等伎波安禮騰。伎美乎安我毛布。登伎波佐禰奈之。

伊奈美野は、作者播磨守なるがゆゑに、部内の稻見野をよまれしなり、○安可良我之波は、清淨柏なるべし、既に荒木田氏説を引て、委くいへるがごとし、(契沖、あからがしはは、色付たる柏をいへり、熟の字を、稻などのあからむと云に用たり、あから橘といへるも、熟して色づけるをいへり、木の葉の色づくも、熟する心あり、と云れど、柏はさのみ色づくものならねば、いかゞなり、又延喜式に、供御の料の干櫛を、諸方より貢ること見えたれど、干櫛にはあらぬこと勿論なり、)○佐禰奈之は、信無なり、さらになし、と云が如し、○歌意は、稻見野の清淨柏は、時ありて、御膳具などに用ひらるゝを、君を忠信に思ひ奉る心は、いつと時を別こと、信に無、となり

右一首。播磨國守安宿王。奏。未詳。

安宿王は、天武天皇の御曾孫、高市皇子尊の御孫、左大臣長屋王の子にて、母は、藤原大臣不比等公の女なり、續紀に、天平九年九月己亥、無位安宿王授從五位下、十月庚申、授從五位下安宿王、從四位下、十年閏七月、爲玄蕃頭、十二年十一月甲辰、授從四位上、十八年四月壬辰、爲治部卿、勝寶元年八月辛未、爲中務大輔、三年正月己酉、授正四位下、五年四月癸巳、爲播磨守、六年九月丙申、爲兼内匠頭、八歲十二月己酉、勅遣讚岐守正四位下安宿王於山階寺、講梵網經、寶字七年十月丙戌云々、天平元年長屋王有罪自盡、其男某々皆經、時安宿王云々、以藤原太政大臣女之

所生、特賜不死、寶字元年七月庚戌、安宿王及妻子配流佐渡、寶龜四年十月戊申、安宿王賜姓高階真人、和名抄に、河内國安宿郡安須加倍、とあり、雄略天皇紀には、飛鳥戸郡と書れたり、姓氏錄にも、飛鳥部、飛鳥戸、など見えたり、○古今未詳、上にいへるが如し

三月十九日。家持之。庄。門。槻樹下。宴。飲歌二首。

庄門、(韻會云、莊説文从艸从壯、廣韻、田舍也、俗作庄非是、)これ家持卿の山庄の門なり、山庄は、別業などいふ類なり、(庄を、郡郷などの類と思ふは誤なり、庄は、庄園にて、私田に有べし、公田には有まじ、)○槻樹下云々、すべて樹下をたよりにて宴樂せること、古事記、雄略天皇條に、天皇坐長谷之百枝槻下、爲豐樂之時云々、また書紀、天武天皇卷、持統天皇卷に、饗云々於飛鳥寺西槻下、と云ことも見えたり、集中六卷に、登活道岡、集一株松下、飲歌、ともあり

夜麻布伎波。奈渥都都於保佐牟。安里都都母。伎美伎麻之都都。可歎之多里家利。

奈渥都都於保佐牟は、撫乍生さむなり、○歌意は、君(家持卿)が在々つゝも、此庄園へ來座て、吾攀折て來し、吾園の山吹を、挿頭たまひてあれば、この山吹は、撫愛つゝ、大切に生育べきものにてありけり、となり、此は自の家園の山吹花を、長谷の折て、家持卿庄園へ持來れるを、家持卿の賞愛て挿頭れつれば、かくよめるなるべし、さて此歌、都都と云詞三あれど、ことさらに耳立ざるは、歌がらのすぐれたるゆるなるべし

右一首。置始連長谷。

和我勢故我。夜度乃夜麻夫伎。佐吉豆安良婆。也麻受可欲波牟。伊夜登之能波爾。

和我勢故は、長谷を指り、○歌意は、吾兄子が家園の山吹の、春ごとに、かくおもしろく見事に開てあるを、今日の如く、折持来て興じ賜はむとならば、吾も毎年の春、此處に止す来て、めではやさむぞ、となり、山吹と云をうけて、不止とよめるは、古歌のならひなり、十卷に、如是有者何如殖兼山振乃止時喪哭戀良苦念者

右一首。長谷攀花。提壺到來。因是大伴宿禰家持。作此歌和之。
同月二十五日。左大臣橘卿。宴于山田御母之宅。歌一首。

山田御母は、(山田史日女島のことにて、孝謙天皇の御乳母なりしが故に、御母と稱りしなり、)續紀に、天平勝寶元年七月甲午、皇太子(孝謙天皇)受禪。即位。乙未、正六位上山田史日女島授從五位下、天皇之乳母也、勝寶七年正月甲子、從五位上(上は、下の誤ならむ、)比賣島等七人賜山田御井宿禰姓、寶字元年八月戊寅、勅、故從五位下山田三井宿禰比賣島、緣有阿嬭之勞、褒賜宿禰之姓、恩波狂激餘及傍親云々、理宜追責、可下除御母之名、奪宿禰之姓、依舊從山田史、と見えたり夜麻夫伎乃。花能左香利爾。可久乃其等。伎美乎見麻久波。知登世禰母我母。

伎美乎見麻久波は、君を見むことは、と云意なり、君は、諸兄大臣をさせり、○歌意、かくれたるところなし、時の興をおもしろみして、左大臣の命數の長からむことを祝、且吾身の壽をさへに欲へり

右一首。少納言大伴宿禰家持。屬時花。作。但未出之間。大臣罷。宴。而不舉詠耳。

而の下、還字など脱しか、と略解にいへり、○舉字、舊本に攀と作るは誤なり、今は古寫本、古寫小本等に從つ

詠二霍公鳥一歌一首。

許乃久禮能。之氣伎乎乃倍乎。保等登藝須。奈伎豆故由奈里。伊麻之久良之母。

許乃久禮能は、木の暗なり、後の歌に、本之下暗といふに同じ、○伊麻之久良之母は、今初めて、奥山より出て來るらし、といふなり、伊麻之の之は、例の其一すぢなるを重く思はする助辭、母は歎息辭にて、今こそ吾待し霍公鳥の、初めて來ぬるならし、さても歡しやと、一すぢに深く喜べるなり、○歌意、かくれなし

右一首。四月。大伴宿禰家持作。

七。夕歌八首。

波都秋風。須受之伎由布弊。等香武等曾。比毛波牟須妣之。伊母爾安波牟多米。

歌意、かくれなし、牽牛の意に擬てよめるなり

秋等伊弊婆。許己呂曾伊多伎。宇多弓家爾。花爾奈蘇倍弓。見麻久保里香母。

宇多弓家爾は、轉異になり、宇多弓の言意は、既く十卷に委説り、異には、殊にといはむが如し、○奈蘇倍弓は、なぞらへてと云むが如し、○見麻久保里香母は、見むことを欲みすればか、さても心

痛しや、の意なり、母は、歎息辭なり、○歌意は、秋としいへば、必織女の美貌を、花になぞらへて見まほしく思へばにや、常よりも轉進て、殊更に戀しくぞ思はるゝ、さても心痛しや、となり、一四五三二と句を次第で心得べし、此歌も、牽牛に擬るなり

波都乎婆奈。波名爾見牟登之。安麻乃可波。弊奈里爾家良之。年緒奈我久。

波名爾見牟登之は、花やかにめづらしく、相見むとて、と云意なり、之は例の其一すぢなるを、重く思はする助辭なり、○歌意は、秋立毎に、めづらしく花やかに相見むが爲にと、一すぢに思入たる故、わざと昔より天漢を中に隔りて、一年の間長く達さかり居ならし、となり

秋風爾。奈妣久可波備能。爾故具左能。爾古餘可爾之母。於毛保由流香母。

阿波備は、河傍なり、河は即天漢なり、○本句は、爾古餘可をいはむための序なり、十一にも、蘆垣之中之似兒草爾故余漢我共咲爲而人爾所知名、とよめり、爾故具左は、品物解に説り、之母は、數ある物の中を取出ていふ辭なり、こゝは世間に、歡ばしく思はるゝことの數々ある中に、織女に相見むことの、ことにすぐれて、莞爾に思はるゝよしなり、○歌意は、めづらしく織女に、相見むとおもふより、あるが中にも、莞爾に、心咲はしくおもはるゝかな、さてもうれしや、となり

安吉佐禮婆。奇里多知和多流。安麻能河波。伊之奈彌於可婆。都藝巨見牟可母。

第一二句は、秋霧の立わたる風景をいへるのみなり、(牽牛の渡るを兼たる意はなし)○伊之奈彌於可婆は、石並置者なり、石を並べ置て、石橋と爲者の意なり、石橋は、集中にあまたよめり、○歌

意は、天河の渡瀬に、石を並べ置て、石橋とし、渡往來ふに便ならしめば、必秋ならずとも、常に續て相見ることを得むか、さてもしか爲まほしや、となり

秋風爾。伊麻香伊麻可等。比母等伎巨。宇良麻知乎流爾。月可多夫伎奴。

宇良麻知乎流爾は、心待居になり、心待は、裏待といはむが如し、○月可多夫伎奴、七日は夕月なるを、やがて夜更て、月の傾きたる意によみなしたり、○歌意、かくれたるすぢなし、こは織女になりてよめり

秋草爾。於久之良都由能。安可受能未。安比見流毛乃乎。月乎之麻多牟。

本一二句は、不飽をいはむ料の序なり、秋の草花におく白露は、清潔くて、見に厭足ぬものなれば、つゞけたり、○月は、月次の月なり、○歌意は、飽世なく、親く愛く相見るものを、常にあふことのかなはずして、年に七月をのみ、一すぢに待て逢むか、となり

安乎奈美爾。蘇巨佐閑奴禮巨。許具布爾乃。可之布流保刀爾。左欲布氣奈武可。

安乎奈美爾は、青浪になり、八卷にも、七夕歌に、青浪爾望者多要奴、白雲爾滯盡奴云々、とあり、浪の青く見ゆるを云、○可之布流保刀爾は、戩訶振間になり、戩訶は、舟を繋ぎとむる木なり、七卷、十五卷にも見えたり、○歌意は、戩訶を振立て、舟を繋ぐ間に、夜の更なむかと、いそがる心よりよめるなり、こは牽牛になりてよめり

右(七)月(七)夕。大伴宿禰家持。獨仰天漢一作之。

八千種爾。久佐奇乎宇惠豆。等伎其等爾。左加牟波奈乎之。見都追思奴波奈。

等伎其等爾は、春秋の其花さく時毎になり、○思努波奈は、愛賞ななり、眼前に愛賞ことを、古は思努布と云しこと、一卷額田王春秋競の歌に委説り、さて思努波牟と云は、緩にて、思努波奈と云は、急なることにいふよし、さきにたびく云るが如し、○歌意は、いでや八千種と、種々の草木を多く栽ならべて、其花さく時毎に見つゝ、一すぢに愛賞ばむ、となり

右一首。同月二十八日。大伴宿禰家持作之。

上に七月七日と云ことなくて、同月と云こと、四月につゞくなり、これにても、脱文ありしことしられたり

宮人乃。蘇泥都氣其呂母。安伎波疑爾。仁保比與呂之伎。多加麻刀能美夜。

蘇泥都氣其呂母は、袖著衣なり、官服は皆端袖を著れば、いふなるべし、と云り、十六に、結幡之袂著衣、ともよめり、○多加麻刀能美夜は、高圓の離宮なり、此下にも見ゆ、○歌意は、宮人の衣の端袖の色の、うつくしくはなやかなるに、折しも芽子花も盛に開て映ひあふが、えもいはずよろしき、高圓の宮ぞ、となり、十五に、安伎波疑爾爾保徹流和我母、などよめるは、花に彩り染りたるをいへど、こゝはたゞ映りあふをいふなるべし、(續後紀に、芽子を芳宜と書るは、もとより假字ながら、もしは今の歌の芳宜しき、と云意を、思はれしなどにや、)

多可麻刀能。宮乃須蘇未乃。努都可佐爾。伊麻左家流良武。乎美奈弊之波母。

須蘇未は、裾廻なり、略解に、未は備と通ひて、すそ方なり、と云るは、物のさまは、いづれにしても、大く異はなけれども、言の本を失なへる解さまなり、未は毛等保里の切れるにて、磯廻など云未に同じきをや、なほ此言は、既く委註り、○努都可佐は、野長にて、野の高き處をいふ、十七にも見えたり、又集中に、山のつかさ、岸のつかさ、などもよめり、○乎美奈弊之波母は、契沖、女郎花のほひはいかにと、とひたづぬる意なり、と云るが如し、すべて波母は、歎息きて尋ね慕ふ意の辭なること、既くいへり、○歌意は、高圓野を想像りてよめるにて、かくれなし、(末句は、今咲てあるらむ、その女郎花のほひは、いかに愛しからむ、と尋ね慕ふ意なり、女郎花は今咲るらむ、と倒ては聞べからず、)

秋野爾波。伊麻己曾由可米。母能乃布能。乎等古乎美奈能。波奈爾保比見爾。

母能乃布能は、すべて朝廷に親く奉仕する人をば、男女にわたりて、古物部といへる故に、かくいへるなり、○波奈爾保比は、此下にも、見和多世婆牟加都乎能倍乃波奈爾保比里氏多里流波波之伎多我伽麻、とあり、花艶なり、花やぎ媚艶ひ、ありきめぐり遊ぶを云なるべし、○歌意は、此上に、宮人乃蘇泥都氣其呂母安伎波疑爾仁保比與呂之伎、とよめるごとく、男女の宮人たゞ、花艶すとて、うちまじりつゝ遊ぶを見む爲に、今こそ秋野には行め、と云るなるべし、と中山巖水云る宜し、さらば三四五一二、と句を次第で意得べし、(略解に、千種の花のほひ見に、男女打まじりて、今こそゆかめ、と云意にて、一五三四二と、句を次第して心得べし、といへるは、穩ならぬ説なり、舊き説に、乎等古乎美奈の花とは、をとこをみなへしの花と云べきを、あまりに長くなれば、略きて

いへるなり、さて男をみなへしと云は、大どちと云草の、女郎花に似て、花の白く咲をいふ、といひ、又白花なるを、をとこへしといひ、黄花なるを、をみなへしといふ、といへる類は、みな古にあらす、古學のすぢ開てより、かくさまの説どもの、ひがことなることを、わきまへしらぬは、世にをさくまねなれど、なほ初學の徒の、まどはむことを恐ひて、かつくしるしおくのみぞ、安伎能野爾。都由於弊流波疑乎。多乎良受旨。安多良佐可里乎。須具之互牟登香。

安多良佐可里乎は、惜盛をなり、○具字、阿野家本に、其と作るはわろし、須其之と云は、古言にあらざればなり、○歌意かくれたるすぢなし

多可麻刀能。秋野乃宇倍能。安佐疑里爾。都麻欲夫乎之可。伊泥多都良武可。

秋野乃宇倍は、たゞ秋野のあたりにて、宇倍は、藤原が上、高野原の上など云上に同じ、下にも、多加麻刀能努乃宇倍能美夜、とよめり、○歌意、かくれたるすぢなし

麻須良男乃。欲妣多天思加婆。左乎之加能。牟奈和氣由可牟。安伎野波疑波良。

欲妣多天思加婆は、中山巖水、此詞かくては聞えず、末句の牟奈和氣由可牟、といへるは、行末を

かけていへることなればなり、されば此思字は、万志二字を一字に誤しにはあらずや、と云り、信に

さることなり、但呼立マシカバにては、八言の句になりて、耳立なり、されば思加二字は、萬世の

誤などにや、さらばヨビタマセバと訓べし、さて呼立とは、鹿笛と云物を吹て鹿を呼寄るをいふ

なるべし、○牟奈和氣由可牟は、胸にて、芽子原を押分行む、となり、鹿はすこし胸さし出たるやうにて、草むらを往來ふさまの、胸にてわくるごとく見ゆるを、かくよみなせり、八巻にも、狹尾

牡鹿乃胸別爾可毛秋芽子乃散過雞類盛可毛行流、とよめり、○歌意は、丈夫の鹿笛を吹て呼寄たらば、鹿の胸分往つ、いと面白からむ秋の芽子原ぞ、となり

右歌六首。兵部少輔大伴宿禰家持。獨憶秋野。聊述拙懷。作之。

兵部少輔は、ツハモノ、ツカサノスナキスケと訓べし、和名抄に、職員令云、兵部省都波毛乃乃都加佐、天武天皇紀に、兵政官、○契沖云、家持の此集撰ばれたること、これらのことばに見えたり

天平勝寶七。歲乙未二月。相替遣筑紫諸國防人等歌。

七歳、續紀に、孝謙天皇、天平勝寶七年春正月甲子、勅、爲有所思、宜改天平勝寶七年、爲天

平勝寶七歳と見えて、同八歳、九歳まで、歳字を用られしが、九歳八月十八日、天平寶字元年と

改められしより後、年字を用ひられたり、○防人は、軍防令義解に、凡兵士向京者、名衛士、火

別取白丁五人、充火頭、守邊者名防人、凡防人欲至、所在官司預爲三部分、(謂官司者、防人司

也、預爲三部分者、防人未至之前、依舊差配、預爲三分目、送於太宰、防人至即相替也、)防人至

後一日、即共舊一分付、交替使訖、(謂主當之處、有器械等類、故云三分付也、)守當之處、毎季

更代使、苦樂均平、と見え、靈異記に、聖武天皇御世、吉志大廣統兵前守所點、應經三年、

〔頭註、弘仁式十三、壹岐對馬防人、府官量之、差〕さて筑紫に防人を置れしことは、書紀に、天智天皇三

年云々、是歲於對馬島壹岐島筑紫國等置防人與烽、と見えたる、これその起なるべし、かく

て持統天皇三年二月甲申朔丙申、詔、筑紫防人滿三年限者替、續紀に、聖武天皇天平二年九月己卯、

停諸國防人、九年九月癸巳、是日停筑紫防人、歸于本郷、差筑紫人、令戍壹岐對馬、孝謙天皇天平寶字元年閏八月壬申、勅曰、太宰府防人、頃年差坂東諸國兵士、發遣、由是路次之國皆苦供給、防人產業亦難辨濟、自今已後、宜差西海道七國兵士合一千人、充防人司、依式鎮戍、集府之日、便習五教、事具別式、三年三月庚寅、太宰府言云々、太宰府者、三面帶海諸蕃是待、而自罷東國防人、邊戍日以荒散、如不慮之表、萬一有變、何以應卒、何以示威云々、勅云々、東國防人者、衆議不允、仍不依請云々、稱德天皇神護二年夏四月壬辰、太宰府言、防賊戍邊、本資東國之軍、持衆宣威、非是筑紫之兵、今割筑前等六國兵士、以爲防人、以其所遺、分番上下、人非勇健、防守難濟、望請東國防人依舊配戍、勅修理陸奥城柵、多興東國力役事、須彼此通融、各得宜、今聞東國防人、多留筑紫、宜加檢括、且以配戍、即隨其數、簡却六國所點防人、具狀奏來、計其所欠、差點東人一、以填三十、斯乃東國勞輕、西邊兵足、と見えたり、かれば、既く聖武天皇天平九年に、東人を筑紫防人に差ことを停られしを、この勝寶の頃は、また東人を、防人に充られしこと、此處の文にて明なるを思ふに、筑紫人は、東人のごと強壯健勇からぬがゆゑに、邊賊の鎮戍に得堪ずして、なほ東人を差れしことは、其後寶字元年の勅に、西海道兵士一千人を、東國の防人にかへしめ賜ふよし、右に引たる如く見え、又神護二年の勅に、東人を差點して、三十に填よとあれば、なほ東國人を、防人に差れしことは、止ざりしなり、續後紀に、承和十年八月戊寅、太宰府言、對馬島司言、去延曆年中、以東國人配防人、後又筑紫人配防人、而並停廢也、當百姓、去弘仁年中疫癘多死、急有寇賊、何堪防禦、望請准舊例、以筑紫人爲防人、人者、聽之、と見え、延曆年中に、東人を差れてより、その後は、永く東人を配ること停廢た

るなるべし

可之古伎夜。美許等加我布理。阿須由利也。加曳我伊牟多禰乎。伊牟奈之爾志且。

可之古伎夜は、畏哉なり、勅命を、畏み敬ふよしなり、夜は助辭にて、余と云むが如し、○美許等加我布理は、被レ命なり、被レ命を戴き被るよしなり、加宇夫留を、加我布留と云は古言なり、五卷にも、麻被引賀布利、とあり、○阿須由利也は、從明日哉なり、○加曳我伊牟多禰乎は、まづ加曳は、契沖も、所の名なるべし、と云る、信にさることなり、(岡部氏云、加曳は、遠江國長下郡に、在なるべし、今其郡に、かやば村あり、是等にや、)伊牟多禰は、聞え難なるを、(契沖、妹名根なり、といへるは、穩ならず、又岡部氏が、夜共臥にて、妹と共臥することなるべし、といへるもあらじ、)強て考るに、此も齋田嶺などいふ山の名なるべし、さらば此一句は、加曳の地にある齋田嶺を、といふなり、○伊牟奈之爾志且は、妹無に爲而なり、此句の下に、言を残し含めたるなり、○歌意は、畏き勅命を被て、いなむべきにあらねば、明日よりは、加曳の地の齋田嶺の嶮き山を、妹なしにして、唯獨のみ超往むか、と云なるべし

右一首 國造 丁 長 下郡 物部秋持

國造丁は、國造より出せる人足をいふならむ、防人の往時の、道中の人足なるべし、丁は、戸令云、凡男女三歳以下爲黄、十六以下爲少、廿以下爲中、其男廿一爲丁云々、續紀に、寶字元年四月詔曰云々、自今以後、宜以二十八爲中男、二十一以上成丁とあり、(頭註、軍防令に、凡兵向京邊者、名防人云々)自虎通に、丁壯也、と見え、文選に、漢の季陵が蘇武に報へたる書に、蘇武が

年を丁年と書たる、その時の蘇武が年齢、廿歳ばかりなりければ、丁は、壯年のほどを云字なるべし、といへり、武烈天皇紀に、三年十一月、發信濃國男丁作城像於水派邑とあり、榮花物語に、御ぐしなどいとをかしけにて、よほるばかりにおはします、金葉集に、みつきものはこよほるをかぞふれば、二萬の里人かすそひにけり、○長下郡、和名抄に、遠江國長上(長乃加美)長下、(准上)○物部秋持は、傳未詳ならず

和我都麻波。伊多古比良之。乃牟美豆爾。加其佐倍美曳。余爾和須良禮受。

伊多古比良之は、甚戀らしにて、我を甚く戀しくおもふらしの意なり、(古布良之と云べきを、古比良之と云るは、東言ながら、古語にも、をりく、此偏格あり、泣つると云べきを、伊佐知流、荒ぶると云べきを阿良毘流といへる類なり)○加其佐倍美曳は、影副所見而なり、十三に、天雲之影塞所見、隱來笑長谷之河者云々、十六に、安積香山影副所見山井之云々、などあり、此はわが飲水に、吾面のうつる、それにたぐひて、妻の面影の見ゆるやうに、おもはるゝなり、○余爾和須良禮受は、世に不所忘なり、世には、世にかなしく、世にこひしくなどの世にて、世間に忘れられぬことの多くあるが中にも、殊にとりわきて忘れられず、と云意なり、三代實錄に、貞觀八年、伴善男、應天門を焼たること發れたる時の詔に、件事波、世爾毛不在止思保之食天云々、伊勢集に、今はあの人、世にもとはじ、何か頼み給ふ、清少納言が、世に逢坂の關はゆるさじ、とよめる、皆右の意なり、○歌意、かくれたるすぢなし

右一首。主帳丁。鹿玉郡。若倭部身磨。

主帳丁(帳字、舊本帳に誤れり、今は拾穂本に従つ)は、主帳より出せる人足なるべし、主帳はフミヒトと訓べし、和名抄に、本朝職員令、二方品員等所載郡曰主張云々、(皆佐官)すべて佐官をば、古にはフミヒトと云しよし、さきにたびくいへるごとし、職員令に、大郡主帳二人、掌事上抄、勘署文案、檢出稽失、讀申公文、餘主帳准之、上郡主帳一人、中郡主帳一人、下郡主帳一人、小郡主帳一人、とあり、○鹿玉郡、和名抄に、遠江國鹿玉(阿良多末、今稱有玉)續紀に、元明天皇靈龜元年五月乙巳、遠江地震、山崩壅鹿玉河、水爲之不流云々、廢帝寶字五年七月辛丑、遠江國荒玉河堤決、三百餘丈、役單功三十萬三千七百餘人、宛糧修築、とあり、○若倭部身磨は、傳未詳ならず

等伎騰吉乃。波奈波佐家登母。奈爾須禮會。波波登布波奈乃。佐吉泥己受祢牟。

奈爾須禮會は、何爲ぞにて、何爲歟と云に同じく、何とすればか、といはむが如し、可と云べきを、會といへるは、古事記下卷、雄略天皇、大御歌に、多禮會意富麻幣爾麻衰須、色葉歌にも、我世誰會常ならむ、などあり、○波波登布波奈乃は、母といふ花のなり、此は波波は、花名にはあらざれども、花の如くに、愛しき母といふことを、かくいひなせり、○佐吉泥己受祢牟(泥字、舊本には低と作り、今は元曆本に従つ、必濁るべきところなればなり)は、不開出來けむなり、(略解に、咲來ざらむの意なり、といへるは、いさゝかたがへり、けむと、ざらむとは、素より別言なればなり)○歌意は、旅に出て野山を往ば、其時々につけて、さまぐの花はさけども、何とすればか、花のごとくなる、愛しき母に逢ぬことぞ、となり、孝徳天皇紀歌に、模騰渠等爾婆那播左該騰母那爾騰柯

母于都俱之伊我磨陀左根涅渠農、これを本歌にしてよめるにや

右一首。防人。山名郡。丈部眞磨。

山名郡、和名抄に、遠江國山名郡、(也末奈) ○丈部眞磨は、傳未詳ならず

等倍多保美。志留波乃伊宗等。爾閑乃宇良等。安比三之阿良婆。己等母加由波牟。

等倍多保美は、遠江なり、和名抄に、遠江(止保太阿不三)、枕冊子にも、とほたあふみ、とあり、等保都阿布美といふべきを、古よりかくざまにもいひ、東語には、等閑多保美、ともいへるなるべし、○志留波乃伊宗等は、與白羽磯なり、白羽は、略解云、今遠江國藪原郡白羽村、といふ有し、ろわと唱へて、海邊なるよし、白羽牧は、主税式に見ゆ、同處なるべし、○爾閑乃宇良等は、與贄浦なり、略解に、和名抄に、遠江國濱名郡に、贄代といふ見ゆ、是なるべし、と云り、歌のやうを思ふに、贄の浦は、わが家路の方にありて、白羽は、わが旅行方にあるにや、なほ尋ぬべし、○己等母加由波牟は、言も將通なり、○歌意は、白羽の磯と、贄の浦と、近く行相であるならば、吾家なる妻と、言も通はすべきに、遠く隔りたるが悲しき、となり

右一首。同郡。丈部川相。

丈部川相は、傳未詳ならず

知波波母。波奈爾母我毛夜。久佐麻久良。多妣波由久等母。佐佐己由加牟。

佐佐己由加牟は、擊而將往なり、(己は、宜の轉れるなり、佐佐宜は、指擧の切りたるなり、) ○歌

意は、嗚呼父母は、草木の花にてもがなあれかし、さらば旅に往とも、いづくまでも撃げ持て往べきを、となり

右一首。佐野郡。丈部黒當。

佐野郡、和名抄に、遠江國佐野郡、續紀に、佐益郡とあり、○丈部黒當は、傳未詳ならず、黒當は、いかに唱しにか

父母我。等能志利弊乃。母母余具佐。母母與伊豆麻勢。和我伎多流麻豆。

等能志利弊は、殿の後なり、殿は、父母の居處をいふべし、後は、うしろのことなり、○母母余具佐は、百代草といふ草名なり、品物解に云、さて百代をいはむ料に取出たるなり、○母母余具伊豆麻勢は、百代出座にて、百代は、百歳なり、千歳を千代、萬歳を萬代と云に同じ、出座は、御座せ、といはむが如し、○和我伎多流麻豆は、我歸り來るまでの謂なり、(六帖には、いたるまでとあり、) ○歌意は、我旅行の年月長くとも、百代までも、平安くおはしまして、我歸り來て相見むことを待給へ、となり

右一首。同郡。生玉部足國。

生玉部足國(玉字官本には王と作り、)は、傳未詳ならず

和我都麻母。畫爾可伎等良無。伊豆麻母加。多比由久阿禮波。美都都志努波牟。

伊豆麻母加は、暇も欲得なり、○阿禮波の波字、元曆本に可と作るは、我之なるべし、舊本の方ま

されり、○美都都志努波牟は、見乍將愛なり○、歌意は、吾妻のすがたを、うつし畫にかきとらむ暇もがなあれかし、さらば、其をだに、道すがら見つゝ、旅のなぐさめにせむを、となり

右一首。長下郡。物部古磨。

物部古磨（古字、元曆本には等と作り、）は、傳未詳ならず

二月六日。防人部領使遠江國史生坂本朝臣人上。進歌數十八首。但有二拙劣歌十一首不取載之。

防人部領使は、推古天皇紀に、十九年夏五月五日、藥獵於兔田野、取鷄鳴時集于藤原池上、以會明乃往之、粟田細目臣爲前部領、額田部比羅夫連爲後部領、通證に、古等利蓋執事之義、といへり、契沖云、相撲にも、部領使あるゆゑに、ことりづかひは、相撲にかぎる詞とおもへるは誤なり、○人上は、傳未詳ならず、○十八首の内、七首を取載たるなり

於保吉美能。美許等可之古美。伊蘇爾布理。宇乃波良和多流。知波波乎於伎呂。

伊蘇爾布理は、觸于磯なり、磯に船の觸るよしなり、四卷に、大船乎撈乃進爾磐爾觸覆者覆妹爾因而者、○字乃波良和多流は、渡海原なり、○知波波乎於伎呂は、家に父母を遺し置てなり、○歌意、かくれたるすぢなし、海路の可畏きさま、おもひやるべし

右一首。其郡助丁。丈部造人麿。

一首の下、舊本に郡名なきは、脱たるものなるべし、○助丁は、正丁を次くる丁なるべし、此下に

も見えたり、いづれの職にも、次官ある如く、丁にもあるなるべし、〔頭註、仙覺云、十歳爲三〕○人麿は、傳未詳ならず

夜蘇久爾波。那爾波爾都度比。布奈可射里。安我世武比呂乎。美毛比等母我母。

夜蘇久爾波は、八十國者なり、諸の國は、の謂なり、防人は、遠江より東の國々より出て、數多ければいふなるべし、○那爾波爾都度比は、集于難波なり、○布奈可射里は、舟飾なり、舟飾といふに同じ、○安我世武比呂乎は、吾將爲日をなり、呂は、等と云に同じく、そへたる辭なり、○美毛比等母我母は、嗚呼將見人もがなあれかしの意なり、○歌意は、八十と多くの國々の人の、難波に集ひ舟出せむとて、我劣らじと、見事に舟を飾りよそひたるは、ほこらしくおもはるゝを、いかで妻や子などに、一目見せばや、と思ふなり、さるをかく嗚呼將見人もがなあれかしの、大かたにいへるなるべし

右一首。足下郡上丁。丹比部國人。

足下郡、和名抄に、相模國足上（足辛乃加美）足下（准上）とあり、（和名抄舊印本に、足柄上下とあるは、例にたがへるひがことなり、校本に、柄字なきぞ正しき、）○上丁は、此上に、寶字二年の勅を引るごとく、十八爲中男、廿一以上成正丁、と見えたり、此正丁のことにや、○國人は、傳未詳ならず

奈爾波都爾。余曾比余曾比互。氣布能日夜。伊田豆麻可良武。美流波波奈之爾。

奈爾波都爾。余曾比余曾比互。氣布能日夜。伊田豆麻可良武。美流波波奈之爾。

余曾比余曾比且は、饒々而なり、饒に饒て、と云が如し、神集に集と云ことを、神集集と云に同じ、さて饒に饒とは、饒ごとのねもごるなる謂なり、舒明天皇紀に、船舩艘乃鼓吹旗幟皆具整饒、○日字、六條本、古本、官本等には、比と作り、○伊田且麻可良武は、出而將罷なり、難波津を發出るを云、○歌意、かくれたるすぢなし、右の歌には、將見人もがなあれかし、といひ、是は見る母無に、といへるのみの異にて、心ばえみな同じ

右一首。鎌倉郡上丁。丸子連多磨。

鎌倉郡、和名抄に、相模國鎌倉郡、(加末久良) ○丸子連多磨は、傳未詳ならず、丸子、續紀に多し、丸部といふもあり

二月七日。相模國防人部領使。守從五位下。藤原朝臣宿奈磨。進

歌數八首。但拙劣歌五首者。不取載之。

宿奈磨は、續紀に、天平十八年四月癸卯、正六位下藤原朝臣宿奈磨呂授從五位下、同六月壬寅、爲越前守、同九月癸亥、爲上總守、勝寶四年十一月乙巳、爲相模守、寶字元年五月丁卯、授從五位上、六月壬辰、爲民部少輔、三年十一月丁卯、爲右中辨、五年正月壬寅、爲上野守、七年正月壬子、爲造宮大輔、上野守如故、八年九月丙午、授從四位下、十月丙寅、授正四位上、爲太宰帥、神護二年十一月丁巳、授從三位、景雲二年十一月癸未、兵部卿從三位藤原朝臣宿奈磨呂、爲兼造法華寺長官、寶龜元年七月庚辰、爲參議、八月癸巳、天皇崩云々、爲御裝束司、乙未、差近江國二百騎、守衛朝廷云々、爲騎兵司、辛亥、爲太宰帥、九月乙亥、爲式部卿、造法華寺長官

如故、十月己丑朔、從三位藤原朝臣良繼授正三位、二年三月庚午、爲內臣、五年正月丁未、授從二位、八年正月丙辰、爲內大臣、九月丙寅、內大臣從二位勳四等藤原朝臣良繼薨、平城朝參議正三位式部卿太宰帥馬養之第二子也、天平十二年坐兄廣嗣謀反流于伊豆、十四年免罪補少判事、十八年、授從五位云々、寶龜二年、自中納言拜內臣、賜職封一千戶、八年任內大臣、薨時年六十二、贈從一位、とあり、後に宿奈磨を、良繼と改められしなるべし、○八首の内、三首を取られたり

追痛防人悲別之心一作歌一首并短哥

天皇乃。等保能朝廷等。之良奴日。筑紫國波。安多麻毛流。於佐敵乃城會等。聞食。四方國爾波。比等佐波爾。美知且波安禮杼。登利我奈久。安豆麻乎能故波。伊田牟可比。加弊里見世受且。伊佐美多流。多家吉軍卒等。禰疑多麻比。麻氣乃麻爾麻爾。多良知禰乃。波波我目可禮且。若草能。都麻乎母麻可受。安良多麻能。月日餘美都都。安之我知流。難波能美都爾。大船爾。末加伊之自奴伎。安佐奈藝爾。可故等登能部。由布思保爾。可治比伎乎里。安騰母比且。許藝由久伎美波。奈美之間乎。伊由伎佐具久美。麻佐吉久母。波夜久伊多里且。大王乃。美許等能麻爾末。麻須良男乃。許己呂乎母知弓。安里米具里。事之乎波良婆。都都麻波受。可敵理伎麻勢登。伊波比倍乎。等許敵爾須惠且。之略多倍能。蘇田遠利加敵之。奴婆多麻乃。久路加美之伎且。奈我伎氣遠。麻知可母戀牟。

波之伎都麻良波。

天皇乃は、スメロキノと訓る宜し、(略解にオホキミノとよめるはわろし、この差別のこと、既に委説り、)○等保能朝廷等は、遠の朝廷にてある、と云意なり、遠の朝廷は、三卷に既に註り、○之良奴比は、枕詞なり、既に註り、○安多麻毛流は、六卷にも、賊守筑紫爾至、とよめり、書紀宣化天皇卷に、元年夏五月辛丑朔、詔曰、夫筑紫國者、遐邇之所朝屈、去來之所關門云々、天武天皇卷上に、粟隈王承符對曰、筑紫國者、元戊邊賊之難一也、○於佐敵乃城會等(敵字、舊本には倍と作り、今は古寫小本に従つ)は、鎮之城ぞとて、となり、寇賊を鎮へ防ぐ城のよしなり、○聞食は、既にしたり、所知看と云と、同じ意なり、次の四方國といふにつけて、意得べし、○安豆麻乎能故波は、東男者なり、反歌には、安豆麻乎等故とあり、されば、乎能故、乎等故、いづれにもいひしなるべし、○伊田牟可比加弊里見世受且は、出向不願而なり、十八に、可弊里見波勢自等許等太立、とよみ、此下にて、祿布與利波可敵里見奈久且、とよめり、續紀に、景雲三年冬十月乙未朔、詔曰、復勅之、久、朕我東人爾授刀天、侍之牟留事波、汝乃近護止之天、護近與止念天奈毛在、是東人波、常爾云久、額爾方箭波立止毛、背波箭方不立止云天、君乎一心乎以天護物會、此心知天、汝都可弊止、勅比之御命乎不忘、此狀悟天、諸東國乃人等、謹之末利奉侍禮、と見ゆ、江次第に、三人任坂東掾、件東海東山道多驍勇之者、仍以下練弓馬之者上用之歟、四季物語に、東の人の心は、大かたけだもの、やうにおほいたり、さはいへども、かへりてかなしき心ざしをつくし、命にも身にもかへて、人をもすくひ、あまた眷屬ひきしたがへて、あた

をもたすけためりし事など、人もいひつたへ、近う目にはみそなはしぬれば、京とても、お中はづかしうこそ、とも見えたり、すべて東人は、武勇のみならず、義氣の盛なりし事、詔詞にて思合せられたり、すべて東國人のすぐれて健き事は、後までもしかり、(平家物語に、大將軍平の維盛、齋藤別當實盛を呼て、汝程の強弓精兵、東八箇國に、いか程あるぞと問しかば、實盛あざわらひて、君は實盛を大矢と思召るゝにこそ、某は纔十三束をこそ仕るなれ、實盛程射侍る者は、八箇國にはいくらも侍るなり、大矢と申すぢやうの者の、十五束に劣りて引は侍らず云々、などあるを、思合せて、その力強く、勢すぐれて武かりしこと知れたり、)○禰疑多麻比は、勞給ひなり、禰具は、禰疑良布と云に同じ、六卷に、搔撫會禰宜賜、打撫會禰宜賜、とある處に、委註り、○波波我目可禮且は、母之目離而にて、遠く離れ居て、母に見ゆることのなきを云、○都麻乎母麻可受は、妻をも不纏なり、相寝せぬをいふ、○月日餘美都都は、月日を數乍なり、別を惜み、本郷を戀しく思ふ心より、一日一日をかぞふるならひなり、土佐日記にも、唯日の歴ぬる數を、今日幾日二十日三十日と計れば、搦も損はれぬべし、とあり、○安之我知流は、蘆之散にて、難波の枕詞なり、蘆花の散を云、古事記安康天皇條に、興軍待戰射矢之矢、如葦來散、とあり、○末加伊之自奴伎は、眞榜繁貫なり、○可故等登能倍は、水手整へなり、○可治比伎乎里(治字、舊本には知と作り、今は古寫小本に従つ)は、二卷にも、行船乃梶引折而、とよめり、七卷にも、吾舟乃梶者莫引、とよめり、舟をこぐさまの、引たわめ折るごとくに見ゆるを云、○安騰母比且は、率而なり、○許藝山久伎美とは、防人をさして云なるべし、防人の妻に擬ていふなるべし、○伊由伎佐具久美とは、伊はそへことばなり、往佐久美にて、佐久美とは、浪の興居につれて、浮み沈みして往を云、四卷に、浪

上乎五十行左具久美磐間乎射往廻、とよめり、祈年祭祝詞に、磐根本根履佐久彌氏、とあり、○麻佐吉久母は、眞幸もなり、○美許等能麻爾末は、隨命なり、集中に多き詞なり、○安里米具里は、在々て行廻り、と謂なり、○事之乎波良婆、婆字、舊本に波と作るはわろし、今は元曆本、古寫小本等に從つ、は、任事の竟なば、の謂なり、之は其一すぢを、重く思はする辭なり、○都都麻波受は、不恙なり、○伊波比倍乎等許敵爾須惠且は、居忌瓮于床邊、而なり、三卷に、枕邊爾齊戸乎居、竹玉乎無間貫垂、とよめるをはじめて、あまた見えたることばなり、○蘇田遠利加敵之は、衣を折かへし著て、夢に見むことを希ふを云り、衣を倒すときは、それに隨て、袖は自かなる故に、袖と云るなり、○奈我伎氣遠は、長き來經をにて、長き月日を、と云むが如し、○波之伎都麻良波は、愛妻等者なり

反歌。

麻須良男能。由伎等里於比豆。伊田豆伊氣婆。和可禮乎乎之美。奈氣伎家牟都麻。

伊氣婆は、往者なり、○歌意、かくれたるすぢなし、妻の情を思ひやれるなり

等里我奈久。安豆麻乎等故能。都麻和可禮。可奈之久安里家牟。等之能乎奈我美。

歌意は、遠く別れ往てば、又歸り來て、相見むほどの年月久しきがゆるゑに、妻と別るゝことの、さこそ悲しかりけめと、防人の情を思ひやれるなり

右二月八日。兵部少輔大伴宿禰家持。

海原乎。等保久和多里豆。等之布等母。兒良我牟須敵流。比毛等久奈由米。

歌意、かくれたるすぢなし、防人に、勤を紐解ことなかれと、家持卿のいひ教ふるなり

今替。爾比佐伎母利我。布奈豆須流。宇奈波良乃宇倍爾。奈美那佐伎曾禰。

今替は、新に交替て任らるゝを云、今は新なり、新參、新熊野など云を、思合べし、○爾比佐伎母利、十卷に、今年去新島守之麻衣、とよめり、○奈美那佐伎曾禰は、浪勿開そと云に、禰の乞望辭のそはりたるなり、開とは、六卷に、四良名美乃五十開回有住吉能濱、十四に、阿遲可麻能可多爾左久奈美、神代紀に、秀起浪穂之上云々、とあるに同じく、浪の興起るを云、さればこゝは、浪興ことなかれ、と希へるなり、(契沖、神武天皇紀に、難波を、古は浪速とも、浪華ともいひしよし見えたるを引て、浪を華に見立て、浪華といひ、華といふより、浪の華勿開そといへるよしに説なせるは、いさゝかわろし、浪のさくと云は、華に擬へたるには非ねばなり、)○歌意は、海路浪發荒ることなく、恙なからむほどを祈望へるにて、かくれたるすぢなし

佐吉母利能。保里江己藝豆流。伊豆手夫禰。可治等流間奈久。戀波思氣家牟。

本句は、穿江を擲出る防人の、伊豆手舟と云意なり、穿江は、難波穿江なり、○伊豆手夫禰は、契沖云、五手舟なり、櫓二丁立るを一手といふなれば、十丁立るを五手船といふなり、神代紀に、熊野諸手船といへるは、櫓二丁立たる、早船やうの物と見えたり、應神天皇の、伊豆國におほせて、つくらせたまへる、枯野と云船あるによりて、伊豆出船といふ説あれど、うけられず、伊豆手夫禰と

かけるも、伊豆出船の心にあらず、此下にいたりて、ほりえこぐいつての船、とよめるにも、また今のごとくかけり(已上)、今按に、二處ともに、伊豆とかけるを思ふに、五の意とせむことおぼつかなし、近頃江戸人橋守部と云が云けらく、伊豆手船の手は、手人などの手にて、作てふ義なるべし、伊豆國は、上古より船を造るに巧なる國と見えて、書紀に、應神天皇五年冬十月、科伊豆國令造船云々、とあるをはじめて、其後にも、これかれ造らしめられたること見ゆ、さて其國にて造れるは更にもいはず、他國にて、其製をまねび摸して造りたるをも、猶伊豆手船とぞいひけむ、されば此歌、防人等を、難波津より公の船に乗せて、筑紫へやるなれど、なほそれをも、伊豆手船とはよめるなり、下に、保利江己具伊豆手乃船乃云々、とあるも、皆その造り狀に就ていへることしるし、といへり、此説さもあらむか、○歌意は、防人の情にためみなく、本郷の戀しく思はれむことを、船の機取間無といひつゞけなしたり

右三首。九日。大伴宿禰家持作之。

三首の二字、舊本にはなし、拾穂本、古寫小本等並目錄にあり

美豆等利乃。多知能已蘇伎爾。父母爾。毛能波須價爾豆。已麻叙久夜志伎。

美豆等利乃は、發之急といはむ料のまくら詞なり、水鳥は、物におどろきなどしては、急に飛立ものなれば、つゞけたるなるべし、又た發と云言のみに、かゝれるにもあるべし、○毛能波須價爾豆は、物不言來にてなり、爾の言は、已成の奴のかよへるにて、來奈牟、來奴、來禰など、奈爾奴禰の活用なり、へしかるを、略解に、來去てなり、とあるは、いみじき非なり、集中に、來去來な

とやうに書る、去字も皆借字と知べし、○歌意、かくれたるすぢなし、四卷に、珠衣乃狹藍左謂沉家妹爾物不語來而思金津裳、十四に、水都等利乃多々武與會比爾伊母能良爾毛乃伊波受伎爾氏於毛比可禰都毛、旅に出立ことは、かねてよりおもひまうけながら、時にのぞみて、みなかくある習なり、およそ此防人どもの歌、ことばはたみたれど、心まことありて、父母に孝あり、妻をいつくしみ、子をおもへる、とりぐにあらはれなり、都の歌は、ふるくも、すこしかざれることもやといふべきを、これらを見て、いにしへ人のまことは、しられ侍りと、契沖いへり

右一首。上丁。有度部牛麿。

有度部牛麿(部字、舊本に郡と作るは誤なり、今は官本に従つ)は、傳未詳ならず

多多美氣米。牟良自加已蘇乃。波奈利蘇乃。波波乎波奈例豆。由久我加奈之佐。

多多美氣米は、諸註、疊薦とせり、それに就て、契沖、延喜式に、樽一村といひ、又日本紀に、絹一疋をも、ヒトムラといひ、布一端をも、ヒトムラといひたれば、薦一枚をも、ヒトムラといへば、ヒトムラフタムラと云心に、かくはつゞけたる歟、といへり、今按に、米字は、布か不の誤にてもあるべきか、さらば直向といふことを、東詞に多々美氣布と云るなるべし、然するときは、枕詞には非ず、四卷に、直向淡路乎過、十五に、多太牟可布美奴面乎左指天、七卷に、勢能山爾直向妹之山、などある類にて、直に指向ふ處をいふ言なり、但し其意ならば、多太と濁音の字をかくべきに、多々と書るはいかゞなれど、偶はとりはづして、不正字を用たることも、集中に例少からねば、あながちに泥むべからず、(既く五卷に、吾盛甚降ぬを、和可佐可理伊多久久多知奴、と書るをも思ふべ

し、はた此歌に、牟良自我と書べきに、加の清音字をかけるも、同類とすべし、○牟良自我は、駿河國にある地名にや、尋ねべし、〔頭註、總國風土記に、鳥渡郡建崇寺、蘇我稻美連之願也、とあり、もし尋ねべし、〕○波奈利蘇乃は、離磯之なり、陸の方にさし離れたる磯をいふ、さてこれまでは、離而をいはむ料の序なり、○歌意かくれなし

右一首。助丁。生部道磨。

道磨は、傳未詳ならず

久爾米具留。阿等利加麻氣利。由伎米具利。可比利久麻豆爾。已波比豆麻多禰。

久爾米具留とは、防人の諸國を歴往て、みづから任所に行を、國巡といふなるべし、○阿等利加麻氣利は、大神眞潮翁の説に、阿等利は、當なり、加麻氣利は、加は發語にて、負有なり、其謂は、防人の年番の當に負有なり、年番に當るをば、人々厭ふから、番にあたるを、負とも云べくおぼゆといへり、この負有と説るは、まだしけれど、阿等利を、當なり、といへるは、さること、ぞおぼゆる、これによりて猶考るに、加は、右の説に同じくて、加青、加黒、加易き、加弱きなどの加にて、麻氣利は、任有なるべし、さらば、この二句は、國々を巡る防人の年番に當りて、任られたりといふ意なるべし、○由伎米具利は、上の長歌に、安里米具里ともよめり、○末句は、還り來までに齋て待ねなり、○歌意は、國々を歴巡る防人の任に充りて、吾は遠國に趣くなれば、事竟て還り來ひまで、いかで家人は神祇を齋禱て、待居てよかし、といふなり

右一首。刑部虫磨。

刑部虫磨は、傳未詳ならず

知知波波江。已波比豆麻多禰。豆久志奈流。美豆久白玉。等里豆久麻豆爾。

知知波波江は、契沖、父母よなり、といへり、今按に、集中に、菟原壯士伊、紀之關守伊、などの伊を、東語に、江といへるなるべし、(稻城云、江は、波の重點、ゐとありしを、ゆと見て、誤れるなるべし、チ、ハ、ハとあるべし、)○美豆久白玉は、水漬眞珠なり、水漬は、十八に、海行者美都久屍、とある、美都久に同じ、○歌意は、筑紫より、家づとに眞珠を撫て歸り來るまで、父母よ、いかで神祇を齋禱て、吾を待居給ひてよかし、となり

右一首。川原虫磨。

川原虫磨は、傳未詳ならず

多知波奈能。美衣利乃佐刀爾。父乎於伎豆。道乃長道波。由伎加豆努加毛。

多知波奈能は、契沖、橘の實をえらぶと云意に、つゞけたり、といへり、さもあるべし、さらば枕詞なり、(後京極殿鷹三百首に、橘の身よりの毛衣かはるこそ名のある鷹のしるし成けれ、とあるは、今の歌によられしなり、)又は此一句は、地名などにもあるべし、橘と云地の名、こゝかしこにあればなり、○美衣利乃佐刀(衣字、元曆本には、袁と作り、)は、本居氏云、和名抄に、駿河國志太郡に夜梨郷あり、夜は衣の誤歟、又こゝの衣は、夜の誤か、といへり、(初句を、契沖説の如く枕詞と

するときは、夜は衣の誤にて、衣利なるべし、かくて初句を枕詞とするときは、衣利郷へ、美の言をそへて、實撰と云意に云係たるものなりとすべし、又初句を地名とするときは、美は、御吉野などの御にて、御衣利といへるならむ、もしは衣利は、夜利の誤ならむにも、美の言は同じ、○由伎加旦努加毛は、行不勝哉なり、○歌意は、美衣利の里に、父を遣し置て行むとすれど、心ひかれて、この長道の、さても行難きかな、となり

右一首。丈部足麿。

丈部足麿は、傳未詳ならず

麻氣婆之良。寶米豆久禮留。等乃能其等。已麻勢波波刀自。於米加波利勢受。

麻氣婆之良(氣字、古寫小本には伎と作り、麻都能氣などもあれば、舊本のまゝしかるべし、伎と作るは、かへりてさかしらに改めしなるべし、婆字、舊本には、波と作り、宮柱をも、美也婆之良と假字書せれば、これはさもあるべし)は、眞木柱なり、本居氏云、古に木を氣とも云し例は、神代紀私記曰、一兒、古事記及日本新抄並云、謂易子之一木乎、古者謂木爲介、故今云神今食者、古謂之神今木矣云々、と云り、此訓古き傳と聞えたり、猶書紀景行天皇卷に、御木川上とある訓註に、木此云開、又此卷に、松木を麻都能氣とよめり、又近江の佐々木を、和名抄に篠筥ともあり、といへり、(今云、上件の私記の説、いさゝかまぎらはしけれど、古は木を介と云し故に、今神今食と云を、古は神今木と字に書て、神イマケと唱へしなりと云ことなり、木と介と通ふ故に、今神今食と云を、古は神今木と云しなりと云意に、ふとはきこゆれど、さにはあらず)○寶米豆久

禮留は、讀而造有なり、さまざまに祝言を稱て造れるを云、顯宗天皇紀に、爲室壽一曰、築立稚室葛根、築立柱者、此家長御心の鎮也云々、古家造るには、すべてかゝる祝言のありしなるべし、○於米加波利勢受は、面變不爲なり、○歌意は、祝言を稱て、眞木柱高く造れる殿の、動きゆるぐ事なくして、世に久しくあり歴る如くに、母刀自も面變だにせずして、わが歸り來るまで、平安く座せ、となり

右一首。坂田部首麿。

坂田部首麿は、傳未詳ならず

和呂多比波。多比等於米保等。己比爾志豆。古米知夜須良牟。和可美可奈志母。

和呂多比波は、吾等旅者なり、呂は等と同じく、添いふ辭にて、東詞にはことに多し、○多比等於米保等は、旅と雖思なり、○己比爾志豆は、戀に爲而なり、こゝは戀しく思ふ故にして、といはむが如し、○古米知夜須良牟は、容顔持將瘦なり、可保は、古に切り、母は米に通へるゆるに、可保持を、古米知といへるなるべし、中昔物語書に、此を面持といへり、○歌意は、吾旅は、なみの旅ぞと思へど、たゞ旅の勞苦のみにはあらず、本郷に父母妻子などをのこしおきて、遠く別れ來ぬれば、其を戀しく思ふ故に、自月に日に、容貌持の瘦衰へ行らむ吾身の、さても悲しきことぞ、と云るなるべし

右一首。玉作部廣目。

玉作部廣目、(廣字、元曆本には度と作り)は、傳未詳なら
和須良牟砥。努由伎夜麻由伎。和禮久禮等。和我知知波波。和須例勢努加毛。
歌意は、本郷の父母を、しばし思ひ忘れむと、野山を行て、心を慰むれども、更に得忘れずして、
さても悲しき哉、となり

右一首。商長首鷹。

商長首鷹は、傳未詳ならず、商長首の姓、姓氏録に見ゆ、その首は、加婆禰なり、今の首鷹は名な
るべし

和伎米故等。不多利和我見之。宇知江須流。須流河乃禰良波。苦不志久米阿流可。

和伎米故等は、吾妹子となり、○宇知江須流は、打寄るにて、駿河のまくら詞なり、既に三卷に出
つ、○禰良は、嶺等にて、等は添たる辭なり、嶺呂と多く東歌によめるに同じ、○苦不志久米阿流
可は、戀しくも有哉なり、○歌意、かくれたるすぢなし

右一首。春日部鷹。

春日部鷹は、傳未詳ならず、契沖云、鷹の上に字の落たるか、石上麻呂、藤原麻呂のたぐひに、此
まゝなる名か

知知波波我。可之良加伎奈豆。佐久安禮天。伊比之古度婆會。和須禮加禰津流。

可之良加伎奈豆は、わが頭髮などを、父母の搔撫なり、わが黒髪を撫すやありけむ、などやうによ
める類にて、撫愛む形容なり、此下に、波波能美許等波美母乃須蘇都美安氣可伎奈聖云々、ともあ
り、○佐久安禮天は、幸く在となり、○伊比之古度婆會、或校本、仙覺抄、官本等に、古度婆會を、
氣等婆是と作り、東詞に然も云べきことなれば、此も捨がたし、いづれにしても、云し詞ぞなり、
○歌意、かくれなし、契沖云、さながら、今見るやうなる歌なり

右一首。丈部稻鷹。

丈部稻鷹は、傳未詳ならず

二月七日。駿河國防人部領使。守從五位下。布勢朝臣人主。實進
九日。歌數二十首。但拙劣歌十首者。不取載之。

布勢朝臣人主は、續紀に、勝寶六年四月癸未、太宰府言、入唐第四船、判官正六位上布勢朝臣人主
等、來泊薩摩國石籬浦、同年七月丙午、授從五位下、爲駿河守、寶字三年五月壬午、爲右少辨、
四年正月癸未、爲山陽道巡察使、七年正月壬子、授從五位上、爲右京亮、四月丁亥、爲文部式
部大輔、八年四月戊寅、爲上總守、景雲元年八月丙午、爲式部大輔、三年六月乙巳、爲出雲
守とあり、○實進九日、こは此前後みな九日の歌を載たるに、こゝに、七日の歌ありては、後々日
の前後を人の疑はむことをおもひて、ことに九日に進れるよしを註し、ことわれるなるべし、○二
十首の内、十首をとり載られたり、○十首二字、舊本にはなし、古寫小本に従つ

伊禰爾之豆。古非都都安良受波。奈我波氣流。多知爾奈里豆母。伊波非豆之加母。

歌意は、家に潰居て、戀しく思ひつゝあらむよりは、汝が佩有刀に成てだに、汝が身を離れず、平安からむことを齋ひて、あらまほしきものを、嗚呼さても思ふごとくならぬ事哉、となり

右一首。國造丁。日下部使主三中之父歌。

日下部使主三中之父（日下二字、舊本に早に誤れり、今は元曆本、官本、古寫本、古寫小本等に從つ、父字、舊本には文に誤れり、今は官本、拾穗本、古寫本、古寫小本等に從つ、略解に、文は母字の草書の誤なるべし、といへれど、いかに草書なりとて、母を文には、誤るべくもなし、答歌に母とよめり、といへれど、次の三中が歌も、必しも此和歌なりとも見えぬ、右の歌は父のよめるなれど、次なるは、三中が、母を慕ひてよめりし歌と見ば、何てふことかあらむ、そのうへ、左註によるに、元は父母の歌、共にありけむが、母の歌は拙劣れるから、取載ざりしにもあるべきをや、は、傳未詳ならず、使主は、顯宗天皇紀に、使主此云於彌。

多良知禰乃。波波乎和加例豆。麻許等和例。多非乃加里保爾。夜須久禰牟加母。

波波乎和加例豆は、母に別れて、と云に同じ、○麻許等和例は、信に我なり、○夜須久禰牟加母は、安く寐むかは、さても安くは得寐じ、の謂なり、加は、後世の加波の加、母は歎息辭なり、○歌意、かくれたるすぢなし

右一首。國造丁。日下部使主三中之父。

日下、これも舊本に早に誤れり、今は元曆本、拾穗本、古寫本、古寫小本等に從つ

毛母久麻能。美知波紀爾志乎。麻多佐良爾。夜蘇志麻須義豆。和加例加由可牟。

歌意は、百隈の陸路を經來しものを、又更に八十島の海路を過て、遠き境に別れ往むかと、海陸の勞をかけてよめり、難波より、發船するときの歌なり

右一首。助丁刑部直三野。

三野は、傳未詳ならず

爾波奈加能。阿須波乃可美爾。古志波佐之。阿例波伊波波牟。加倍理久麻俣爾。

爾波奈加能は、庭中之にて、庭の中央之、と云が如し、（庭内と云には非ず、）○阿須波乃可美は、古事記上卷に、大年神、娶天知迦流美豆比賣、生子云々、次阿須波神、次波比岐神云々、と見ゆ、古事記傳十二（四十九丁）に云るやう、阿須波神、名義未考得ず、（されど嘗に強て云ば、足場の意にや、足をアスと云は、地名の足羽などは是なり、さて此神は人の物へ行とても、萬の事業をなすとても、足踏立る地を、守坐神なるが故に、家毎に祭りしにや、）波比岐神、名義は、是も未思得ず、さて右の二神の事は、まづ祈年祭祝詞に、座摩乃御巫乃稱辭竟奉、皇神等能前爾白久、生井、榮井、津長井、阿須波、波比支登、御名者白氏、稱辭竟奉者、皇神能敷坐、下都磐根爾宮柱太知立、高天原爾千木高知氏、皇御孫命乃瑞能御舍乎仕奉氏、また月次祭祝詞にも、如此見ゆ、此神社は、神名帳に、宮中神卅六座の中に、座摩巫祭神五座、（並大、月次新嘗、）生井神、福井神、綱長井神、波比祇神、阿

須波神とある、是なり、さて阿須波、波比岐二柱神の、古より如此御井神と、一處にしも鎮座りしは、共に人家庭に就る神なればなるべし、又貞觀儀式、延喜大嘗祭式などを考るに、悠紀、主基の兩國、各齋郡に、齋院と云を構て、八神殿を造りて、御歳神、高御魂神、庭高津日神、大御食神、大宮女神、事代主神、阿須波神、波比岐神、この八柱神を祭らる、抑此齋院は、御稻拔穂のためなる故に、御年神、大御食神などを祭られ、又其庭を守坐故に、庭高津日神を祭り、阿須波、波比岐二神も祭らる、由あるなるべし、(拔穂より、其を京に運送るまでの、種々の事を行ふ足場を守坐、かために、阿須波神をも祭らるゝなるべし)萬葉二十に云々、(袖中抄に、上總國に、阿須波と申す神おはず、と云るは、非なり、又爾波奈加を、彼國の地名とする説もわろし)此歌に、庭中之とよめるを以て、當昔民家の庭に、竈神などと共に、此阿須波神をも、祭りしこと知べし、さて此神を祭るうへは、庭高津日神、波比岐神なども、同く祭りつらむ、(然るに、取分て阿須波乃神爾としもよめるは、旅行を祈る故なるべし、行前々足ふみ立る地を守坐故なり、若此を竈神とせば、旅行を祈らむこと由なし)さて右の歌は、末二句を味ふに、彼阿須波神は、己が家のには非で、行前の宿々の家に祭れるを、伊波比つゝ行む、とよめるなれば、何國にても、家ごとに祭ることしられたり、(或書に、攝津國河邊郡阿須波神祠、在米谷村、今稱荒神、と云るも、此神を祭れるなるべし)と見えたり、(已上)今按に、上の説の中、阿須波神は、行前の宿々の家に祭れるをよめり、と云るは、直に諸人が歌と見たるよりの事なり、されど是は、左に云る如く、字の落たるにて、家に遺居る人のよめるものと思はるれば、遙なる旅に行人の、其宿々の家の神に、木柴さして、いはむこと理なし、されば古は、何國にまれ、家ごとに祭りは爲けむなれど、此歌なるは、其家ののみを云ること著し、

〔頭註、通證、鹿島本縁云、阿須波大明神社、在下總國香取郡、是祭大己貴命兒阿〕○古志波佐之は、木柴指なり、古志波は、木柴にてもあるべし、柴を指廻して、御室を製なり、源氏物語賢本に、(野宮のさまを、)物はかなげなるこしばをおほ垣にて、いたやども、あたりあたりいとかりそめななり、とあるこしに同じ、○加倍理久麻但爾、爾字、元曆本には泥と作り、○歌意は、其方の還り來むまでは、此家の庭中に鎮座す、阿須波神に、木柴さし、御室を造り、慇懃に幣帛奉りて、旅行の恙なく平安からむことを、吾は祈禱りつゝ齋ひ拜きて待居むぞ、となり

右一首。⑤帳丁。若麻績部諸人。

主字、舊本に無は脱たるなり、前後の例に従て今補つ、○諸人は、傳未詳ならず、此字の下に、父か母か、又は妻などの字のありしが、落たるなるべし

多妣己呂母。夜都伎可佐禰豆。伊努禮等母。奈保波太佐牟志。伊母爾志阿良禰婆。

妣字、舊本には比と作り、今は元曆本に従つ、○夜都伎可佐禰豆(都字、舊本には豆と作り、今は元曆本に従つ、伎字、倍と作る本はわろし)は、彌津著襲而なり、○奈保波太佐牟志は、猶膚寒しなり、○歌意、かくれたるすぢなし

右一首。望陀郡上丁。玉作部國忍。

望陀郡、和名抄に、上總國望陀(末宇太)とあれど、其は後に訛れるものにて、十四の歌に、宇麻具多とあるぞ、古の唱なる、書紀天武天皇卷に、大伴連馬來田と云人を、望多とも書たるをも、思

ふべし、○國忍は、傳未詳ならず

美知乃倍乃。宇萬良能宇禮爾。波保麻米乃。可良麻流伎美乎。波可禮加由加牟。

宇萬良能宇禮爾は、荆之末になり、○波保麻米乃は、蔓豆之なり、此下にも、嶺延雲を、美禰波保久毛、とあり、契沖、和名抄に、辨色立成云、菹豆（和名阿知萬女）籬上豆也、とあるを引て、是は菹豆の事なるべし、と云り、さてこれまでは、からまるをいはむ料の序なり、豆蔓は、荆などにひかゝりからむものなればなり、○可良麻流伎美爾は、纏る君に、といはむが如し、契沖、からまるは、十三に、藤浪の思ひまつはしとよめる心なり、といへるが如し、○波可禮加由加牟は、離哉將往なり、神代紀に、廢渠槽、此云祕波餓都、とあれば、波奈都、を波可都、波奈禮を波可禮といひしにや、本居氏、波可禮は、和可禮なり、ハシル、ワシル、ハツカ、ワヅカなど、波と和と通ふ例あり、といへり、此説によるべし、○歌意、かくれたるすぢなし

右一首。天羽郡上丁。丈部鳥。

天羽郡、和名抄に、上總國天羽、(阿末波) ○鳥は、傳未詳ならず

伊倍加是波。比爾比爾布氣等。和伎母古賀。伊倍其登母遲豆。久流比等母奈之。

伊倍加是は、我本郷の方より吹來るを、家風といへるなり、後に、家の風とよむとは、言の様かはれり、○伊倍其登は、家言にて、本郷の親妻などの言傳なり、○歌意は、わが本郷のかたより、家風は、毎日毎日に吹來れども、親妻などの言傳を、負持來る人は、一人だにもなし、となり

右一首。朝夷郡上丁。丸子連大歳。

朝夷郡、和名抄に、安房國朝夷、(阿佐比奈) とあり、元正天皇、養老二年五月乙未、割上總國之平群、安房、朝夷、長狹四郡、置安房國、その後聖武天皇、天平十三年十一月丙戌、安房國并上總國、とあり、當時は、勝寶七年にて、上總國にあはせられしほどなり、その後程なく、孝謙天皇、寶字元年五月乙卯、勅曰、云々、其能登、安房、和泉等國、依舊分立、と見えたり、○大歳は、傳未詳ならず

多知許母乃。立鴨之。多知乃佐和伎爾。阿比美豆之。伊母加己呂波。和須禮世奴可母。

多知許母乃は、立鴨之にて、まくら詞なり、上に、美豆等利乃多知乃已蘇伎、とよめるに同じ、○伊毛加己呂波は、妹が心の愛しさは、と云むが如し、十二に、神左備而巖爾生松根之君心者忘不得毛、とあり、○和須禮世奴可母は、忘るゝ事を得爲ず、さても絶間なく、戀しく思はるゝこと哉、となり、○歌意、かくれたるすぢなし

右一首。長狹郡上丁。丈部與呂磨。

長狹郡、和名抄に、安房國長狹、(奈加佐) ○與呂磨は、傳未詳ならず

余曾爾能美。美豆夜和多良毛。奈爾波我多。久毛爲爾美由流。志麻奈良奈久爾。歌意は、雲居の外に見ゆる島にても、なきことなるに、本郷の方を遙に見すて、難波より發船して、遠き海路をわたり往むもの歎、となり、契沖もいへるごとく、此は、難波より西方にある島々の、遙に望らるゝを、雲居に見ゆる島とはよめるものなり

右一首。武歙郡上丁。丈部山代。

武歙郡、和名抄に、上總國武射、○山代は、傳未詳ならず
和我波波能。蘇豆母知奈弓氏。和我可良爾。奈伎之許己呂乎。和須良延努可母。

本二句は、母の自の袖を持て、吾を撫ての意なり、此上にも、知知波波我之良加伎奈豆云々、とよめり、下の長歌にも、同じ心ばえの詞あり、○和我可良爾は、吾故になり、○奈伎之許己呂乎、今按に、此は泣し心之とあるべき處なり、此乎は、十四に、多伎木許流可麻久良夜麻能許太流木乎麻都等奈我伊波婆古非都追夜安良牟、とある乎に同じく、能に通ふ言か、又は能、乃等の字を、寫し誤れるにもあるべし、(もしこれを、常の如く、泣し心乎としては、和須良延努とあるに應はず、乎ならば、和須禮可爾都母、などやうにあるべし、其所以は、忘れられぬは、自忘れられぬを云、忘れ不得つもは、忘ることを得ざるを云との差別にて、乃と乎との異なるを知べし、此例は、たとへば人のおもほゆると云と、人を思ふと云との差別のごとし、これ自然ると、しか爲るとの異なるればなり、この餘もみな、これに准へて知べし)○和須良延努可母、(延字、舊本廷に誤る、今は元曆本、古寫小本に従つ)は不所忘哉なり、忘良禮を忘良延と云は、古言なり、○歌意、かくれたるすぢなし、いつくしみ孝養ともに、あはれなる歌なり、みやこの人およばむや

右一首。山邊郡上丁。物部乎刀良。

山邊郡、和名抄に、上總國山邊、(也末乃倍)○乎刀良(乎字、舊本には、手と作り、今は一本に従

つ)は、ヲトラと訓べし、傳未詳ならず

阿之可伎能。久麻刀爾多知豆。和藝毛古我。蘇豆毛志保保爾。奈伎志曾母波由。

久麻刀爾多知豆、契沖云、久麻刀は、隈所なるべし、女は人にしのぶものなれば、垣のまがれる隈などに立なり、といへり、(古事記に、久美度邇興而生子云々、とある、久美度も、久麻刀と言は通へど、いさ、か別なり)○志保保は、契沖云、しほくなり、○奈伎志曾母波由は、(契沖、泣しぞ思はるなり、留と由と同韻なり、といへり、そもく古來曾の言を、例の語辭と意得たるは、深く考へざりしが故なり、かれ本居氏詞の玉緒にも、此歌を、てにをはたがへる、歌の中にいれて、上にツとあれば、思ユルと結ぶべきを、ユと結びたるは、ルもじたらで、とゝのはすとしるせり)今按に、所念を、東語に、曾母波由と云り、ときこえたり、於を曾に通はし、保を波に通はしたるものなり、於と曾とは同韻なるうへ、阿伊宇延於と、佐志須勢曾とは、殊に親通し云たる例あること、余が雅言成瀧に委云り、披見てさとるべし、保と波と通し云ることはさらなり、(しかるを、元來於を曾と通云ることに心づかて、てにをはとゝのはすとおもへるは、いと本意なきことなり、東歌にも、さまでてにをはたがへる歌はなきを、自おろそかに見すぐして、古歌に難つくるこそいとほしけれ)○歌意、かくれなし

右一首。市原郡上丁。刑部直千國。

市原郡、和名抄に、上總國市原、(伊知波良)○千國は、傳未詳ならず
於保伎美乃。美許等加志古美。伊弓久禮婆。和努等里都伎豆。伊比之古奈波毛。

和努等里都伎旦は、契沖、我に取著而なり、といへるが如し、下家持卿の歌に、若草乃都麻波等里都吉、とよめるに同じ、さて和努は、十四に、宇倍兒奈波和奴爾故布奈毛、とよめれば、東詞に、我を和努といひしとおぼゆ、しかればこゝも、和努爾とあるべきを、爾の言なきは、省きていへるか、又努爾は、努と切れば、かくても和努爾と云意とは、聞ゆるなり、○伊比之古奈波毛とは、伊比之は、別れ難きことを言しなり、古奈は、子等と云に同じく、妻をさす、波毛は、尋慕ふ意の詞なり、○歌意は、勅命を奉畏、防人に發出する時に、吾に取著て、別れ難きことを、とかくいひし其子等は、いづらや、と尋ね慕ふなり

右一首。種泚郡 上丁。物部龍。

種泚郡、泚は准字の誤寫なり、和名抄に、上總國周淮、季、○龍は、傳未詳ならず

都久之閉爾。敝牟加流布爾乃。伊都之加毛。都加敝麻都里言。久爾爾閉牟可毛。

都久之閉爾は、筑紫方になり、○敝牟加流布爾乃は、舳向る舟之にて、筑紫の方へ舳前の向はる、船を云、下の長歌にも、安佐奈藝爾倍牟氣許我牟等、とよめり、○久爾爾閉牟加毛は、本郷に舳將向なり、毛は牟に通ひて同じ、○歌意は、防人に往とて、筑紫の方へ、舳前を向て漕舟の到着て、事幸く恙なく奉仕畢て、何時か其船を、又わが本郷の方へ舳前を向て、漕還らむ、さても一すちに待遠や、となり

右一首。長柄郡 上丁。若麻績部羊。

長柄郡、和名抄に、上總國長柄、(奈加良) ○羊(官本には申と作り)は、傳未詳ならず

二月九日。上總國防人部領使。少目從七位下 茨田連沙彌鷹。

進 歌數 十九首。但拙劣歌(六首)者。不取載之。

茨田連沙彌鷹は、傳未詳ならず、續紀に、文武天皇元年八月戊子朔、茨田足島賜姓連、と見ゆ、同族にや、和名抄に、河内國茨田、(萬牟多)とあり、本は宇萬良多なりけむを、後に訛りて、萬牟多となれるなるべし、○十九首の内、十三首をとり載られたり

陳私拙懷歌一首并短歌。

陳私拙懷歌、(歌字、舊本に無は脱たるなるべし、今は古寫小本并目錄にあるに従つ)これは難波宮の繁榮を奉稱たるなり、しかるを、下に至りて、天平勝寶八歲丙申二月朔乙酉、二十四日戊申、(此間疑脱)天皇二字、(太上)天皇、皇太后、幸行於河内離宮、經信以王子傳幸於難波宮也、と見えたるは、續紀に、天平勝寶八歲春二月戊申、行幸難波、是日至河内國、御智識寺南行宮、王子、行幸難波宮、御東南新宮、三月甲寅朔、太上天皇幸堀江上、とある、其なるを、この勝寶七歲春は、難波に行幸のありしよし、續紀に見えざるは、漏たるにやあらむとも思へど、しかにはあらじ、これは八歲春、難波に行幸あらむとて、七歲の春より御用意ありて、卿大夫を難波に下されしに、家持卿兵部少輔なりければ、兵器儀仗の事等を掌るによりて、下られしが、あらかじめ行幸のありしほど、の意になりて、よまれけるなるべし

天皇乃。等保伎美與爾毛。於之豆流。難波乃久爾爾。阿米能之多。之良志賣之伎等。伊麻能乎爾。多要受伊比都都。可氣麻久母。安夜爾可之古志。可武奈我良。和其大王乃。宇知奈妣久。春初波。夜知久佐爾。波奈佐伎爾保比。夜麻美禮婆。見能等母之久。可波美禮婆。見乃佐夜氣久。母能其等爾。佐可由流等伎登。賣之多麻比。安伎良米多麻比。之伎麻世流。難波宮者。伎己之乎須。四方乃久爾欲里。多豆麻都流。美都奇能船者。保理江欲里。美乎妣伎之都。安佐奈藝爾。可治比伎能保里。由布之保爾。佐乎佐之久太理。安治牟良能。佐和伎伎保比豆。波麻爾伊泥豆。海原見禮婆。之良奈美乃。夜徹乎流我宇倍爾。安麻乎夫禰。波良良爾宇伎豆。於保美氣爾。都加倍麻都流等。乎知許知爾。伊敷里都利家理。曾伎太久毛。於藝呂奈伎可毛。己伎婆久母。由多氣伎可母。許己見禮婆。宇倍之神代由。波自米家良思母。

天皇乃は、スモロキノとよめるに従べし、(略解に、オホキミノとよめるは、いみじきひがことなり) ○等保伎美與とは、仁徳天皇の御代を指り、○於之豆流は、難波の枕詞なり、○伊麻能乎爾は、岡部氏の、乎は與の誤なり、といへる、然もあるべし、イマノヨニと訓べし、今世になり、○可氣麻久母云々(二句)は、當代天皇の御うへにかけていへるなり、○可武奈我良は、神在隨にて、次の句の下におきて意得べし、吾大王の神在隨、と云意なればなり、○和其大王乃は、契沖も云る如く、大王乃と假によみ絶て、下の見給明給といふにつけて意得べし、次句の宇知奈妣久云々と云へ、

直につゞけては聞べからず、○宇知奈妣久は、春をいはむとてのまくら詞なり、○見能等母之久は、見るにめづらしく、といはむが如し、○見乃佐夜氣久は、見るに清潔く、と云意なり、○賣之多麻比安伎良米多麻比は、見給ひ明め給ひ、と云意なり、御目を悦ばし、御心をはるかしたまふ謂なり、○之伎麻世流云々、これより下は、難波宮の繁榮のさまをよめり、○伎己之乎須(乎字、舊本には米と作り、いづれにもあるべし、今は元曆本、古寫本等に従つ)は、所聞食なり、○美乎妣伎之都々は、水脉引爲乍にて、船を水脉の任に引添るを云、此詞既く出たり、○可治比伎能保里は、戰引添なり、此も既く出つ、○安治牟良能は、枕詞なり、既く出たり、○夜徹乎流我宇倍爾は、七卷に、白浪之八重折之於丹云々、○波良良爾宇伎豆は、契沖、ちりふにうかぶなり、神代紀上云、若沫雪以薺散、(薺散此云三具穢籤邏々箇須)この葉のはらくとちるなどいふも、これなるべし、第三に、刈薦のみだれいづみゆあまのつりぶね、といへる心なり、史記夏本紀云、其土白壤、(孔安國曰、土無塊曰壤)孔安國が註の心にて、はらけりといふ語をみるに、これも今の土民など、つちのほろくとする、はらくとするなどいへるに、おなじければ、散の字の意におなじ、と云り、字鏡に、霧波良介志、又知留、ともあり、○於保美氣爾云々、一卷に、遊副川之神母、大御食爾仕奉等、上瀬爾鵜川乎立云々、○伊敷里都利家理は、漁釣けりなり、伊敷留とは、ひろく魚漁業するを云詞なり、(略解に、いざりは網引のことにいひ、つりは釣することなりと、分てるはいかに、十九に、鮪衝等漁人之燭有伊敷里火之云々、とあるにても、網引にかぎらぬを思ふべし)さて此處は、伊敷里の里は、都利の利に同じく、用言に唱べし、(漁して釣けり、と云意にあらざればなり)○曾伎太久は、契沖云、そこばくと同じことなり、(於藝呂奈伎可毛は、於藝呂てふ言の義は、

未思得ざれども、於藝呂奈伎は、海上の廣く寛にして、至り極る限りの無を云言と聞えたり、可毛は、哉にて、歎息の辭なり、(略解に、おぎろなきは、奥なきなり、きろの約こなれば、おくなきといふ意と成べし、といへるは、いかゞ、但し深き方にも、廣き方にも、至り極れる處を奥と云なれば、無レ奥と云義とせむに、意はたがはされども、於藝呂と、藝の濁音の字を用ひたれば、奥と意は似たれども、言はもとより異なること著きをや、願字をオギロと訓も、もとおぎろなきといふべき理なるを、後人の謾に、わづらはしきをいとひて、オギロと略訓せるものところをおもはるれ、(願字は、字書に、幽深難見也、と註したればなり、但し願は深き意に用る字なれど、深き方にも廣き方にも、極みのなきを、おぎろなきとはいふべければ、其はいづれにしても、たがはざることなり、○契沖が、此の意を、わたの底は、いたりてふかき物とおもへど、君が大みけにとて、あまどものいざりしつりして、よきさかななどもたてまつるを見れば、そこばく深くはなきかとなり、といへるは、甚わろし、○已伎婆久母は、已許婆久母と云に同じ、○由多氣伎可母、以上十二句の意は、敷多の海部小舟の散亂て、此方彼方に漁釣して、大御饌の爲に、魚とりて奉獻れど盡せぬを見れば、さても海は、許多く廣く極なく、寛なるものにてある哉、となり、○許已見禮婆は、此を見者、といふ意なり、○宇倍之神代由波自米家良思母は、諸國より獻る調貢も満足ひ、またこの海上の廣く寛にして、御饌物の盡せぬを見れば、げに神代に、此難波宮を草創め給ひしは、さても一すぢに理にこそありけらし、となり、神代とは仁德天皇の御代を指て申せるなり

反歌。

反歌二字、舊本にはなし、拾穂本、古寫小本等に從つ
櫻花。伊麻佐可里奈里。難波乃海。於之豆流宮爾。伎許之賣須奈倍。
伊麻佐可里奈里、三卷に、青丹吉寧樂乃京師者咲花乃薰、如今盛有、八卷に、茅花拔淺茅之原乃都保須美禮今盛有吾戀苦波、十卷に、吾瀬子爾吾戀良久者奥山之馬醉花之今盛有、○於之豆流宮爾といへるは、於之豆流は、難波の枕詞なるを、家持卿の頃は、既くいひなれて、用を體にとりなして、上に難波乃海といひて、於之豆流宮と語を下上に置たるなど、漸にはたらきがましく成たるものなり、と略解にいへり、今按に、六卷、十一卷に、おしとると云に、臨照とかけるによるに、此も難波宮に照臨し賜ふ意をこめて、おしとる宮とよめるにやあらむ、○歌意は、此難波宮に、吾大皇の敷座て、天下を所聞看につれて、折しも二月なれば、櫻花も今さかりにて、いとよあかず、貴くめでたくありけり、と祝申せるなり

海原乃。由多氣伎見都都。安之我知流。奈爾波爾等之波。倍努倍久於毛保由。
由多氣伎見都都は、海上の廣く寛なるを見乍なり、契沖、海上のひろくとあるを、世のまつりごとのゆるやかなるに、下の心はよせたるなるべし、といへり、其意もあるべし、三卷に、廬原乃清見之崎乃見穗乃浦乃、寬見乍物念毛奈信、○安之我知流は、枕詞なり、上に見えたり、○歌意、かくれたるすぢなし、六卷に、紅爾深染西情可母寧樂乃京師爾年之歴去倍吉

右二月 十三日。兵部 少輔大伴宿禰家持。

奈爾波都爾。美布禰於呂須惠。夜蘇加奴伎。伊麻波許伎奴等。伊母爾都氣許會。

美布禰於呂須惠は、御船下居なり、官船なれば、御船といへり、志須は、須と切れば、於呂志須惠を、於呂須惠とはいへるなり、○夜蘇加奴伎は、八十櫂貫なり、十二にも、八十梶懸、とよめり、數多の櫂を立るを云、○伊麻波許伎奴等は、今者湊を漕出ぬる、と云むが如し、今者とは、此まで二方にわたりし事の、一方に清く決まれるをいふことばなり、一卷に、潮毛可奈比沼今者許藝且菜、三卷に、憶良等者今者將罷、四卷に、今者吾羽和備會四二結類、又、戀者今葉不有常吾羽念乎、八卷に、時者今者春爾成跡、出雲風土記に、今者國引訖、詔而、意宇社爾御杖衝立而、意惠登詔、などあるを、考合せて知べし、今者と連云たる言は、いづくにありても、皆同義なり、○伊母爾都氣許會は、乞で、家妻に告てよかし、と東國の方へ往人に、あつらへ言傳るやうによみなしり、○歌意、かくれたるすぢなし

佐伎牟理爾。多多牟佐和伎爾。伊敵能伊毛何。奈流敵伎已等乎。伊須波伎奴可母。

佐伎牟理爾、(牟字、元曆本には毛と作り、)は、防人になり、○伊毛、元曆本には、伊牟と作り、佐伎毛理をも、佐伎牟理といへるからは、東語に、妹を伊牟ともいひしなるべし、既に此上にも、妹無にしてを、伊牟奈之爾志且、とよめり、○奈流敵伎已等乎(敵伎を、古寫小本には、倍吉と作り)は、奈流とは、すべて産業をするを云、足乳根乃母之其業桑尙云々(七卷)と云是なり、其を體言にして、奈利とも云り、五卷に、比佐迦多能阿麻遲波等保斯奈保奈爾伊弊爾可弊利提奈利乎斯麻佐爾、とある、これなり、されば、此は、産業にすべき事を、と云意なり、○伊波須伎奴可母は、不

言來ぬる哉なり、○歌意は、吾が旅に行たる間、家妻が産業にすべきことを、しかくと言課せて出で來べかりしを、急ぎて發出とて、さやうの事をも言おかす來ぬるが、さても心もとなく、今更悔しき事かな、となり

右二首。茨城郡。若舍人部廣足。

和名抄に、常陸國茨城、牟波良岐、(牟は、字を寫誤れるか、また彼抄の頃は、既に牟と唱誤れるか)○若舍人部廣足(若舍を、類聚抄には、君舍と作り、いかゞ、廣字、元曆本には、度と作り、)は、傳未詳ならず

於之豆流夜。奈爾波能津與利。布奈與會比。阿例波許藝奴等。伊母爾都岐許會。

與利、元曆本には、由利と作り、いづれにもあるべし、○許藝奴等は、漕出ぬると、と云むが如し、○伊母爾都岐許會は、妹に告乞なり、○歌意、かくれたるすぢなし

比多知散思。由可牟加里母我。阿我古比乎。志留志且都祁且。伊母爾志良世牟。

志留志且都祁且は、書に記して附て、と云なり、附ては、さづけてと云意なり、○歌意、かくれなし、時歸鴈の節なれば、さてもいかで、常陸さして行む雁もがなあれかし、と希ふなり、十五に、安麻等夫也可里乎都可比爾衣且之可母奈良能彌夜古爾許登都礙夜良武

右二首。信太郡。物部道足。

信太郡、和名抄に、常陸國信太、(志多)○道足は、傳未詳ならず

阿我母^{アガモ}且能^{モテ}。和須例母之太波^{ワスレモシダハ}。都久波尼乎^{ツクハニホ}。布利佐氣美都都^{フリサケミツツ}。伊母波之奴波尼^{イモハシヌハネ}。

阿我母且能は、吾面之なり、○和須例母之太波は、將忘時者なり、之太は、時の古言なるよし、既く委辨いへり、十四に、阿我於毛乃和須禮牟之太波云々、又、於母可多能和須禮牟之太波云々、などよめり、○之奴波尼（尼字、舊本に且と作るは誤なり、今は元曆本、拾穂本、古寫小本等に從つ）は、慕はねなり、尼は、希望辭なり、○歌意は、たとひ別れて久しくなりぬとも、吾面貌の容儀の忘らるゝ時はあるまじきなれど、年の歴ば、もし忘るゝこともありぬべし、然らむには、いよく相見ま欲く思はまし、その時は、いかで筑波嶺を仰ぎ望て、我なりと思ひて慕へかし、となり、此小龍が家、筑波よりは東にあるるべし、故夫の經行し筑波の方を見てしのべと、云なるべし

右一首。茨城郡。占部小龍。

小龍は、傳未詳ならず

久自我波波^{クジガハハ}。佐氣久阿利麻豆^{サケクアリママテ}。志富夫禰爾^{シホフネニ}。麻可知之自奴伎^{マカヂシツヌキ}。和波可敵里許牟^{ワハカヘリコム}。

久自我波波は、久慈河者なり、久慈郡の河なり、山河の平安からむことを希ふは、白埼はさきくありまて、などよめる類なり、○佐氣久阿利麻豆は、平安て在々待、となり、契沖が、さきくありてまてなり、といへるは、いさゝかたがへり、この阿利は、在通など云在にて、在々て絶ぬさまを云辭なればなり、○志富夫禰爾は、潮路をわたる船の義にて、河船に對へて、海船をいへり、既に十四に見えたり、○歌意、かくれたるすぢなし

右一首。久慈郡。丸子部佐壯。

佐壯は、傳未詳ならず

都久波禰乃^{ツクハニホ}。佐由流能波黍能^{サユルノハナノ}。由等許爾母^{ユトコニモ}。可奈之家伊母會^{カナシケイモツ}。比留毛可奈之祁^{ヒルモカナシケ}。

佐由流能波黍能は、五月百合花之なり、さてこれまでは、由の言を承て、由等許といはむ料にて、序におけるなるべし、(略解に、一二句は、さゆりの花の如く、愛らるゝ妹といふなり、と云れど、さまで意をこめたるにはあらじ、)○由等許爾母は、夜床にもなり、○可奈之家は、ふたつ共に、愛憐なり、○歌意は、夜床に手枕を交して寝る時も、憐に愛しく、晝相見るとも、憐に愛まれて、信に厭世なきものを、さる妻を家に遺しおきて、吾は遙なる海山を隔て、遠く別れ行が悲しき事、といふ情を、含ませたるなるべし

阿良例布理^{アラレフリ}。可志麻能可美乎^{カシマノカミホ}。伊能利都都^{イノリツツ}。須米良美久佐爾^{スメラミクサニ}。和例波伎爾之乎^{ワレハキニシホ}。

阿良例布理は、枕詞なり、七卷に出、○可志麻能可美は、神名帳に、常陸國鹿島郡鹿島神宮、(名神大、月次新嘗、)此神は、建御雷神にましくて、天下言向に大じき御功ましくけること、古書等にかくれもなければ、古より軍事には、まづ此神を祈りしなり、○須米良美久佐は、皇御軍なり、○歌意は、吾尊信奉るところの鹿島の神に祈願て官軍に出て來しものを、いかでいみじき功勳を立すして、歸り來るべしや、となり、古の東人の義氣、思ひやるべし

右二一首。那賀郡。上丁。大舍人部千文。

那賀郡、和名抄に、常陸國那珂、○千文（元曆本には、子久と作り、古本、古寫本、活字本等には、
文を丈と作り、）は、傳未詳ならず
多知波奈乃。之多布久可是乃。可具波志伎。都久波能夜麻乎。古比須安良米可母。

本二句は、序にて、橘の下吹風の香の細き、と云意につゞきて、さて承たる方にては、香の言に用
なく、たゞ細きといふのみなり、○可具波志伎とは、可は、可青、可黒、可易き、可依、可弱きな
ど云可にて、たゞそへたる辭なり、具波志伎は、心細、目細などの細にて、賞、愛、ることの細
に深きを云詞なり、○古比須安良米可母は、不戀將在かは、さてもなつかしやの意なり、○歌意
は、常に家人と共に見やりて、深く賞愛し、みし筑波山を、旅にある間、戀しく思はずてあられむか
は、さてもなつかしや、となり

右一首。助丁占部廣方。

郡名を出さざるは、右の千文と同處なりけるが故にや、次下なるも同じ、○廣方（元曆本には庶才
と作り、古寫本には方を足と作り、）は、傳未詳ならず

阿志加良能。美佐可多麻波理。可閉理美須。阿例波久江由久。阿良志乎母。多志夜波婆
可流。不破乃世伎。久江且和波由久。牟麻能都米。都久志能佐伎爾。知麻利爲且。阿例
波伊波波牟。母呂母呂波。佐祁久等麻乎須。可閉利久麻且爾。

美佐可多麻波里とは、美佐可は、九卷にも、足柄坂を、鳥鳴東國能恐耶神之三坂爾、とよめり、

多麻波里は、契沖が、長流説を引て、多は助辭にて、只廻る意なり、といへる、これ宜し、多は、多
毛登保留など云多に同じ、此下に、美佐可多婆良婆とあるも、廻らばなり、（給と云にはあらず、）○
可閉理美須は、不願なり、さしも嶮き足柄の御坂を廻りて往ども、武夫なれば、願見も爲す、雄
雄しき心をふるひおこして行、となり、○久江由久は、越行なり、○阿良志乎母は、荒男もなり、○
多志夜波婆可流は、立よ弾るなり、多志は、契沖、立なりといへる如し、（略解に、志は知の草書
誤れるにて、タチヤハハカルなるべし、といへるは、いみじきひがことなり、）凡て知と之とは通ふ
例にて、ケチ、ケン、ハナチ、ハナシなどいへる類、雅言にも多き中に、殊に東語には、知を志といへる
例多し、父を志々、地を都之、持を母之、歩を加之などいふ類甚少からず、（これらの志をも、知の
誤と云むは、いたく固陋なり、）さて夜は助辭にて、與といふに同じ、（略解に、夜の言心得がたし、誤
ならむといへるは、よく考ざりしなり、）かゝる處に夜の助辭をおかむは、いかゞしきやうなれども、
此下にも、月日者過者雖往、と云ことを、都久比夜波須具波山氣等母云々と、夜の辭をおきてよめ
れば、東人の歌には、さることありしをしるべし、さてかくいへる意は、不破は、古三關の一に
て、甚嚴重なれば、荒雄すらも立憚りて、たやすく通ることかたしといへど、吾はゆるしき武夫
なれば、勅命を蒙て、いさゝか泥み障ることなく、易く踏越て行、と云なるべし、○牟麻能都米は、
まくら詞なり、契沖云、馬のつまづくといふ意につゞけたり、第十八に、馬のつめいつくすきはみ
といひたるには、心かはれり、又此集に馬を宇麻とのみかきたるに、こゝに牟の字をかけるは、東
歌故なるべし、といへり、さもあるべし、抱をも、十四、東歌には、牟陀伎とよめり、これ東語に、宇
を牟といへる例なり、○知麻利爲且は、留居而なりと、契沖いへる如し、知麻利は、五卷に、宇奈

原能邊爾母、奧爾母、神豆麻利宇志播吉伊麻須云々、とよめる豆麻利に同じくて、留る意なり、○阿例波伊波波牟は、吾身のうへの恙無く奉仕むことを、望禱て齋祝むといふ意にも聞え、又本郷の父母妻子の平安くあらむことを、願ふ謂にも聞えたり、○母呂母呂波は、諸者なり、これは本郷の親族をいふべし、諸といへる例は、稱徳天皇紀詔に、天下能人民諸乎感賜云々、佛足石碑歌に、都止米毛呂毛呂などあり、○佐祢久等麻乎須は、平安と申すにて、本郷に留れる親族諸は、吾が防人に奉仕て、事竟て歸り來るまで、平安くあらしめ給へと、神祇に祈申すといふ意なるべし、麻乎須とは、すべて尊貴き方にむかひて言をいふ辭なれば、こゝは神祇に祈申す意なるべし、といふなり、○歌意は、さしも嶮き足柄の御坂を廻りて、本郷の方をも願す、をしき心をおこして行に、甚嚴重なる不破の關なれば、なみくの武夫ならば、立憚るべきに、われはゆるしき勇士にして、かたじけなくも勅命を奉て行ば、たやすく通行ぞ、今よりは筑紫の崎に留居て、本郷の親族、また吾身の平安からむことを祈りつゝをらむ、本郷の親族諸は、吾防人の事竟て、本郷に歸り來むまで、彼方も此方も、さきくあらしめ答へと、神祇に祈願り申す、と云なるべし、此歌すべて詞のつゞけがらなどは、いかゞしく聞ゆるものから、ますら武夫の雄々しき實心は、いさゝか隠れもなく、言の表に著れて、いともめでたくむかしきうへ、ことに東人の長歌はめづらしければ、當昔國島が進れる時に、拙劣しとてえり捨すして、取載しこそありがたけれ

右一首。倭文部可良鷹。

倭文部可良鷹(文字、舊本に父と作るは誤なり、今は元曆本、異本等に從つ)は、傳未詳ならず

一月十四日。常陸國部領防人使。大目正七位上息長真人國島進。歌數十七首。但拙劣歌七首者。不取載之。

部領防人使、拾穗本には、防人部領使とあり、例によるに、まことにさもあるべし、但此下武藏國、部領防人使云々とあるは、此と同じ、もとよりかく二様に云るか、又は二處共に改むべきか、○息長真人國島(鳥字、拾穗本には、鵑と作り)は、續紀に、寶字六年正月癸未、正六位上息長丹生真人國島授從五位下と見ゆ、○十七首、元曆本には、廿七首と作り、舊本に從ときは、十首をとり載られたり、○七首二字、舊本にはなし、拾穗本、古寫小本等に從てしるしつ

萬葉集古義二十卷之中

祁布與利波。可徹里見奈久。意富伎美乃。之許乃美多豆等。伊渥多都和例波。

之許乃美多豆等は、醜之御楯となり、醜は、醜のますら男、之許霍公鳥、之許津翁、醜乃醜草などいふ之許にて、罵輕しめていふ辭なり、此は卑下りて、みづから身を罵辭なり、と契沖いへるが如し、御楯は、崇峻天皇紀に、捕鳥部万(万名也)云々、號曰万爲天皇楯、將効其勇、而云々、とあるに同じ、契沖又云、異國のあたふせがむとて向ふは、敵軍の矢先の楯となることゝなり、○歌意かくれたるすぢなし、家をも身をもおもはずて、唯一道に、公役を勵み勤しむ武夫の志著れたり

右一首。火長。今奉部與會布。

火長、(火字、類聚抄に大と作るは誤なり、下々なるも同じ)左右衛門式に、凡檢校在京非違者、佐一人、尉一人、志一人、府生一人、火長九人、(二人看督、一人案主、四人佐尉、從各二人、志從一人、府生從一人)凡檢非違使別當、充隨身火長二人、凡捉人防授、火長七人、(三人守獄所未彈人、四人領著鉄囚)凡毎月晦日掃除、宮中者、差將領府生一人、火長四人、送民部省、凡諸門、厩亭、便令守門、火長衛護云々、賦役令義解に、凡役丁匠、皆十人外給一人、充火頭、(謂火頭者、厮丁也、執炊爨之事、故曰火頭)軍防令義解に、凡兵士十人爲一火云々、凡兵士向京者、名衛士、火別取、白丁五人、充火頭、(謂蠲免之法、一同仕丁、其防人者、不充火頭也)守邊者名防人、

〔頭註、この義解を見れば、火長と火頭と〕○今奉部與會布は、傳未詳ならず

阿米都知乃。可美乎伊乃里豆。佐都夜奴伎。都久之乃之麻乎。佐之伊久和例波。

佐都夜奴伎は、幸矢貫なり、幸矢は既に委説り、貫とは、略解に、本居氏説を引いて、靱胡籜などへ、矢を貫入れてさすをいふなるべし、といへり、○都久之乃之麻は、今の九國を總て云り、(筑前筑後のみを云は、や、後なり)古事記に、生筑紫島、亦身一而面有云々、○伊久、元曆本には、由久と作り、いづれにもあるべし、○歌意、かくれなし

右一首。火長。大田部荒耳。

大田部荒耳(耳字、官本には躬と作り)は、傳未詳ならず

麻都能氣乃。黍美多流美禮婆。伊波妣等乃。和例乎美於久流等。多多理之母己呂。

麻都能氣乃は、松木之なり、木を古言に氣ともいへる例、此上に、麻氣波之良とある歌に委註り、○伊波妣等は、家人なり、此下にも、家を伊波とよめり、○和例乎美於久流等は、吾を見送るとして、となり、古事記顯宗天皇條に、天皇見送歌、曰云々、とあり、○多多理云母己呂は、契沖、立りしが如しなり、第九、第十四にも、ころとよめり、神代紀には、若の字をよめり、若と如と、おなじ意なり、といへるが如し、猶母己呂の言は、既に九卷に委註り、○歌意は、道を來るに、松木の並て立るを見れば、わが家を出發し間、家族の吾を見送るとして、並て立りしが如し、となり、何と

なき歌なれど、見るものにつけて、家人を思ひ出慕へる情、いとあはれなり

右一首。火長。物部眞島。

物部眞島は、傳未詳ならず

多妣由伎爾。由久等之良受。阿母志志爾。己等麻乎佐受。伊麻叙久夜之氣。

阿母志志爾は、母父になり、於母を、東語に阿母といへり、又知々を志々といふことも、此上にいへるが如し、(略解に、あゝと書るを、志々に誤れるか、といへるは、甚謾なり、○己等麻乎佐受(乎字、元曆本には字と作り、乎とある方然るべし)は、契沖、物申さずしてなり、物いはぬ草木といふ心を、事とはぬ草木といへり、と云る如し、今按に、己等は、言にてもあるべし。事とふなど云も、言問と云ことなればなり、されど己等申と云意は、物申すと云に同じ、さて麻乎須は、すべて尊き方にむかひて云をいへり、されば父母に聞ゆべきことをも、聞え上ざりし謂なり、○久夜之氣は、悔しきなり、○歌意は、吾かく防人に差れて行べしとも、兼て知すて、日頃心を盡して、父母に委細に物申さざりしが、今更悔しき事、となり

右一首。寒川郡上丁。川上巨老。

寒川郡、和名抄に、下野國寒川郡、(佐無加波)○川上巨老(巨字、古寫本、類聚抄、古寫小本等には巨と作り、川上臣といふ姓とするか)は、傳未詳ならず、上の下に、部字ありしが、脱たるなるべしと云説、さもあるべし

阿母刀自母。多麻爾母賀母夜。伊多太伎。美都良乃奈可爾。阿敏麻可麻久母。

阿母刀自とは、阿母は、於母にて、母刀自と云に同じ、○美都良は、七卷に、青角髮、和名抄に、四聲字宛云、鬢屈髮也、和名美豆良、源氏物語桐壺に、くわむざの御座、ひきいれのおとこの御座御前にあり、さるの時にぞ、源氏まゐり給、みづらゆひ給へるつらつき、かほのほひ、さまかへ給はむことをしげなり、濡標に、川原のおとこの御例をまねびて、わらは隨身を給ける、いとをかしげにさうぞき、みづら結て、紫すそごのもとゆひなまめかしう、たけすがたとのひ、うつくしげにて、十人さまことに、今めかしう見ゆ、胡蝶に、龍頭鶴首を、からのよそひに、ことごとしうしつらひて、かちとり棹さすわらはべ、みなみづらゆひて、もろこしだ、せて、さるおほきなる池の中に、さし出たれば、など見えたり、○阿敏麻可麻久母は、令相纏まくもなり、阿敏は、集中に、橘を玉に阿敏貫などよめる阿敏に同じく、令相の縮れるなり、さて玉を鬢に纏くことは、天照大神の御美豆羅に、八尺勾璫之五百津之美須麻流之珠を纏し給ひしこと、古事記、書紀に見えたるをはじめて、集中三卷に、伊奈太吉爾伎須賣流玉者無一、とあるも、鬢に纏をいへり、○歌意は、母君は、嗚呼玉にもがなあれかし、さらば鬢に令相纏て、戴さ、けて旅路へも持行ましものを、となり、源氏物語玉鬢に、このおはしますらむ女君、すぢことにうけ給れば、いと辱し、たどながしが、わたくしの君と思ひ申て、いたゞきになむ、さゝけたてまつるべき云々、此上に、知々波々母波奈爾母我母夜久佐麻久良多妣波由久等母佐々己由加牟、似たる歌なり

右一首。津守宿禰小黑栖。

津守宿禰小黑栖(禰字、舊本に無は脱たるものなり、今は官本、古寫本、古寫小本、類聚抄、拾穗本等に從つ)は、傳未詳ならず

都久比夜波。須具波由氣等毛。阿母志志可。多麻乃須我多波。和須例西奈布母。

都久比夜波は、月日者なり、夜は助辭なり、かゝる處に、此辭をおけるは、東歌なるが故なるべし、(諸説、夜をヨとよみて、月日夜者の義とするは、大非なり、月日夜とはいふべくもなし、且此歌は、字音の假字のみを用て書たれば、もしヨならむには、欲字などを、書べきことなるをや)○須具波由氣等毛は、過は雖往なり、○阿母志志可は、母父之なり、(略解に、こゝをも、志々は知々の誤なるべし、といへるは甚謾なり)○多麻乃須我多は、玉の容姿にて、光儀を贊美たるなり、○和須例西奈布母は、忘れ不爲もなり、○歌意は、月日を歴れば、物每大方は、善も悪きも、自ら忘れらるゝ習なるに、父母が玉のやうなる愛しき光儀は、さても一日片時も、忘るゝ事のなきよ、となり

右一首。都賀郡上丁。中臣部足國。

都賀郡、和名抄に、下野國都賀、○中臣部足國は、傳未詳ならず

之良奈美乃。與會流波麻倍爾。和可例奈波。伊刀毛須倍奈美。夜多妣蘇呂布流。

與會流は、所依なり、○伊刀毛須倍奈美は、甚も爲便無からむとて、と云意なり、抑この美の辭の

用ひ様は、三卷長歌に、不見而往者益而戀石見、云々、四卷に、今夜之早開者爲便乎無美秋百夜乎願鶴鴨、などあると同格にて、將來のことを豫いふ時につかふ一の例にて、既く委辨云り、(これを常の如く、爲便が無さに、と云意に見ては、甚く違ふことぞ、もしさる意に聞ときは、第三句、和可禮伎氏などなくては叶はず、奈波は、未來をかけていふ詞なればなり)○夜多妣蘇呂布流は、彌遍袖振にて、幾遍も袖を振謂なり、○歌意は、白浪の所依遙の海濱に別去ば、いかに戀しく思ひても、見交すことも協ふべからねば、いと爲む方無らむとて、家近き内に、幾遍も袖を振となり、袖振は、家を離れて、其家の見ゆるかぎり、互に袖振て、其を見つゝ別を慕ふが爲なり、さて白浪の所依濱邊とは、行向ふ難波より、西の海濱のことを、なほ家近き間にて豫云るなり、(註者、此を難波にての歌とするは、誤なり)

右一首。足利郡上丁。大舍人部禰磨。

足利郡、和名抄に、下野國足利、(阿志加々)○大舍人部禰磨は、傳未詳ならず

奈爾波刀乎。己岐渥豆美例婆。可美佐夫流。伊古麻多可禰爾。久毛曾多奈妣久。

奈爾波刀は、難波門なり、(刀は津にあらず)門は、海門を云、夫木集に、生駒山花咲ぬらし難波とをこぎ出て見ればかゝる白雲、○歌意、かくれたるすぢなし、本郷の方の遠きだにあるに、京のあたりさへ、雲居に離りぬるを歎きたるなり、古は東人にさへ、かゝる歌よむ人ありけり、今の雅士まさに及むや

右一首。梁田郡上丁。大田部三成。

梁田郡、和名抄に、下野國梁田、(夜奈多) ○大田部三成は、傳未詳ならず

久爾具爾乃。佐伎毛利都度比。布奈能里巨。和可流乎美禮婆。伊刀母須弊奈之。

久字、舊本に具と作るはわろし、今は元曆本、古寫小本等に從つ、○歌意は、難波津に、諸國の防人集居て、各船發して此津を離れ去を見れば、甚も爲む方もなし、といふにて、東國より難波まで、遠離り來しだにあるに、又此地をも離れ去ば、更に別の心ちして、悲しきよしなり

右一首。河内郡上丁。神麻績部島磨。

河内郡、和名抄に、下野國河内、○神麻績部島磨は、傳未詳ならず

布多富我美。阿志氣比等奈里。阿多由麻比。和我須流等伎爾。佐伎母里爾佐酒。

布多富我美、未詳ならず、(或説に、二小腹なるべし、小腹と書につけて、腹即心なりとみゆ、物語ぶみに、心に詠吟するを、はらにあぢはひとといひ、又はらきたなく、はらあしき、といふも、心あしきなり、平家物語に、清盛を、はらぐろきと云るも、心あしきなり、されば二小腹は、二心にて、國守郡司など二心ありて、我煩へるを知らながら、防人にさすを、かくよみなせるなるべし、といへり、此説いかど、そも二心とは、彼にも好、此にも好をこそいふことなれ、我病を知らながら、

憐ますして、防人に差は、無心とこそいふべけれ、二心とはいふべきにあらず、又只腹をば、小腹といふべくもあらずおもはるゝをや、又岡部氏説に、二面神悪き人と云にて、二面は、この手柏の二面にといへるに同じく、是は軍團の司へ、略を興へしをば受て、猶防人に差をにくみて、二面神ぞと云なり、とあるも信がたし、神といへること、隱ならぬことなればなり、こゝに略解に、本居氏説を載て云く、布多富我美は、兩小腹なり、ほかみと云は、股上の意なり、故に兩ともいへり、百をもホと云、五百などの如し、阿多由麻比は、疝病なり、さて初句は、三句の上へうつして意得べし、兩小腹疝病をする時に、防人に差ことよ、悪き人なりと云なり、といへり、此は前説等にくらべては、こよなき考とはきこゆれど、猶いかゞなり、其由は、ほかみを、股上なりといへる、あたらぬことなり、富我美は、陰上の意なり、保登と云は、陰處なれば、登の言を省て、保我美と云べし、又毛々を保と云は、五百、八百等にかぎりたることにて、其他に、毛々を保と云ること例なし、さて又小腹を股上の意にしても、兩股とまではいふべきことなれど、小腹と云たる上にては、兩とはいふべきにあらず、但し片腹とも云からは、兩小腹ともいふべきこと、思ふ人もあるべけれど、さらば諸小腹などはいふべし、兩種あるものならねば、兩とはいふべきにあらざるをや、かゝれば、余も前輩の説等に因循て、今嘗に説べし、布多は太なるべし、(多と刀とは親通へり、多奈妣久、等能妣久、多奈雲入、等能雲入、天等夫、天多牟など云、これなり)富我美は、小腹なりと云説によるべし、(和名抄に、釋名云、自臍以下謂之水腹、或云小腹、和名古乃加美、とありて、保我美の稱は出さねども、和名抄には、かへりて古名を漏せること他にも例多ければ、保我美と云も古稱なるべし、又古乃は、保の一字の誤にて、保加美なりけむも知べからず)さて太小腹といへる意は、臍

下の太く強暴くて、物の憐を知ぬよしにて、常に大膽なるといふ意なるべし、(へから國にても強暴なるを膽の太きよしに云ならへること多し、蒙求に、蜀志を引て、魏將士憤發殺會及維、世語曰、維死時、見割膽如斗大、とあり、維姜維字伯約といひし人のことなり、きはめて大膽なる人なりし故、死されたる時、腹を割て膽を見れば、一斗の升の大きなりしと、世の物語にいへり、とのよしなり) ○阿志氣比等奈里は、悪人なり、○阿多由麻比は、本居氏、痴病なり、といへるに従へし、和名抄に、釋名云、疝腹急痛也、阿太波良、一云之良太美、とあり、(之良太美は、解難し、今按に、良下、太万以の三字ありしが、太字の、一あるより見まがへて、脱せるなるべし、三善爲康童蒙頌韻に、疝癰をシラタマイタミと訓り、合考べし、シラタマは、陰囊のことなり、疝病は陰囊を痛むものゆゑに、シラタマイタミとは云なり) ○佐伎母里爾佐酒、(酒字、元曆本には須と作り) 谷川氏云、匡謬正俗に、科發士馬謂之爲差、と見ゆ、官府語なり、書紀に、差良家子爲使者、軍防令に、凡差兵士、と見えたる是なり、○歌意は、吾疝病を惱める時に、押て防人に差は、大膽にして、憐愍をも知ず、悪き人にてありけりと、軍圍の司などを悪みて、よめるなるべし

右一首。那須郡 上丁。大伴部廣成。

那須郡、和名抄に、下野國那須、○大伴部廣成は、傳未詳ならず

都乃久爾乃。宇美能奈伎佐爾。布奈餘曾比。多志涅毛等伎爾。阿母我米母我母。

多志涅毛等伎爾は、發將出時になり、(略解に、志は知の誤なるべし、といへるは誤なり、上に辨

ふ) ○阿母我米母我母は、母が目も欲もにて、嗚呼母に相見るよしもがなあれかし、の意なり、○歌意は、攝津の難波まで遠く別れ來て、又難波の渚より、艤ひ乗發して、遙に離り往ことなれば、いかで今一度、嗚呼母に相見るよしもがなあれかし、となり、東人の實心いとあはれ深し

右一首。塩屋郡 上丁。丈部足人。

塩屋郡、和名抄に、下野國鹽屋、(之保乃夜) ○丈部足人(人字、古寫本になきは、脱たるなるべし)は、傳未詳ならず

二月十四日。下野國防人部領使。正六位上。田口朝臣大戸進。歌數十八首。但拙劣歌七首者不取載之。

大戸は、續紀に、寶字四年正月丙寅、正六位上田口朝臣大戸授從五位下、六年正月戊子、爲日向守、七年正月壬子、爲兵馬正、八年正月己未、爲上野介、寶龜八年正月庚申、授從五位上、と見えたり、○七首の字、舊本にはなし、古寫小本、拾穗本等にあるに従つ、○十八首の内、十一首をとり載られたり

阿加等伎乃。加波多例等枳爾。之麻加枳乎。己枳爾之布禰乃。他都枳之良受母。

阿加等伎は、曉なり、○加波多例等枳は、彼は誰時にて、曉の未ほのぐらくて、人の面顔の其と見え分難きほどを云、契沖云、かはたれときは、たそがれ時といふに同じ、およそ夕も曉もほのかな

れば、人のかほもそれと見わきがたくて、名のりをきけば、夕をもかはたれ時といひ、曉をもたそがれ時といふべきを、いつとなく、たそがれは夕にいひならひて、曉にいはい、ことあたらしくなりぬべし、源氏物語初音に、花の香きそふ夕風の、のどかに打吹たるに、御前の梅やうく、紐解けて、あはれたれときなるに、とかけり、かはたれと云に同じ、○之麻加根は、島陰なり、○歌意、第四句までは序にて、主用は第五一句のみにあり、かくて序の意は、曉のほのぐらきに、沖つ島陰を遙に漕出し船は、何方の浦に、湊るとも知れねば、手著知ずといひつゞけたるにて、さてかく妻子を置いて、遠く西海に赴くことなれば、行末おぼつかなく、何處をよすがとたのまむ手著も、さても知れぬこと、と云なるべし

右一首。助丁海上郡海上國造。他田日奉直得大理。

海上郡、和名抄に、下總國海上、(宇奈加美) ○他田日奉直得大理は、傳未詳ならず、他田は、池田の寫誤ならむと云り、續紀卅八に、延曆四年正月癸亥、詔授正六位下海上國造池田日奉直德刀自外從五位下、とあるを考合べし、即德刀自は、得大理が裔なるべし、三代實錄四十七に、下總國海上郡大領、外正六位海上國造池田日奉直春岳、とも見ゆ

由古作枳爾。奈美奈等惠良比。志流徹爾波。古乎等都麻乎等。於枳等母枳奴。

由古作枳は、行向なり、○奈美奈等惠良比は、浪之音動なり、之を奈と云は、海之上、海之原などを、宇奈上、宇奈原など云に同例なり、惠良比は、本居氏、ゆらひにて、ゆり動を云、と云り、○

志流徹爾波は、後方にはなり、爾波は、他にむかへていふ辭なり、こゝは行向に對ていへり、○古乎等都麻乎等於枳等之三の等は、トと訓べし、(ラと訓るはわろし、此前後の歌の書法によるに、もしラならば、良字を書べし、訓を假字に用ひしとは思はれず、)この等は、曾に似て輕き辭なり、例は、十四に、蘇良由登伎奴與、又、伎美乎等麻刀母、此下に、伊涅豆登阿我久流、など皆同じ、○歌意、行向の海上には、浪の音の動り響て、恐しきことかぎりなし、後方には、妻や子を遺しおきて來ぬれば、戀しく思はるゝことしばゝくなり、されば前にも後にも、心のゆくかたなくて、ひたすらに悲しきこと、といへるなり

右一首。葛飭郡。私部石島。

葛飭郡、和名抄には、下總國葛飭(加止志加)とあれば、集中に可豆思加とあるぞ、古稱なる、○私部石島(私字、舊本に和と作るは誤なり、今は元曆本、官本、拾穗本、古寫本等に從つ、島字、元曆本に鳴と作るはいかゞ)は、傳未詳ならず、私部は、敏達天皇紀に、六年春二月甲辰朔、置私部、(通證に、前漢張放傳、大官私官、服虔註、私官皇后之官、訓義蓋本于此)姓氏錄に、大私部、續紀、大寶三年の條に、私小田、私比都自、などいふ人も見えたり

和加加都乃。以都母等夜奈枳。以都母伊都母。於母加古比須奈。奈理麻之都之母。

和加加都乃(下の加字、元曆本には可と作り、都字、古寫小本に度とあるは、なかゝにさかしらなるべきか)は、吾門之なり、○以都母等夜奈枳は、五十津株柳にて、五十津株は、樹株の多きを

云、(夫木集に、吾やどのいつもと柳打靡くはなたの糸はくる人もなし、吾門のいつもと柳いかにして宿によそなる春をしるらむ、吹風にいとみだれたる吾やどのいつもと柳よりてこそ見め、などあるは、みな今の歌によれり)以都は、五極、伊都藻、五柴などの伊都と同じ、猶この言は、四卷に、大原之此市紫、とある歌の條下に、委辨へたるを、考合べし、諸註、文選陶淵明五柳先生傳に、宅邊有五柳樹、因以爲號焉、とあるを引たれど、こゝにさらによしなきことなり、さて此までは序にて、次の以都母以都母をいはむ料なり、四卷に、河上乃伊都藻之花乃何時時、十一に、道邊乃五柴原能何時毛何時毛、六帖に、八雲立出雲の浦のいつもく、とよめる、皆こゝのつゞけに同じ、○於母加古比瀆奈は、母之戀爲奈なり、奈は、歎息の意を含める助辭にて、俗に奈阿と云が如し、古事記景行天皇條歌に、阿佐士怒波良許斯那豆牟蘇良波由賀受阿斯用由久那、とある那に同じ、又奈字、官本、仙覺抄、或校本等に須と作り、其に依ば、母之戀爲爲なるべし、十四に、可久須々會とあるも、如此爲々會といふ意にて、須々は今と同じ、されど猶此は、舊本の方ぞ穩に聞ゆる、○奈理麻之都之母は、契沖も云る如く、都之は、もと都々と書るが、古筆のなだらかなるを、之と見て誤寫せるにて、ナリマシツ、モなるべし、さて業座乍もにて、業座を爲坐乍もの意なり、此の奈理は、用言に唱べし、○歌意は、母君の産業を爲坐ながらも、時わかず何時もく、旅なる吾を戀しく思はしつゝおはすらむなあ、と歎きたるなり

右一首。結城郡。矢作部眞長。

結城郡、和名抄に、下總國結城、(由不岐) ○矢作部眞長は、傳未詳ならず

知波乃奴乃。古乃豆加之波能。保保麻例等。阿夜爾加奈之美。於枳豆他加枳奴。

知波乃奴は、千葉郡の野なり、○古乃豆加之波能は、兒手柏之なり、品物解に委云り、さて此までは、含まるといはむ料の序なり、かくつゞける意は、契沖、ほまれどは、ふまれどにて、いまだ葉のひらきはてぬなり、といへるが如し、○保保麻例等は、雖含なり、十四に、安杼毛徹可阿自久麻夜末乃由豆流波乃布敷麻留等伎爾可是布可受可母、○於枳豆他加枳奴は、加は知の誤寫なるべし、置て發來ぬなり、(略解に、他は和の誤にて、ワガキヌなるべし、といへれど、他と和は、字形も遠きをや) ○歌意、第四句は、保保麻例等の上へうつして意得べし、文しきまでに愛憐しさに、妹と我と、閨房に含まり隠りて、誓も放れ難き中なれど、防人に差れしうへは、いなむべくもあらず、其愛しき妹を置て、發來ぬるよ、となり

右一首。千葉郡。大田部足人。

千葉郡、和名抄に、下總國千葉、(知波) ○大田部足人、(人字、古寫本になきは、脱たるなるべし)は、傳未詳ならず

多妣等弊等。麻多妣爾奈理奴。以弊乃母加。枳世之己呂母爾。阿加都枳爾迦理。

多妣等弊等は、雖曰族なり、等弊は、等伊弊の約れる語なり、十四に、伊母我理登倍婆、又、禰呂等敝奈加母、などあり、○麻多妣爾奈理奴は、眞族に成ぬなり、かくいへる意は、しばし家を立

離れたるをも、遠く海山を隔て往たるをも、多妣とはいへども、しばし家を離れたらむは、實には、多妣といふばかりのこともなきを、吾は全く實の多妣に成來ぬるよ、となり、○以弊乃母加は、家之妹之なり、(略解に、岡部氏説を引て、伊母の伊字脱たるか、と云るはわろし、)妹を母とのみいへる例は、既くいへり、○迦理は、家理を、東語にかくもいへるなり、(略解に、迦は誤字かといへるはあらず、)○歌意は、旅と云中にも、吾旅は全く實の旅にぞ成ぬる、さればこそ、遠く海山を隔て來て、あまたの月日を経るまゝに、家妻が裁縫て著せてし其衣に、垢づきにけれ、となり、十五に、和我多妣波比左思久安良思許能安我家流伊毛我許呂母能阿可都久見禮婆

右一首。占部虫磨。

同千葉郡の人なるによりて、此に郡名を略けるにや、上に例あり、○占部虫磨(虫字、類聚抄に出と作り、)は、傳未詳ならず

志保不屋乃。弊古祖志良奈美。爾波志久母。於不世他麻保加。於母波弊奈久爾。

志保不屋は、上に出つ、○弊古祖志良奈美は、舳越白浪にて、俄を云む料の序なり、海上の浪荒くて、船の舳を、打越ことの急なるよしに、いひつゞけたり、○爾波志久母は、俄しくもにて、急にも、といはむが如し、志久は、辭なり、○於不世他麻保加は、科賜哉なり、科とは、防人に差科するを云、於不世は、於保世と通ひて同言なり、他麻保、他麻不、同じき如し、(略解に、他より令負には、オホセ、自負にはオフの假字なるを、こゝに於不世とあるはいかゞなれど、通はしいへる

ならむ、といへり、)○於母波弊奈久爾は、思合無になり、比阿は、波と約れり、○歌意は、防人に差れむことは、掛ても思ひ合せざりしものを、さても急にも、科せ賜ふこと哉、となり

右一首。印波郡。丈部直大歳。

印波郡、和名抄に、下總國印幡、とありて、訓註なし、イニハにや、今はいむばと呼よし、略解にいへり、○丈部直大歳(歳字、古寫本には、磨と作り、)は、傳未詳ならず

牟浪他麻乃。久留爾久积作之。加多米等之。以母加去去里波。阿用久奈米加母。

牟浪他麻乃は、久留の枕詞なり、契沖、牟浪他麻は、群玉なり、第十五に、しらたまのいほつゞどひ、といへるが如し、といへり、さて群玉のくるめく、と云意につゞきたり、(略解に、又バタマを、東語にムラタマといへるなり、樞と黒と音通へば、この枕詞を冠らせたり、又もしくは、浪は波の誤かといへるは、あらぬことなり、)○久留爾久积作之は、樞に釘刺なり、樞は戸樞なり、十六に、家爾有之樞爾鑠刺藏而師、ともよめり、さて此まで二句は、結といはむ料の序にて、戸樞に釘を刺固る謂に、いひつゞけたり、○加多米等之は、結めてしなり、十四に、於保夫彌乎倍由毛登毛由毛可多米提之、とよめり、結は、要り堅むるを云、○以母加去去里波は、妹之心者なり、○阿用久奈米加母は、危く無み敷もにて、嗚呼危くはあらじか、といふ意なり、阿夜布久の夜布を約むれば、阿由久となる、其由を用に通して、阿用久といへるなり、母は歎息辭なり、○歌意は、將來かけて期り結めてし中なれば、嗚呼妹が心の變ふべきこともあらじか、となり、然思へば、今かく遙に別

れ來れども、うしろ易かるべきことなるに、なほ得堪ずして、心の落居ぬこと、と云意を、含めたるなるべし

右一首。猿島郡。刑部志加磨。

猿島郡、和名抄に、下總猿島、(佐之方) ○刑部志加磨は、傳未詳ならず

久爾具爾乃。夜之呂乃加美爾。奴佐麻都理。阿加古比須奈牟。伊母賀加奈志作。

阿加古比須奈牟は、本居氏の説る如く、贖祈將爲なり、贖祈とは、贖ふ命などもよめる如く、罪過の代りに、贖物を出して、神に祈願を云、奈牟は、良牟といふ意の東語なり、○歌意は、後れ居る妻が、己が歴行諸國の神社を、遙に拜み、幣帛を奉りて、己が爲に贖物出して、平安らむことを祈願つゝあるらむ、心の中の憐く愍なること、たとへがたし、となり

右一首。結城郡。忍海部五百磨。

忍海部五百磨(五字、類聚抄に、なきは、脱たるにや)は、傳未詳ならず

阿米都之乃。以都例乃可美乎。以乃良波加。有都久之波波爾。麻多己等刀波牟。

阿米都之は、天地なり、此末にもかくあり、(略解に、都之は、都々と有しが、かく誤れるか、といへるは非なり、) ○有都久之波波は、愛母にて、吾親く愛く思ふ母なり、愛妹、愛妻などもいへ

り、(略解に、いつくしみ思ふ母といふなり、とあるは、いさゝかたがへるごとし、) ○歌意は、天神地祇の中に、いづれの神に祈禱てあらばか、其神のちはひによりて、公役のかぎりにあらずして、愛しき母に、又物言交すよしのあらむ、となり

右一首。埴生郡。大伴部麻與佐。

埴生郡、和名抄に、下總國埴生、(波牟布) とあれど、古は波爾布と呼しなるべし、(波牟布は、音便なればなり、) ○大伴部麻與佐は、傳未詳ならず

於保伎美能。美許等爾作例波。知知波波乎。以波比弊等於枳豆。麻爲豆枳爾之乎。

美許等爾作例波は、命にし有はなり、之は、例の其一すぢを、おもく思はする助辭なり、さて之阿を約て、佐と云るにて、春し有は、秋し有はを、春佐禮婆、秋佐禮婆、と云と同例なり、(名草山言にしありけりと云歌を、袖中抄に、言にさりけりと擧て、さりけりは、しありけりなり、と云り、昔はかの歌をも、言にさりけりと誦たることありしなるべし、そのさりと云こと、今の歌のサレバとあるに、全同例なり、) ○以波比弊等於枳豆は、齋瓮と置而にて、齋瓮と爲て置て、といはむが如し、此等の辭は、家と住、玉と拾はむ、など云等にて、としての意なり、さて父母を齋瓮として、大切に齋ひ置て來しよしなり、齋瓮は、神酒を醸て、床上に居て、齋清るものなれば、大切にする譬にいへるなり、○麻爲豆枳爾之乎(爾字、舊本には麻と作り、今は元曆本、古寫本等に従つ、)は、參出來にしをなり、乎は、物をの意なり、(略解に、乎は與の意なり、と云るは、たがへり、)本居氏云、

凡て罷は、貴所より退去を云、參は貴所へ向行を云、と云り、此歌に參出とよめるも、向行方の任所は官舎なれば、東人の貴て云るなるべし、此下に、防人の任所より還る事を、罷るとよめるも、同意なり、○歌意は、一すぢに尊く畏き、大皇の勅命なれば、理遁るべきにあらず、さはあれど、遙の旅路に趣くは、心ほそくおぼつかなくはおもふものから、父母を齋瓮と爲て、大切に齋置て、別來にし物を、吾還り來むまで、いかでか恙なく平安くまし坐ざるべき、と自慰むるなるべし

右一首。結城郡。雀部廣島。

雀部廣島は、傳未詳ならず

於保伎美能。美己等加之古美。由美乃美仁。佐尼加和多良牟。奈賀氣己乃用乎。

由美乃美仁は、夢耳になり、○佐尼加和多良牟は、佐寢敷將渡なり、佐尼は、眞寢にて、たゞに寝ることをもいへど、多くは男女相寢することにいへり、一卷に、佐不寐者遂爾有勝麻之目、又、佐宿夜者幾毛不有延都多乃別之來者、三卷に、吾妹子跡佐宿之妻屋爾、十四に、佐奴良久波多麻乃緒婆可里、などある、此等は皆相寢するをいへり、今の歌も、此等と同じ、(諸註、此第三四句を、夢のみに、故郷のこを見て、さねかわたらむ、と云意に解なせるは、精しからず、もし其意ならば、直に夢のみに見てか渡らむ、などやうにいふべし、夢のみに佐尼加云々、とあるからは、夢に相寢するよしにこそあれ、)○歌意、勅命を畏みて、遠き旅路に趣けば、此長き夜を、たゞに夢に、妻と相寢するよしを見るのみにて、實に相見ることなくして、月日を経渡らむ敷、となり、結句は

第三句の上につして意得べし、(略解に、長き夜とはいへど、年月を渡らむの意なり、といへるは、まぎらはしき解さまなり、長き此夜を、といへるは、夢に寝ると云にのみつゞけるにて、渡らむは、月日を経渡らむの意にこそあれ、)

右一首。相馬郡。大伴部子羊。

相馬郡、和名抄に、下總國相馬、(佐宇萬)○大伴部子羊(部字、古寫本になきは脱たるものなるべし)は、傳未詳ならず

二月十六日。下總國防人部領使。少目從七位下。縣犬養宿禰淨人。進。歌數二十二首。但拙劣歌(一首者。不取載之。

淨人は、傳未詳ならず、(逸史に、弘仁十四年正月、正六位上縣犬養宿禰淨人授從五位下)とあるは、同名異人なり、○二十二首の内、十一首をとり載られたり

獨。惜。龍田山。櫻花。歌一首。

已下三首歌は、二月十七日に、家持卿の作れたるよし、左に記せり、既に二月十三日、難波宮を作れたる歌あり、さればこれも同じ度、事とり竟て、京に還り向はむとするほどに、よまれけるなるべし、故獨して惜まれしなるべし

多都多夜麻。見都都古要許之。佐久良波奈。知利加須疑奈牟。和我可敵流刀爾。

和我可敵流刀爾(爾字、舊本には禰と作り、今は元曆本に従つ)は、我還る内に、と云むが如し、難波に至り、行幸のあらまし事竟て、道を還り來る内に、の意なり、刀爾は、既くかたがた見えたり、○歌意、かくれたるすぢなし

獨見江水浮漂糞。怨恨貝玉不依作歌一首。

江水は、難波江なり、○糞、契沖、歌に許都美とよめり、第七、第十一、第十九に、こつみとよめるは、皆木積とかけり、木の屑と見えれば、もし木糞なりけるを、木の字をおとせるにや、さらすば上の卷々に、木積とはかきたれども、こつみは、たゞ何となく、あくたをいふにや、糞の字のみならば、あくたなり、と云り

保理江欲利。安佐之保美知爾。與流許都美。可比爾安里世婆。都刀爾勢麻之乎。

歌意、かくれなし、木糞の貝玉にてありせば、家裏にせましものを、と恨みたるなり

在二館門一見二江南美女一作歌一首。

館門は、離宮の南門なり、といへり、○江南は、堀江の南をいふべし、後紀に、天長二年三月癸酉、攝津國江南四郡隸二和泉國一

見和多世婆。牟加都乎能倍乃。波奈爾保比。且里氏多且流波。波之伎多我都麻。

牟加都乎能倍乃は、向津峯上之なり、抑難波に峯上といふべき、地はなけれど、本二句は、たゞ花艶をいはむ料のみなれば、設ていへるなるべし、○波奈爾保比は、花艶なり、上に、乎等古乎美奈能波奈爾保比見爾、とある下に、委いへるごとし、九卷に、如花咲而立者、○流の下波字、舊本に婆と作るは、正しからず、今は元曆本、古寫小本等に従つ、○歌意は、花艶すとて、てり立るは誰が愛妻ぞ、といへるなり、と中山嚴水がいへるぞ宣き、本二句は序の如し、(略解に、二三の句は、美女のたとへなり、といへるは、いさゝか云たらず)

右三首。二月十七日。兵部少輔大伴(宿禰)家持作之。

爲二防人情一陳思作歌一首并短歌。

大王乃。美己等可之古美。都麻和可禮。可奈之久波安禮特。大夫(7)情布里於許之。等里與會比。門出乎須禮婆。多良知禰乃。波波可伎奈渥。若草乃。都麻波等里都吉。平久。和禮波伊波波牟。好去而。早還來等。麻蘇渥毛知。奈美太平能其比。牟世妣都都。言語須禮婆。群鳥乃。伊渥多知加且爾。等騰己保里。可弊里美之都都。伊也等保爾。國乎伎波奈例。伊夜多可爾。山乎故要須疑。安之我知流。難波爾伎爲且。由布之保爾。船乎字氣須惠。安佐奈藝爾。倍牟氣許我牟等。佐毛良布等。和我乎流等伎爾。春霞。之麻未爾多知且。多頭我禰乃。悲鳴婆。波呂波呂爾。伊弊乎於毛比渥。於比曾箭乃。曾與等奈流麻渥。奈氣吉都流香母。

大夫の下、乃字は、必あるべきを、舊本に無は、落たるものなるべし。○情布里於許之は、十七にも、大王能麻氣能麻爾麻爾、大夫之情布里於許之、と同作者の歌にあり、自心を勵まし勇むなり、○等里與會比は、旅の装束をするなり、古事記上卷、八千矛神御歌に、奴婆多麻能久路岐美祁斯遠、麻都夫佐爾登理與會比云々、○波波可伎奈涅（涅下、舊本に、泥字あるは衍文なり、元曆本に、無をよしとす、）は、波波の下、今一波字脱たるにて、母者搔撫なるべし、次下に、都麻波等里都吉、とあるに對へて、考べし、○都麻波等里都吉（波字、元曆本になきはわるし、）は、衣の裾などに取著、と云なり、○平久云々は、防人行人の平かならむことを、齋ひ祈らむの意と、誰も思ふ事なれど、さては平久等となくては、言足はず、故按に、此は土佐日記に、和泉の國までと平かに願立、とあると同じく、己が心を平にして、丹誠を盡して、祈願ふ謂と聞えたり、○好去而は、マサキクテと訓こと、既に委註り、この二句は、防人行夫に、妻の申意なり、○早還來等は、早く還り來よと、といふなり、○牟世妣都都（妣字、舊本には比と作り、今は古寫小本に従つ）四卷に、言將問緣乃無者情耳咽乍有爾云々、とあり、○言語須禮婆、此下長歌にも、今日太仁母許等騰比勢牟等、とあるに同じく、言語は、物言語らふなり、○群鳥乃は、枕詞なり、出立と云に係れり、○等騰已保里は、滯なり、本居氏云、等騰は、留なり、己保里は、凍と同意なり、行水も凍れば、止まればなり、四卷に、衣手爾取等騰已保里哭兒爾毛云々、○伊也等保爾云々已下は、二卷人鷹長歌に、彌遠爾里者放奴、益高爾山毛越來奴、とあるによれり、○安之我知流は、上に見えたり、○伎爲且は、來居而なり、○船乎字氣須惠は、下にも、奈爾波都爾船乎字氣須惠、とあり、船を令浮居なり、上東歌に、美布爾於呂須惠、ともよめり、○倍牟氣許我牟等は、舳向將漕となり、上に都久之

閉爾散牟加流布爾乃、とよめり、○佐毛良布等は、候ふとての意なり、候は、日和を待候ふを云、既くかたぐ見えて、委註り、○之麻未（未字、舊本に米と作るは誤なり、今は十七に、之麻未とあるに従て改めつ、）は、鳥廻なり、廻の言は、既に委註り、略解に、シマミは島方の意なり、浦方を浦箕といへるに同じ、といへるは、たがへり、浦箕、之麻未の未は、毛等保里の切なること、既くいへる如し、又略解に、未は末の誤にて、シマ、かといへるも、甚非なり、之麻末と云言あることなし、○悲鳴婆は、旅路の心ぼそきに就て、物の音も哀に憐しく聞なざるなり、○波呂波呂爾は、遙々になり、○於毛比涅は、思出なり、○於比會箭は、負征箭なり、和名抄に、唐式、諸府衛士、人別弓一張、征箭卅隻、征箭和名會夜、とあり、○會與等奈流麻涅云々、契沖云、會箭といふをうけて、會與とはいへり、泣聲の高くひびくにつけて、背に負たる征矢も、そよぎてなる、といへり、又さくりあげて泣ば、聲によらねど、背に響て鳴ぬべし、といへり、十二に、左夜深而妹乎念出布妙之枕毛衣世二嘆鶴鴨、十三長歌に、此床乃比師跡鳴左右嘆鶴鴨、ともよめり、會與は戦く音を謂り、歎息の甚じき義なり

反歌。

宇奈波良爾。霞多奈妣伎。多頭我爾乃。可奈之伎與比波。久爾弊之於毛保由。

久爾弊は、國方なり、○歌意は、海原に霞たなびきて、物あはれなるに、まして鶴が音のかなしく鳴夜は、いとど心ぼそくて、國方の一すぢに戀しく思はるゝよ、となり

伊弊於毛負等。伊乎爾受乎禮婆。多頭我奈久。毛之弊安美要受。波流乃可須美爾。

歌意、家を戀しく思ふとて、夜も寐ずしてのみ居に、春霞の立覆ひて、葦邊さへも見えず、まして、本郷の方をば、見やらむよしのなきこと、歎きたるなるべし

右十 九日。兵部少輔大伴宿禰家持作之。

可良己呂茂。須會爾等里都伎。柰苦古良乎。意伎呂會伎怒也。意母奈之爾志且。

須會爾等里都伎は、四卷に、衣手爾取等騰己保里哭兒爾毛益有吾乎置而如何將爲、とある如し、○意伎呂會伎怒也は、置而ぞ來ぬるよ、といふなり、(置而避ぬやにはあらず、)○意母奈之爾志且は、母無にしてなり、○歌意、此は契沖が云る如く、古良は妻を云にあらず、己が小兒を云、意母は、其兒の母なり、さて作者大島は繆にて、其母の無して、小兒の己のみを慕ひて、衣の裾に取附などするを、家に遺置て來ぬること、あはれ悲しや、とよめるなるべし

右一首。國造。小縣郡。他田舍人大島。

小縣郡、(小字、舊本には少と作り、今は元曆本に従つ)和名抄に、信濃國小縣、(知比佐加多、)○他田舍人大島は、傳未詳ならず

知波夜布留。賀美乃美佐賀爾。怒佐麻都里。伊波負伊能知波。意毛知我多米。

賀美乃美佐賀は、神之御坂なり、神とは、坂路の險阻きを畏みて云、九卷に、足柄坂のことを、恐耶神之三坂、とよめるも同じ、本居氏、古事記傳(二十八三葉)科野之坂神、とある處に云るやう、

書紀に、日本武尊、進み入信濃、是國也、山高谷幽、翠嶺萬重、人倚杖而難升、巖嶮磴紆、長峯數千、馬頓轡而不進、然日本武尊、披烟陵霧、遙徑大山、既逮于峯而飢之、食於山中、山神令苦王、以化白鹿、立於王前、云々、とある、此坂の事なり、萬葉廿に云々とよめるも、此坂なり、此は古の官道にして、美濃國惠奈郡より信濃國伊奈郡に越る國堺の坂なり、書紀推古天皇卷三十五年五月、有蠅聚集浮虛、以越信濃坂、鳴音如雷、則東至上野國而自散、齊明天皇卷六年科野國言、蠅群向西飛踰巨坂、大十圍許、高至蒼天、日本紀略に、天延三年七月廿九日、東國民烟爲風多損、信濃御坂路壞、などあり、抑此山は、今惠奈が嶽と云て、大山なり、式に、美濃國惠奈郡惠奈神社坂本神社あり、坂本は古の驛にして、此驛より御坂を越て、信濃國伊那郡の阿智驛に達りしなり、いはゆる會の原伏屋などは、御坂を下りて、阿智驛に至るまでの間にありとぞ、式に、阿智神社も見えたり、後に吉蘇路開けても、中昔までは、なほ此御坂の道を往來ことなれり、古の御坂の道は、吉蘇路よりは南の方なり、續紀に、大寶二年十二月、始開美濃國岐蘇山道、和銅六年七月、美濃信濃二國之塚、徑道險阻、往還艱難、仍通吉蘇路、とあり、徑道險阻云々は、此御坂のことなり、新古今集に、信濃の御坂のかたかきたる繪に、その原と云所に、旅人やどりて立あかしたるところを、藤原輔尹朝臣云々、今昔物語に、信濃守藤原陳忠、任畢て上るとて、御坂を越ける時に、馬に乗ながら梯より深き谷に落入たる事を記せり、これらを見れば、中昔までも、此御坂の道を往來しこと知られたり、後拾遺集に、爲善朝臣、三河守にて下り侍りけるに、すのまたと云わたりにおりて、信濃御坂を見やりてよめる、能因法師、白雲の上より見ゆるあし引の山の高根や御坂なるらむ、是も此御坂なり、然るを後の歌に、木會御坂をよむより混れて、此らをも、木

會の御坂のこと、心得たるは、ひがことなり、たゞ御坂といひ、信濃御坂といへるは、木曾の御坂にはあらず云々、と見えたり、(これによりて、岐蘇の御坂とする説はひがことなるを知べし)〔頭註、三代實錄三十六、檢三傳記、吉蘇小吉蘇兩村、是惠奈郡繪上郷之地也、和〕〔信濃地名考に、後世古曾部ゐて、白雲のうへの高根とよめるは、古の神の御坂〕○歌意、神の御坂に幣帛奉りて、命の長く平安からむ事を、神に齋ひ祈る心は、誰が爲にあらざ、母父が爲にこそあれとなり、十七造酒歌に、奈加等美乃敷刀能里等其等伊比波良倍安賀布伊能知毛多我多米爾奈禮、十一に、玉久世清川原身祓爲齋命、妹爲(初二句は、山背久世川原とありしを、誤れるなるべし)十二に、時風吹飯乃濱爾出居乍贖命者妹之爲社

右一首。主帳。埴科郡。神人部子忍男。

主帳、(帳字、舊本に張と作るは誤なり)契沖、按に帳の下に、丁字脱たる歟、上見るべし、又下には、こゝに同じく丁字なし、後の考を待べし、といへり、○埴科郡、和名抄に、信濃國埴科、(波爾志奈)○神人部子忍男、忍字、元曆本には思と作り、いかゞは、傳未詳ならず

意保伎美能。美己等可之古美。阿乎久牟乃。等能妣久夜麻乎。古與且伎怒加牟。

阿乎久牟は、青雲なり、抑青色の雲は無物なれども、只大空虚の蒼く見ゆるを然云なり、と本居氏の云るが如し、さて雲と云より、虚空のおしなべてあまねく蒼く見ゆるを、霏霏とも云るなり、十六に、青雲乃田名引日須良霖會保零、とあり、○等能妣久(等能、舊本には多奈と作り、其は中々に後人のさかしらに、改めしものところをおぼゆれ、故今は元曆本、古寫本、古本、六條本、又異本等に從つるなり)は、霏霏なり、等能、多奈、親通へり、多奈雲入、等能雲入も、集中に通よめり、○古與且伎怒加牟、(與字、舊本に江と作る、これも中々に、後人のさかしらに改めしものなるべし、江の訓を假字に用たるも、心ゆかずおぼゆ、故今は元曆本、古寫本、或校本等に從つるなり、仙覺抄にもコヨテとあり、怒字、舊本に恕と作るは誤なり、今は異本に從つ、古寫小本には、怒加を奴可と作り)越て來ぬる哉なり、○歌意は、勅命にあれば、いなむべくもあらず、畏み奉りて、蒼天につゞける遙の山を越て、さても遠き旅路に來にけること哉、となり

右一首。小長谷部笠鷹。

小長谷部笠鷹、(小字、舊本には少と作り、今は元曆本、官本等に依つ)は、傳未詳ならず

二月二十一日。信濃國防人部領使。上道得病不來。進歌數十二首。但拙劣歌九首者不取載之。

部領使の官位姓名を載ざるは、病によりて、京にのぼらざりし故に、未詳ならざりしにや、又は脱たるにもあらむ、○十二首の内、三首を取載られたり、○九首の二字、舊本にはなし、拾穗本に從てしるしつ

奈爾波治乎。由伎且久麻且等。和藝毛古賀。都氣之非毛我乎。多延爾氣流可母。

奈爾波治乎、(乎字、古寫小本に爾とあるは、非なり、)は、難波道をなり、○由伎呂久麻呂等は、往て還り來る迄との意なり、○非毛我乎は、紐之緒なり、○歌意は、難波道を歴て、西海に趣き、公役竟て家に還來るまで、斷破れずしてあれとて、家妻が堅く製り設て、吾に著し紐の緒の、斷にける哉、これにて見れば、實に月日久しく成にけるが、さても悲しきこと、となり

右一首。助丁上毛野牛甘。

凡て此上野國防人歌四首共、郡名を記さざるは、いかなる所由にやあらむ、○上毛野牛甘は、傳未詳ならず、牛甘は、ウシカヒなり、猪甘、鷹甘、馬甘など、古書に見えたり

和我伊母古我。志濃比爾西餘等。都氣志比毛。伊刀爾奈流等母。和波等可自等余。

和我伊母古は、吾妹子なり、これを雅言に、我伊を約めて藝といひならへり、(又元曆本には古を等と作り、妹等といへること、集中に例あれど、此歌、等字四處に用たる、みなトの假字なれば、このみうとは訓がたくおぼゆ、なほ舊本を正とすべし、)○志濃比爾西餘等は、慕に爲よとて、吾を戀慕ふたよりに爲よとて、と云意なり、○歌意は、愛しき家妻が、自を慕ふたよりにせよとて、吾に著て與へし紐なれば、たとひ破はて、絲のみにならとも、吾は解じ物よ、となり、十一に、獨寢等焚朽目八方綾席緒爾成及君乎之將待、意はすこしかはりたれど、似たる歌なり

右一首。朝倉益人。

朝倉益人は、傳未詳ならず、倉の下、部字など脱歟、朝倉君姓、續紀等に見えたり、和名抄に、上野國那波郡朝倉、(阿佐久良)

和我伊波呂爾。由加毛比等母我。久佐麻久良。多妣波久流之等。都氣夜良麻久母。

和我伊波呂爾は、吾家になり、家を、東言に伊波と云こと、上に見えたり、呂は助辭なり、○由加毛比等母我は、將往人も欲なり、○都氣夜良麻久母は、將告遣もにて、此は告遣ましものをの意ときこえたり、上下野國歌に、美都良乃奈可爾阿敏麻可麻久母、とある麻久母、考合へし、○歌意、かくれたるところなし

右一首。大伴部節鷹。

大伴部節鷹は、傳未詳ならず

比奈久母理。宇須比乃佐可乎。古延志太爾。伊毛賀古比之久。和須良延奴可母。

比奈久母理は、枕詞なり、比奈は、奈と多と近く通ふ例なれば、純と云に同じ、久母理は、久具母理なるべし、(神代紀に、溟滓而含芽、溟滓の字は、水貌と字彙にあれど、クヅモリと訓るは、なほ水の流れ行むとして、流れあへず、凝滞れるやうの貌を云るなるべし、即徒然草に、いはゆるくゞもり聲のくゞもりなり、)久具母理は、許其母理と通ひて、流水の凍てとゞこほれるを云べし、宇須比と承たるは、集中に、宇須良比とよめると同意なるべし、されば純溟滓薄氷と云謂につゞけるに

やあらむ、(契沖、日のくもりて、影のうすき日といふ心に、つゞけたりといへるは、たがへり、もし日の陰るよしの詞ならば、たゞにくもり日などやうに、いふべきところにこそあれ、)○宇須比乃佐可、既く出て委註り、(○歌意は、わづかに其、同國の碓日坂を越しばかりにてさへも、妹が戀しく思はれて、さても忘れぬこと哉、かくては行末いかばかりにかは、戀しく思はれむ、となり

右一首。他田部子磐前。

他田部子磐前(他字、舊本には池と作り、今は古寫本に従つ、磐字、古寫本に盤と作るはよろしからず、元曆本に弊と作るも、おぼつかなし、)は、傳未詳ならず、子磐前は、名なるべし、(略解に、子は首の誤かといへれどいかゞ、子忍男の類なるべし、)

二月二十三日。上野國防人部領使。大目正六位下。上毛野君駿河。進歌數十首。但拙劣歌八首者不取載之。

上野國、上字、舊本には下に誤れり、今は目錄、元曆本、官本、古寫本、拾穗本、定家卿萬事等に從つ、○上毛野君駿河は、傳未詳ならず、此姓は、續紀に、勝寶二年三月戊戌、賜中衛員外少將從五位下田邊史難波等、上毛野君姓、寶龜八年正月戊午、田邊史廣本等五十四人、賜姓上毛野公、延曆十年四月乙未、近衛將監從五位下兼常陸大掾池原公綱主等言、池原上毛野二氏之先、出自豐城入彦命、其入彦命子孫、東國六腹朝臣、各因居地、賜姓命氏、斯乃古今所同、百王不易也、伏望因居地名、蒙賜住吉朝臣、勅綱主兄弟一人、依請賜之、とあり、○十一首の内、四首をとり載られた

り、○八首の二字、舊本にはなし、今は拾穗本、古寫本等に從つ

陳防人悲別之情一首并短歌。

大王乃。麻氣乃。麻爾麻爾。島守爾。和我多知久禮婆。波波蘇婆能。波波能美許等波。美母乃須蘇。都美安氣可伎奈渥。知知能未乃。知知能美許等波。多久頭怒能。之良比氣乃。宇倍由。奈美太多利。奈氣伎乃多婆久。可胡自母乃。多太比等里之氏。安佐刀渥乃。可奈之伎吾子。安良多麻乃。等之能乎奈我久。安比美受波。古非之久安流倍之。今日太仁母。許等騰比勢武等。乎之美都都。可奈之備伊麻世。若草之。都麻母古騰母毛。乎知已知爾。左波爾可久美爲。春鳥乃。己惠乃佐麻欲比。之路多倍乃。蘇渥奈伎奴良之。多豆佐波里。和可禮加豆爾等。比伎等騰米。之多比之毛能乎。天皇乃。美許等可之古美。多麻保己乃。美知爾出立。乎可之佐伎。伊多牟流其等爾。與呂頭多妣。可弊里見之都追。波呂波呂爾。和可禮之久禮婆。於毛布蘇良。夜須久母安良受。古布流蘇良。久流之伎毛乃乎。宇都世美乃。與能比等奈禮婆。多麻伎波流。伊能知母之良受。海原乃。可之古伎美知乎。之麻豆多比。伊己藝和多利豆。安里米具利。和我久流麻渥爾。多比良氣久。於夜波伊麻佐禰。都都美奈久。都麻波麻多世等。須美乃延能。安我須賣可未爾。奴佐麻都利。伊能里麻宇之豆。奈爾波都爾。船乎宇氣須惠。夜蘇加奴伎。可古登登能倍豆。安佐婢良伎。和波己藝渥奴等。伊弊爾都氣己曾。

麻氣乃麻爾麻爾は、任之隨意なり、○鳥守は、サキモリなり、靈異記に、前守とかけり、前に引り、防人とあるに同じ、○和我多知の和字、舊本に、我と作るは誤なり、今は元曆本、拾穂本、古寫小本等に從つ、○波波蘇婆能、知知能末乃は、皆枕詞なり、十九に見えたり、○美母乃須蘇云々は、御裳の裾抓學搔撫にて、母の自の裳裾をつまみあげて、子の頭、あるは衣裳を、搔撫つくるふさまなり、と略解にいへる宜し、母の裳を、子より崇めて、御裳といへるなり、○多久頭怒能(怒字、古寫小本には努と作り)は、栲綱之にて、白の枕詞なり、○之良比氣乃宇倍由は、白鬚の上といはむが如し、鬚の上に、涙の落懸るよしなり、○奈氣伎乃多婆久は、歎きて宣賜くなり、賜比を多妣、賜布を多夫などいへば、賜波久を多婆久ともいへり、○可胡自母乃は、鹿兒自物にて、獨の枕詞なり、○多太比等里之氏は、唯獨子にして、といふ意なるべし、○安佐刀渥は、朝戸出にて、旅立朝を云、○可奈之伎は、別の悲しきなり、○許等騰比は、言問にて物言交す事なり、○可奈之備伊麻世は、悲み座者の意なり、(元曆本、拾穂本等に、伊麻世を、麻世婆と作り、此は理著くて通え易き物から、中々古語のさまにあらず、後のさかしらと聞えたり)○若草之は、都麻の枕詞なり、○乎知己知爾は、彼此にて、かなたこなたに、と云が如し、○佐波爾可久美爲は、多に圍居なり、契沖、第五卷貧窮問答歌に、ち、は、は、は、枕のかたに、めこどもは、あとのかたに、かくみ居てうれへさまよひ、と山上憶良のよまれたるに、ならへりといふ、と云り、○春鳥乃己惠乃佐麻欲比は、二卷に、春鳥之佐麻欲比奴禮者、とありて、佐麻欲比の事は、そこに委註り、遊仙窟にも、沈吟とあり、此所は、春の諸鳥の鳴吟ふをもて、妻子の別を悲み、泣吟ふにいひつゞけたり、○和可禮加且爾等は、難別さといはむが如し、等は助辭なり、○天皇乃は、大字を天に誤れるなるべし、オホ

キミノと訓べし、其謂は既く委註り、○乎可之佐伎は、丘岬なり、之は、前後の例によるに、乃字なるべきを、此字を用たること心得がたし、後に誤たるにや、○伊多牟流其等爾は、伊廻る毎になり、伊は、伊往、伊還の伊の如し、多牟流は、多毛等保流といふに同じく、廻るを云、十一に、崗前多未足道乎人莫通、とあるは、道の自めぐれるを云、今は其を過行人の廻るを云り、○與呂頭多妣云々、(妣字、舊本には、比と作り、今は官本、古寫小本等に從つ)二卷に、此道乃八十隈每萬段願爲騰、○伊能知母之良受は、人の命は、いつと定めがたきものなれば、又歸り來て相見むまで、平安からむ事のおぼつかなきを、遙々と別往て、久しく相見ざらむことを歎くなり、古今集離別歌に、命だに心になふ物ならば、何か別のかなしからまし、○安利米具利は、在々て行廻り、の意なり、○和我久流麻泥爾は、吾還り來る迄に、の意なり、○麻多世等は、待とを延たるにて、待給へと、といふほどの言なり、○須美乃延能云々、住吉大神は、海上を守護り給ふ事、既く委云たるが如し、されば渡海の平安む爲に、懇懃に、奉幣祈願するなり、○麻宇之、校異本に、古宇作乎とあり、○夜蘇加奴伎は、八十櫛貫にて、上に見えたり、○安佐婢良伎は、朝開にて、朝に發船するを云詞なり、既くかたがたに見えたり

反歌。

伊弊妣等乃。伊波倍爾可安良牟。多比良氣久。布奈渥波之奴等。於夜爾麻宇佐禰。宇字、校異本に、古作乎、とあり、○歌意、家人の懇懃に神を祭りて齋へば、そのしるしにやあらむ、平安に發船はしぬるぞと、いかで父母に告てよかし、となり

美蘇良由久。久母母都可比等。比等波伊倍等。伊弊頭刀夜良武。多豆伎之良受母。

歌意は、虚空を歸來する雲も、即人の使ぞ、と世人はいへども、其使すると云雲に屬て、家裏を贈遣む爲方の、さてもしられぬ事よ、となり、風雲は二の岸にかよへども、風雲にことはかよへども、なども集中によめり

伊弊都刀爾。可比曾比里弊流。波麻奈美波。伊也之久之久二。多可久與須禮騰。

比里弊流は、拾有なり、凡て拾を、比里布と云は古言なり、(元曆本に、里を呂と作るは、中々に後人のさかしらなるべし)既く委註り、○波麻奈美は、濱浪なり、十一にもよめり、○歌意は、濱邊に、浪は重々に高く打よすれども、家人を思ふ心の切なるによりて、沾つゝ家裏に貝を拾へるぞ、となり

之麻可氣爾。和我布彌波豆氏。都氣也良牟。都可比乎奈美也。古非都都由加牟。

歌意、島陰に船泊る毎に、平安なるよしを、いかで家人に告やらむとはおもへども、其使のなき故に、唯本郷を戀しく思ひつゝのみ往むか、となり

キサラキノヘツカマリミカノヒ ツヘモノ、ツカサノスナキスケオホトモノスケネヤカモチ
二月二十三日。兵部少輔大伴宿禰家持。

前後の例によるに、家持の下、作之の二字脱たるならむ

麻久良多知。己志爾等里波伎。麻可奈之伎。西呂我馬伎已無。都久乃之良奈久。

麻久良多知は、枕刀なり、契沖、ものゝふは、寝る時も太刀を枕かみにたてゝぬれば、枕太刀といへり、と云り、倭建命御歌にも、登許能辨爾和賀淤岐斯都流岐能多知、とよみたまへるも、床の枕がみにおきたまへるをのたまへり、さてかく夜さへ枕がみをはなたねば、晝はさらなり、されば枕と云は、枕がみに置意より名で、すべて常に身をはなたぬを、枕刀とは云なり、やゝ後ながら、枕 雙紙、枕 詞など云枕も、其意なるべし、なほ此事余が委考あり、〔頭註、略解、衣服令衛府云々、位禊烏油帶烏裝横刀、と有て、其以下皆烏裝横刀を帶ること、見ゆれば、防人は黒漆刀なることとし、さればまくらたちは、眞黒太刀なりと、翁はいはれき、東山左大臣名目抄、眞漆太刀六位用之、眞黒刀の考、〕○麻可奈之伎は、眞憐なり、九卷に、大橋之頭爾家有者心悲久獨去兒爾屋戸借申尾、○西呂我馬伎已無は、夫が罷來むなり、呂は助辭なり、罷來むは、任所より、罷り歸り來らむ、の謂なり、○都久乃之良奈久は、月之不知、なり、○歌意、かくれたるすぢなし

右一首。上丁。那珂郡。檜前舍人石前之妻。大伴眞足女。

那珂郡、和名抄に、武藏國那珂、○檜前舍人石前は、傳未詳ならず、續紀に、寶龜元年九月己巳、上總國海上郡人檜前舍人直建麻呂、と云人見ゆ、同姓なり、○眞足女は、妻名、なり、女字、舊本母に誤れり、今は官本、古寫本、古寫小本等に從つ

於保伎美乃。美已等可之古美。宇都久之氣。麻古我豆波奈禮。之末豆多比由久。

宇都久之氣は、愛しきなり、○麻古我且波奈禮（禮字、古寫本には利と作り）は、眞子が手離にて、眞子とは、妻をいふなるべし、○歌意、かくれなし

右一首。助丁。秩父郡。大伴部少歳。

秩父郡、校異本に、異秩作秩、とあり、秩秩は同字なり、和名抄に、武藏國秩父（知々夫）とあり、○大伴部少歳（少字、古寫本には小と作り）は、傳未詳ならず

志良多麻乎。弓爾刀里母之豆。美流乃須母。伊弊奈流伊母乎。麻多美豆毛也母。

弓爾刀里母之豆は、手に取持てなり、（之、元曆本に、知とあるぞよき、と略解にいへるは、いみじきひがことなり、其は知とあるかた、中々にさかしらとこそおもはるれ、いかにとなれば、東語の例にて、知を之といへること、いと多かること、前後を考合て知べし、）此下にも、鍼持を波流母之とよめり、○美流乃須母は、如見もなり、○麻多美豆母也母は、（也母を、舊本に母也とあるは、倒に寫しあやまれるものなり、今は契沖考によりて改めつ、）又將見哉もにて、也は也波の也、母は嘆息辭なり、○歌意、かくれなし

右一首。主帳。荏原郡。物部歳徳。

主帳、（帳字、舊本に張と作るは誤なり、今は元曆本に従つ）上にも、此と同じく主帳とのみあり、共に丁字の落たるもの歟、○荏原郡、和名抄に武藏國荏原（江波良）○物部歳徳は、傳未詳ならず

久佐麻久良。多比由久世奈我。麻流彌世婆。伊波奈流和禮波。比毛等加受彌牟。

麻流彌世婆は、丸寝爲者なり、丸寝は、獨寝の形なり、麻呂を麻流といふも、東語なるべし、此下にも見ゆ、○伊波奈流和禮波は、家に在吾者なり、○歌意、かくれなし、夫歳徳が歌に答へたるなり
右一首。妻棕椅部刀自賣。

阿加胡麻乎。夜麻努爾波賀志。刀里加爾弓。多麻乃余許夜麻。加志由加也良牟。

阿加胡麻は、赤駒なり、○夜麻努爾波賀志は、山野に令放なり、上に美知乃倍乃宇萬良能宇禮爾波保麻米乃可良麻流伎美乎波可禮加由加牟、とあるも、放れか行むときこえたり、○刀里加爾弓は、不三得捕而なり、○多麻乃余許夜麻は、略解に、多摩郡の多摩川の上に、今横山村といふ有て、其あたり川に傍て、今道一里許つゞける山ありて、横山といふと云り、十四に、麻欲婢吉能與許夜麻傲呂、とよめるは、何處にまれ、たゞ横に連ける山にて、今の歌とは別なり、○加志由加也良牟は、從レ步敷將遺なり、（是をも略解に、志は知の誤れるかといへるは、非なり、）步にて行しめむ歟、の意なり、○歌意、本居氏、此は常に飼たる馬を、野山に放ちおきて、早速に捕へかねて、此度夫の旅行の間にあはず、馬はありながら、歩にてやらむことか、と歎くなり、多麻の横山は、夫のこえてゆく山なり、と云り

右一首。豊島郡上丁。棕椅部荒虫之妻。宇遲部黒女。

豊島郡、和名抄に、武藏國豊島、(止志末)○荒虫黒女、(黒字、元曆本には里と作り、)並に傳未詳ならず
和我可度乃。可多夜麻都婆伎。麻己等奈禮。和我互布禮奈奈。都知爾於知母可毛。

可多夜麻都婆伎は、傍山椿なり、傍山は、顯宗天皇紀に、脚日本此傍山、といひ、集中十二に、足
檜木乃片山雉、などいへる傍山に同じ、廣足が家、山片就て、門前に間近く椿のあるをいへるなる
べし、(契沖が、かた山よりほりうゑし、吾門の椿なり、と云るは、いかゞなり、)○麻己等奈禮は、
實に汝なり、○和我互布禮奈奈は、吾手不觸と云なり、すべて東歌に奈奈といへるは、皆不と云
に同じ、○都知爾於知母可毛は、地に將墮敷もなり、○歌意、契沖、妻の色よきを、椿にたとへて、
まことに汝、わが手觸ぬ間に、地におちむや、今やがて歸り來て、手折むをまで、となり、といへ
り、今按に、此はちぎりにて、未娶らざる女をいへるにて、契をばかはせる物から、遠く別れ居て、未
わが手觸ぬ間に、汝實におちぶれなむか、さても心がりや、と別に臨て、うしろめたく憐みたる
なるべし、可毛といへるに、心を附て考べし

右一首。荏原郡上丁。物部廣足。

荏字、舊本荏に誤れり、○物部廣足(足字、元曆本に之と作るは、いかゞ)は、傳未詳ならず、續
紀に、文武天皇二年五月丁丑、韓國連廣足、天平三年正月丙子、物部韓國連廣足、又四年十月下亥

條にも見ゆ、これは同名異人なるべし

伊波呂爾波。安之布多氣騰母。須美與氣乎。都久之爾伊多里氏。古布志氣毛波母。

伊波呂爾波は、家に者なり、呂は助辭なり、○安之布は、葦火なり、十一に、難波人葦火燎屋之醉
四手雖有已妻許増常目頼次吉、○須美與氣乎は、住吉をなり、○古布志氣毛波母は、戀しく將思な
り、○歌意は、吾家にては、葦火焼ていぶせくはあれども、猶佳よくおもはるゝを、遠く筑紫に別
れ往なば、いかばかりか戀しくのみ思はむ、と自別れがたく思ふ意を、含ませたるなるべし

右一首。橘樹郡上丁。物部眞根。

橘樹郡、和名抄に、武藏國橘樹、(太知波奈)○物部眞根は、傳未詳ならず

久佐麻久良。多妣乃麻流禰乃。比毛多要婆。安我旦等都氣呂。許禮乃波流母志。

安我旦等都氣呂は、吾手と思つつけよ、といふなり、十一に、此枕吾等念而枕手左宿座、とよめ
るに似たり、○許禮乃波流母志は、此之鍼持なり、許禮乃は、許乃と云に同じ、既く三卷に、神左
備居賀許禮能水島、とある歌に、例等を引て註り、母之は、この上に例あり、○歌意、旅中の獨宿
に、若衣の紐の破て断なば、此鍼を持って、吾手と思食て附ませ、となり、十二に、針者有杼妹之無
者將著哉跡吾乎令煩絶紐之緒、十八に、久佐麻久良多比能於伎奈等於母保之天波里會多麻徹流奴波
牟物能毛賀、今の歌は、眞根が歌に、妻がこたへてよめるなり、契沖云、此歌ことばは、

はねど、心のあはれなる歌なり

右一首。妻。棕椅部弟女。

棕椅部弟女は、傳未詳ならず

和我由伎乃。伊伎都久之可婆。安之我良乃。美禰波保久毛乎。美等登志怒波禰。

和我由伎乃は、吾行之にて、旅行を云り、○伊伎都久之可婆は、息衝しから者なり、吾旅行し後、息衝しく戀しく思はゞの意なり、○美禰波保久毛乎は、峯蔓雲をなり、峯づたひにたなびく雲は、葛などの蔓に同じ、○美等登志怒波禰(怒字、古寫小本には努と作り、)は、見乍賞はねなり、○歌意、吾旅行の久しきがゆるるに、汝息衝しきまで戀しく思はゞ、いかで足柄山の峯にはふ雲を見賞つゝ、心を和めてよかし、戀しく思はむは、理なれど、あまりにいたく戀情に苦しみて、身も疲勞たらむには、中々に行末おぼつかなるべし、よくして心を慰めつゝ、平安ありて、吾還り來むほどを待てよ、となり、上に、阿我母且能和須例母之太波都久波尼乎布利佐氣美都々伊母波之奴波尼

右一首。都筑郡上丁。服部於田。

都筑郡、和名抄に、武藏國都筑、(豆々伎)○服部於田は傳未詳ならず、略解云、田は由の誤か、老といへる名、此ごろ多し

和我世奈乎。都久之倍夜里豆。宇都久之美。於妣波等可奈奈。阿也爾加母禰毛。

和我世奈乎は、吾夫名をなり、名は親辭なり、○宇都久之美は、愛しく思ふ故にの意なり、○於妣波等可奈奈は、帶者不_レ解なり、○阿也爾加母禰毛は、文に歎も將_レ寢なり、文には、文に貴、文に悲しくなどの文にて、奇しきまでに、と云意の詞なり、(略解に、この阿也爾を、歎く詞とせるは、大じき誤なり、既く委辨云り、)こは奇しきまでに、戀しく思ひつゝ、將_レ寢歎の意なり、○歌意、吾夫名を筑紫へ遣て、其をいとほしく愛しく思ふが故に、夜も帯を解ずして、奇しきまでに、戀しく思ひつゝ、寢むか、さても慕はしや、となり、此は夫の於由の歌に答へてよめるなり、○此歌、下に昔年防人歌の中に、重出たり、但し彼處には、都久之倍を都久志波といひ、於妣を叔比といひ、禰毛を禰牟といへるのみを異れりとす

右一首。妻服部皆女。

服部皆女は、傳未詳ならず、皆女、アタメなるべし、和名抄に、備中國英賀郡皆部、(安多)參河國碧海郡皆見、などあり

安之我良乃。美佐可爾多志豆。蘇渥布良波。伊波奈流伊毛波。佐夜爾美毛可母。

美佐可爾多志豆は、御坂に立而なり、(略解に、これらの志を、ことごとく知の誤か、といへるは、東語のやうをしらざりしなるべし、)○伊波奈流伊毛波は、家に在妹者なり、○佐夜爾美毛可母は、清に將_レ見歎もにて、清には、明にといふが如し、可は、疑辭、母は歎息辭なり、○歌意、かくれたるすぢなし、これも妻におくれるなり

右一首。埼玉郡上丁。藤原部等母磨。

埼玉郡、和名抄に、武藏國埼玉、(佐伊太末)とあれど、集中に、佐吉多萬とあるぞ、古の稱なる、○藤原部等母磨は、傳未詳ならず

伊呂夫可久。世奈我許呂母波。曾米麻之乎。美佐可多婆良婆。麻佐夜可爾美無。

多婆良婆は、本居氏云、此上に、美佐可多麻波理、とあると同じくして、まはらばなり、賜はるをも、たばるとも云、これと同じ例言なり、○麻佐夜可は、眞清なり、○歌意は、夫君の衣を、かねて色深く染てあるべかりしものを、さらば足柄御坂に立て振給はむ袖を、明白に見べきに、と日ごろさる心しらひもせざりしを、今更悔しむなり、右の歌の答なり

右一首。妻物部刀自賣。

物部刀自賣は、傳未詳ならず

二月二十日。武藏國部領防人使。掾正六位上安曇宿禰三國。進歌數二十首。但拙劣歌八首者不取載之。

二十の下、字の脱たるなるべし、これよりさきに、廿三日の歌あればなり、○三國は、續紀に、廢帝寶字八年十月庚午、正六位上安曇宿禰三國授從五位下、と見ゆ、○二十首の内、十二首をとり載

られたり、○八首の二字、舊本にはなし、拾穂本に従てしるしつ

佐伎母利爾。由久波多我世登。刀布比登乎。美流我登毛之佐。毛乃母比毛世受。

美流我登毛之佐は、見之義しさといはむが如し、凡て羨しきことを、乏しきといへること、集中にいくらもある詞なり、○歌意は、吾夫君の、防人にさゝれて發行を見て、あれは何處の誰が夫ぞと、路行人などの、何の物思ひ氣もなしに問を見るが、羨しき、たとへていはむやうなし、となり、防人の發時は、親族兄弟皆出て、路まで見送ることなれば、路行人などの見て、彼は誰ぞなど云て、さだするを見て、防人の妻のよめるなるべし

阿米都之乃。可未爾奴佐於伎。伊波比都都。伊麻世和我世奈。阿禮乎之毛波婆。

阿米都之は、天地なり、上にも見えたり、凡て東語に知を之と通はし云る例既く云り、(略解に、都之は、都々の誤か、又は之は、知の誤か、といへるは、大じき誤なり、○可未爾奴佐於伎(未字、古寫本には米と作り、東言に、神を可米ともいひしか、十四に、神に負せむを、加米爾於保世牟、とあるをも思ふべし、されどなほ舊本を用べし、)は、幣帛を置座に居置て、神祇に奉る謂なり、三卷に、佐保過而寧樂乃手祭爾置幣者妹乎目不離相見染跡衣、とあるに同じ、○阿禮乎之毛波婆は、吾を一すぢに深く思はゞの謂なり、之は、其一すぢなるを、おもく思はする助辭なり、○歌意は、吾を一すぢに深く愛しく思ひ給はゞ、天神地祇に幣帛奉りて、齋ひ祈りつゝ、吾爲に平安くおはし座、吾夫君よ、となり、これも防人妻の歌なり

伊波乃伊毛呂。和乎之乃布良之。麻由須比爾。由須比之比毛乃。登久良久毛倍婆。

伊波乃伊毛呂は、家之妹なり、呂は、例の助辭なり、○麻由須比爾は、眞結になり、○登久良久毛倍婆は、解るやうを思へば、と云意なり、良久は留の伸りたる辭なり、○歌意は、眞結に結び堅めし吾紐の、自に解るやうを思へば、吾家の妹を戀しく思ふ如く、妹も吾を戀慕ふらし、となり、すべて、人に戀しく思はるれば、紐の自解るといふ諺の古ありし故に、かくよめるなり

和我世奈乎。都久志波夜利且。宇都久之美。叡比波登加奈奈。阿夜爾可毛禰牟。

都久志波は、筑紫へなり、○叡比は、帶なり、校異本に、叡異作於、とあり、○此歌、上に出て、既く註り

宇麻夜奈流。奈波多都古麻乃。於久流我弁。伊毛我伊比之乎。於伎且可奈之毛。

宇麻夜奈流は、厩に在なり、厩に繋ぎ養るを云、○奈波多都古麻乃は、繩斷駒之なり、(拾遺集に、平貞文、引よせばたゞにはよらで春駒の綱引するぞ繩斷ときく)繋ける駒の繩を斷切て、主の行し跡を慕ひて駈出るは、早き物なれば、後れず追及ことの譬にいへり、○於久流我弁は、將後やは、といふ意の東語なり、(略解に、十四に、かみつけのさのふなはしとりはなしおやはさくれどわは左可禮賀倍、又、わがまづまひとはさくれどあさがほのとしさへことわはさかる我倍、といへるは、我はさからねといふを、延轉して、吾は放らむや、さからず、と返る詞なり、今も是と同じく、

おくるがへは、後れむや、といふ詞なり、といへる、畢竟は同意にて違はねども、延轉して云々といふこと解えがたし、こは東の方言にて、さからむやはと云意の言を、さかるがへ、おくれむやとは云意の言を、おくるがへと云ことなれば、其然云本の意は、尋ねべきことにあらざるをや、さて此詞の下に、等の辭を始加へて意得べし、○歌意は、防人に出發時に、その妻の慕ひ惜みて、吾も後むやは後れはせじ、繩斷て駈出る駒の、主を慕ふ如く、追及て、共に行むと、泣々いひつるを、遣し置て來ぬるが、さても悲しや、となり

阿良之乎乃。伊乎佐太波佐美。牟可比多知。可奈流麻之都美。伊涅且登阿我久流。

阿良之乎は、荒男なり、上に見えたり、○伊乎佐太波佐美は、伊は例のそへことばにて、小箭手挾なるべし、小は、小琴、小笛などの小に同じく、これもそへたる辭なり、(小き義にはあらず、)箭を佐と云事は、十三に、投箭とある處に委註り、(諸説、伊乎佐を五百矢とするはたがへり、五百は假字伊保なればなり、又五百の矢を手挾むことは、千手觀音ならでは、かなふまじきことぞ、と本居氏の云るが如し、)手挾は、多婆佐美と(多を清婆を濁りて、)唱ふべきを、上より連便によりて、下の濁音を上に轉す、古言の一格にて、十九に、夜久太知爾といふべきを、夜具多知爾とよみ、馬多藝行且といふべきを、馬太伎由吉且とよめるなどは是なり、○牟可比多知は、向立なり、一卷に、大夫之得物矢手挿立向射流圓方波見爾潔之、此にいへるは、猪鹿に向ひて立意なり、○可奈流麻之都美は、可奈流麻といふ言義は通え難けれど、矢を放つ間をいふ言なるべし、(岡部氏は、かなる間は、かなぐり放つ間なり、と云り、)さて獵人の鳥獸を射るには、見驚むことを恐れて、氣息を屏

めて、しのびく、にねらひて引放つ故に、可奈流間を鎮み、とはいふなるべし、十四に、安思我良能乎氏毛許乃每爾佐須和奈乃可奈流麻之豆美許呂安禮比毛等久、とあるも、霜のあやつりの弛る、間を、氣息をしづめて、ひそかに獵人の伺ひ居るをいふなるべし、さて今の歌は、本は鎮をいはむ料に、設けて云る序なるべし、○伊渥旦登阿我久流は、出而會吾來、といはむが如し、(略解に、渥泥は、デの濁音とネとに通し川ふれば、イネテと訓べし、出てにては、ことわりわろし、といへるは、中々にわろし、渥をネの假字に用ひたること、集中に例なければ、ひがことなり、又登は、會の草書を誤れるならむ、といへるも誤なり、此は上にも云る如く、蘇良由登伎奴與、などいへる登に同じく、會に似て輕き辭なり、但今の歌は、會としてよく聞ゆることなれど、登と云るは東人の歌なればなり、)○歌意は、獵人の猪鹿を射る時、氣息をしづめて、ねらひよりて射放つごとく、別の悲しさに、心のむせかへるをも、取みださずして、氣息を鎮めて、吾は發出てぞ行なる、となり、四卷に、珠衣乃狹藍左謂沉家妹爾物不語來而思金津裳

佐左賀波乃。佐也久志毛用爾。奈奈弁加流。去呂毛爾麻世流。古侶賀波太波毛。

佐左賀波乃佐也久は、小竹之葉の鳴動なり、佐也久は、風に動きて、佐也佐也と鳴音を云、二卷人麿歌に、小竹之葉者三山毛清爾亂友云々、古今集俳諧歌に、さかしらに夏は人まね小竹の葉の佐也久霜夜を吾獨宿、とあるは、今の歌をとれるなるべし、○志毛用、類聚抄には、志毛由とあり、夜を、東言に由ともいひしなり、○奈奈弁加流は、契沖、七重著るなり、といへり、今按に、さきの東歌に、辭の家理を迦里とよめり、これに准考るに、加流も家流に通ひて、著有なるべし、(家流は、著

けるなり、古語にあまた見えたり、)さて七重と云るは、多く著重ぬるよしなり、上に、夜都伎可佐禰旦、とよめる類なり、○去呂毛爾麻世流は、衣に益有なり、(益りて有といふ意なり、マサルと云とは異なり、マサルを通はして、マセルと云るにあらず、)佐禮の切世となれり、○古侶賀波太波毛は、子が膚はもなり、子とは、妻をさす、波毛は、尋ね慕ふ意の辭なり、○歌意は、甚寒き霜夜に、七重襲著て寐る衣にも益りて、暖かなる妻が柔膚はも、いづらや、と旅に別れ居て尋ね慕ふよしなり、上に、多妣己呂母夜都伎可佐禰旦伊努禮等母奈保波太佐牟志伊母爾志阿良禰婆、四卷に、蒸被奈胡也我下丹雖臥妹不宿肌之寒霜、皆考合へし

佐弁奈弁奴。美許登爾阿禮婆。可奈之伊毛我。多麻久良波奈禮。阿夜爾可奈之毛。

佐弁奈弁奴は、不敢障なり、勅命なれば、辭み障ふべきにあらぬを云、○美許登は、勅命なり、○阿夜爾可奈之毛は、奇しきまでに、さても悲しやの謂なり、○歌意、かくれたるすぢなし

右八首。昔年防人歌矣。主典刑部少錄正七位上。磐余伊美吉諸君。抄寫贈兵部少輔大伴宿禰家持。

主典は、和名抄に、佐官、本朝職員令二方品員等所載云々、勅解由曰主典云々、(皆佐官、)とあれど、其は中古よりこのかたの唱にて、すべて諸官の主典を、フミヒトと云ぞ古の稱なる、(佐官といふは、いかなるよしにか、いぶかしきよし、本居氏も既く云るが如し、さて又これをさうくわむともいふは、佐を音便にさうと呼るものなり、梅干をウメボウシ、牡丹をボウタムと云類なり、)繼

體天皇紀に、錄史、天武天皇紀に、錄史、錄事、孝德天皇紀、持統天皇紀に、主典、孝德天皇紀に、主帳、持統天皇紀に、目などあるは、古の訓のまゝなり、さて此に主典と云るは、某國、目をいへるなるべし、目を主典とかけるは、守介掾を、長官次官判官とあるに同例なり、さて此は刑部少錄にて、國目兼たるにや、○刑部少錄は、ウタヘノツカサノスナキフミ人と訓べし、和名抄に、職員令云、刑部省宇多倍多々須都加佐、令義解訓に、ウタヘサダムルツカサとあれど、三代實錄十卷、貞觀七年三月七日、先是刑部省奏言、承前の例訓、刑部省、號ニ訴訟之司、夫名不正則事不從、又名以召實、事以放象、何以判斷之司、可謂ニ訴訟之司、望請訓、刑部省、三字、將號ニ判決之司、至是有勅云、宜號ニ定、訟之司、とあれば、貞觀以往は、ウタヘノ司と唱へしこと、しられたり、天武天皇紀に、刑官事と見えたり、少をスナキと訓よしは既く辨へたり、錄は、和名抄に、本朝職員令ニ方品員等所載、省曰錄云々、(皆佐官)とあれど、フミヒトと訓べきこと、上に委辨たるが如し、○諸君は、傳未詳ならず

三月三日。檢校防人勅使。并兵部使人等。同集飲宴作哥三首。

使人は、家持卿の下司等なり

阿佐奈佐奈。安我流比婆理爾。奈里豆之可。美也古爾由伎豆。波夜加弊里許牟。

阿佐奈佐奈は、朝朝にて、日日といはむが如し、既くあまた出たる詞なり、○奈里豆之可は、成たき哉、と希ふ辭なり、○歌意、かくれたるすぢなし

右一首。勅使。紫微大弼安倍沙美鷹朝臣。

紫微大弼、續紀に、孝謙天皇、勝寶元年九月戊戌、制紫微中臺官位、令一人正三位官、大弼二人正四位下官、少弼三人從四位下官、大忠四人正五位下官、少忠四人從五位下官、大疏四人從六位上官、少疏四人正七位上官、寶字二年八月庚子朔、是日皇太子(大炊王)受禪、甲子、是日奉勅改易官號、紫微中臺、居中奉勅頒行諸司、如下地承天亭毒庶物、故改爲坤宮官と見えたり、大弼はオホキスケなり、和名抄に、次官、本朝職員令ニ方品員等所載云々、彈正曰弼、(有大小)云々、(已上皆須介)○沙美鷹は、續紀に、天平九年九月己亥、正六位上阿倍朝臣佐美麻呂授從五位下、十年閏七月癸卯、阿倍朝臣沙彌爲少納言、十二年十一月甲辰、授從五位上、十四年八月癸未、將幸近江國甲賀郡紫香樂村、甲午、以阿倍朝臣沙彌麻呂等六人爲前次第司、十五年五月癸卯、授正五位下、十七年正月乙丑、授正五位上、十八年四月癸卯、授從四位下、勝寶元年四月甲午朔、授從四位上、寶字元年五月丁卯、授正四位下、同八月庚辰、爲參議、二年三月辛酉、中務卿正四位下阿倍朝臣佐美麻呂卒、と見えて、此の紫微大弼の官は、紀中に漏たり

比波里安我流。波流弊等佐夜爾。奈理奴禮婆。美夜古母美要受。可須美多奈妣久。

波流弊等佐夜爾は、春方と清になり、清は明白なるを云詞にて、此はまぎれもなく、たしかに春になれるをいへりと聞えたり、岡部氏、夜は、倍か部の誤にて、ハルヘトサヘニなり、といへり、猶考べし、○奴禮婆の婆字、舊本には波と作り、今は古寫小本に従つ、○歌意、今は時も三月にて、た

しかに眞の春の氣色になりぬれば、さらでも遠き京の方を見やれど、いと見えす、霞の霏微き隔てたるよ、となり

布敷賣里之。波奈乃波自米爾。許之和禮夜。知里奈牟能知爾。美夜古敵由可無。

歌意は、花の含てある最中に、難波へ下り來しに、其花の散過なむ後に、京へ歸り上らむか、となり

右二首。兵部少輔大伴宿禰家持。

昔年相替防人歌一首。

昔年云々は、前の防人の太宰へ行道にてよめるを、後に聞てこゝに載たるなり、軍防令義解に、凡防人欲至、所在官司預爲ニ部分、(謂官司者防人司也、預爲ニ部分者、防人未至之前、依舊差配預爲ニ分目、送ニ於太宰、防人至、即相替也、)防人至後一日、即共舊人ニ分付、交替使レ訖、(謂主當之處有ニ器仗等類、故云ニ分付也、)

夜未乃欲能。由久左伎之良受。由久和禮乎。伊都伎麻左牟等。登比之古良波母。

夜未乃欲能は、行向不知を云む料の枕詞なり、十一に、陰夜之田時不知山越而往座君乎者何時待、九卷に、闇夜成思迷旬旬、十三に、雲入夜之迷間、などよめる類なり、○由久左伎之良受は、未筑紫の方は經知ねば、行向知ずともいふべけれど、此は妻子に別れて、かなしさに心もかきくれ、まどひゆくより、いへるなるべし、○歌意は、行さきを知ず、悲しさにくれまどひつゝ行吾を、戀慕

ひて何時本郷には還り來まさむやと、泣々問し妻はもいづらや、と慕ひ尋る意なり、十七に、大海乃於久可母之良受由久和禮乎何時伎麻佐武等問之兒等波母、此は今の歌を少しかへて、時になへて吟たるにや

先太上天皇。御製霍公鳥歌一首。

先太上天皇は、元曆本、古寫本、古寫小本等に、一首の下に註して、日本根子高瑞日清足姫天皇也、謚曰元正天皇、とあり、此處は、天平勝寶七歳の條下にて、孝謙天皇御代にて、當時太上天皇は、聖武天皇にましませば、元正天皇を、先太とは申せるなり、(既く此卷初にも見ゆ、)

富等登藝須。奈保毛奈賀那牟。母等都比等。可氣都都母等奈。安乎禰之奈久母。

奈保毛奈賀那牟は、本居氏、岡部翁説に、奈保は、奈保人などの奈保にて、なほざりに、大方なけとのたまふなりと云れき、これにて一首聞ゆるに似たれども、よく思ふに、その意とは聞えず、猶考べし、といへり、(いかさまにも、大方に鳴かしておもほすを、奈保毛鳴那牟との給へりとせむこと、甚平穩ならぬことなり、もし岡部氏の説の意ならば、母太毛阿良那牟などやうにこそあるべけれ、今按は下に述べし、)○等母都比等、契沖、これは元明天皇崩御の後などに、よませ給へる御歌にて、もとつ人は元明天皇をさへせ給へるにやとぞ、うけ給はるといへり、○可氣都都母等奈とは、可氣都都は、御心に懸つゝなり、母等奈は、俗にむざと云如し、○安乎禰之奈久母とは、之は、例の其一すぢをおもく思はする辭、母は、歎息辭にて、嗚呼令吾哭泣なり、奈久は、奈可須に同じ、

可須は久に約れり、十四に、相模禰乃乎美禰美所久思和須禮久流伊毛我名欲妣氏吾乎禰之奈久奈、とあるも、下の奈は、歎息辭にて、吾を哭泣しむにて、今と同じ、○御製意、今按に、此はたゞ霍公鳥を御製ませる御歌なるべきにや、(母等都人とあるを、まことのときたるより、請説行過たりとおぼえたり、)まづ第三御句は、第一御句の上につして、十卷に、本人霍公鳥乎也、とよめるに同じく、前年に來鳴し鳥なるがゆえに、本津人霍公鳥と詔へるなるべし、奈保毛奈賀那牟は、猶も鳴なむなるべし、唯一聲二聲にては、足すおもほすより、猶も鳴かしの思ほしめすなり、(奈伎那牟と宣はずして、奈加那牟とのたまへるは、鳴かしの希ひたまふ御意なればなり、)可氣都都は、即霍公鳥を御心に懸つゝの意なり、此下に、保等登藝須可氣都都伎美我麻都可氣爾云々、とあるに同じ、さて本津人霍公鳥、猶も鳴なむ、懸つゝもとな、吾を哭し泣も、と詔へる御意は、前年にも來鳴し本つ霍公鳥よ、汝をば飽ずなつかしく思へば、此處に來居て鳴かしの思ふに、唯一聲許にて、雲居の外に過行て、一すぢに汝を懸つゝ、むざと吾を哭に泣しむるよ、さてもいかで、猶も此處に來居つゝ、止ず鳴なむ、と詔へるなるべし、次の奉和歌考合へし

薩妙觀 應 詔 奉 和歌一首。

薩妙觀、(薩字、舊本に陸と作るは、誤寫しなること著し、又古寫本に障とあるも非なり、今は異本、拾穂本等并續紀とによりてしるしつ、)此下に、薩妙觀命婦と見ゆ、續紀に、元正天皇養老七年正月丙子、薩妙觀授從五位上、聖武天皇神龜元年正月辛未、從五位上薩妙觀賜姓河上忌寸、天平九年二月戊午、天皇臨朝、授從五位上河上忌寸妙觀正五位下、と見えたり

保等登藝須。許許爾知可久乎。伎奈伎豆余。須疑奈無能知爾。之流志安良米夜母。

知可久乎の乎は、其事を重く思はする時の助辭なり、○之流志は、書紀に、有何益とかきて、ナニノシルシカアラムとよめり、かひと云に近し、○歌意、やよ霍公鳥、汝を猶も鳴かしの勅命なるぞ、此處に近く來居て鳴てよ、此時過後には、いかばかり鳴とも、其しるしあらじをや、嗚呼、さても近く來居て、猶も鳴てよ、となり、契沖が、此歌は、勅命を霍公鳥につたふるやうによめり、歌のさま、いとやさしくきこゆ、といへる、信に然なり

冬日。幸于靱負御井之時。内命婦石川朝臣。應 詔 賦 雪 歌一首。

靱負御井は、續紀に、光仁天皇寶龜三年三月甲申、置酒靱負御井、賜陪從五位已上及文士賦曲水者祿有差、と見ゆ、本居氏云、若靱負の府の内にある井を云にやあらむ、○石川朝臣、三卷に石川命婦、四卷に石川内命婦とある人にて、大伴安麻呂卿の妻、大伴坂上郎女の母と見えたり、○諱曰呂婆、(呂字、舊本に色と作るは誤なり、今は古寫本、古寫小本、一本等に從つ、)この四字、舊本には一首の下にあり、呂婆はオホバなり

麻都我延乃。都知爾都久麻渥。布流由伎乎。美受豆也伊毛我。許母里乎流良牟。

本句は、雪の重く積りて、松枝の垂懸れるさまをよめり、○末句は、水主内親王の、御病にこもれ

るをおもひて、天皇に代り奉りてよめるなり、○歌意、左註にて明けし

于時。水主内親王。寢膳不安。累日不參。因以此日太上天皇。勅侍孀等。曰。爲遣水主内親王。賦雪作歌。奉獻者。於是諸命婦等。不堪作歌。而此石川命婦。獨作此歌。奏之。

水主内親王は、水主は、ミヌシカ、和名抄に、山城國久世郡水主、といふ郷名あり、合考べし、又書紀の訓によるときはモヒトリなるべし、書紀天智天皇卷に、有栗隈首德萬女。曰黒媛娘。生ニ水主皇女。續紀に、靈龜元年正月甲午、四品水主内親王益封一百戸。天平九年二月戊午、授三品。同八月辛酉、三品水主内親王薨、天智天皇之皇女也、と見えたり、○太上天皇は、聖武天皇なり、元正天皇ならば、先太上天皇とあるべきなり、○侍孀は、宮仕の女房なり

右件四首。上總國大掾正六位上。大原真人今城傳誦云爾。

上總國朝集使大掾大原真人今城向京之時。郡司妻女等餞之。歌二首。

安之我良乃。夜敵也麻故要氏。伊麻之奈婆。多禮乎可伎美等。彌都都志努波牟。

伊麻之奈婆は、伊はそへことばにて、座なばなり、おはしましなばといふに、同じことなり、五卷

に、唐能遠境爾、都加波佐禮麻加利伊麻勢、十二に、山越而伊座君乎者、十五に、大船乎安流美爾伊多之伊麻須君、などある、みな同じことなり、(略解に、いましは、去ましなり、といへるは大じきひがことなり、)○歌意は、足柄の八重に疊なる山を越て、遠く京に還りおはしましなば、其後誰をか君と見つゝ愛賞むぞ、他に親しむ人はさらにあらじをや、となり

多知之多布。伎美我須我多乎。和須禮受波。與能可藝里爾夜。故非和多里奈無。

多知之多布は、立姿なり、十二(三丁或本)に、誰葉野爾立志奈比垂菅根乃云々、とあり、さて此に之奈布と云るは、容儀の軟柔にして、美麗きをいへり、十卷に、率爾今毛欲見秋芽之四撻二將有妹之光儀乎、とある四撻に同じ、○與能可藝里爾夜は、生涯に哉なり、生涯は、世之盡といはむが如し、古事記上卷、穗々手見命御歌に、意岐都登理加毛度久斯麻邇和賀章泥斯伊毛波和須禮士余能許登基登邇、○歌意は、軟柔にして美麗しき君が容儀を、此後得忘れずば、いつと云かぎりもなく、生てあらむほどは戀しく思ひつゝ、年月日を經度りなむか、となり

五月九日。兵部少輔大伴宿禰家持之宅。集飲歌四首。

和我勢故我。夜度乃奈豆之故。比奈良倍豆。安米波布禮杼母。伊呂毛可波良受。

比奈良倍豆は、日並而にて、日を重て、の意なり、○歌意、かくれたるすぢなし、色も變らずといへるに、主人の戀情の變らぬを比へたる意もあるにや

右一首。大原真人今城。

比左可多乃。安米波布里之。久。奈巨之故我。伊夜波都波奈爾。故非之伎和我勢。

歌意は、日を重て雨の零りつゝ、鬱悒しきにつきて、瞿麥の咲そふ初花の、彌めづらしくなつたしきが如くに、飽世なく愛しき吾兄ぞ、と云なるべし、客に飽ぬ意を述たり

右一首。大伴宿禰家持。

和我世故我。夜度奈流波疑乃。波奈佐可牟。安伎能由布弊波。和禮乎之努波世。

歌意、今來む秋に、この面白き、主人の庭の芽子花の咲たらむ、其夕ばえのあはれなるをりは、又吾事を懸てしのばせ給へ、となり

右一首。大原真人今城。

宇具比須乃。許惠波須疑奴等。於毛倍杼母。之美爾之許己呂。奈保古非爾家里。

之美爾之許己呂は、染にし情なり、六卷に、紅爾深染西情可母寧樂乃京師爾年之歴去倍吉、○歌意、此時五月なれば、鶯を賞る時節は過去ぬれども、面白くおもひそみたる心からして、猶其聲を聞ば、賞しく愛たくありけり、となり

右一首。即聞。鷺。時作之。大伴宿禰家持。

即聞云々の六字、舊本此間になくして、歌詞の上に、即聞鷺時作歌一首と記せり、今は古寫小本に

從てしるしつ、○即云々とは、集飲のをりから、即よめる謂なり、○時は、字書に、鳥吟也、と註せり、さて夏の鶯めづらし、拾遺集夏部に、山里の卯花に鶯の鳴侍りけるを、平公誠、卯花を散にし梅にまがへてや夏の垣根に鶯の鳴、枕冊子に、鶯は、ふみなどにも、めでたき物につくり、聲よりはじめて、さまかたちも、さばかりあてにうつくしきほどよりは、九重のうちに鳴ぬぞいとわろき云々、夏秋の末まで、老聲に鳴て、蟲喰など、ようもあらぬ物は、名をつけかへていふぞ、口をしくすごきこちする云々、年立かへるなどをかきことに、歌にもふみにもつくるなるは、なほ春のうちならましかば、いかにをかしからまし云々、祭のかへさ見るとて、雲林院知足院などのまへに、車を立たれば、郭公もしのはぬにやあらむ、鳴に、いとようまねび似せて、木高き木どもの中に、諸聲になきたるこそ、さすがにをかしけれ

同月十一日。左大臣橘卿。宴。右大辨丹比國人真人

之宅二歌三首。

橘卿は、諸兄大臣なり、○國人は、傳三卷中に云り

和我夜度爾。佐家流奈巨之故。麻比波勢牟。由米波奈知流奈。伊也乎知爾左家。

麻比波勢牟は、幣者將爲なり、幣は、幣帛を主として、何にまれ、捧け獻る物をいふことなり、(いはゆる賄賂のみにはかぎらず)この詞既くあまた見えたり、○伊也乎知爾左家は、本居氏、乎知は、初へ復ることを云古言にて、此はいよくいく度も、初へかへりくして、たえずさけと云意なり、

と云るが如し、猶乎知の事は、五卷に、麻多遠知米也母、又、麻多越知奴倍之、十七に、手放毛乎知母可夜順伎、など見えて、本居氏説を擧て、委註り、○歌意は、吾庭に開たる瞿麥花よ、よき捧げ物を進らせむぞ、其捧げ物を納受して、彌々いく度も、初へかへりくしてたえすさけ、努々花の散失ると云ことなかれ、となり、瞿麥花の散失ずして、彌々益るによそへて、左大臣の繁榮を壽きたるなり

右一首。丹比國人眞人。壽左大臣歌。

麻比之都。伎美我於保世流。奈豆之故我。波奈乃未等波無。伎美奈良奈久爾。

歌意は、勤々花散なと捧げ物をしつゝ、君が心を盡して、生育たる其瞿麥は、けに面白けれども、其花のみ愛て、君を問べきにあらず、たとひ花はなくとも、訪ずてあるべき君ならぬことなるを、のたまへるなり、略解に、上句は花といはむ序にて、花のみとは、はななくしく實なきことにいへり、と云るは、いみじくたがへり、

右一首。左大臣和歌。

和字、舊本になきは脱たるなり、今は元曆本、官本、古寫本等に従つ

安治佐爲能。夜敵佐久其等久。夜都與爾乎。伊麻世和我勢故。美都都思努波牟。

安治佐爲は、紫陽花なり、既く出たり、品物解に、委註り、○夜敵佐久其等久は、如彌重開なり、

紫陽花は、其花四ひらにして、彌重なるも一重なるもあり、今はその彌重なるをよみ賜へり、彌重なるは、てまり花と云物の如く、多く叢り重りて咲ゆるに、彌重とは給へり、八重にはあらず、○夜都與爾乎は、彌津代にをなり、幾世にも、といはむが如し、乎は、其事を重くたしかに思はする時の助辭なり、○美都都思努波牟は、見乍將愛なり、○歌意、かくれたるすぢなし、主人を壽給へるなり

右一首。左大臣。寄味狭藍花一詠也。

十 八日。左大臣。宴於兵部卿橘奈良鷹朝臣之宅。歌三首。

兵部卿の職、紀文に漏たり、○奈良鷹朝臣は、左大臣の子なり、傳六卷下に出

奈豆之故我。波奈等里母知豆。宇都良宇都良。美麻久能富之伎。吉美爾母安流加母。

波奈等里母知豆、十九に、山吹之花執持而云々、○宇都良宇都良は、契沖、つらくにて、熟の字なり、第一に、つらく椿つらくにとよめるに同じ、土佐日記にも、目もうつらく、鏡に神の心をこそは見つれ、とかけり、俗にも、花など心を入れて見るをば、うつらくと見る、とぞ中める、と云り、此下にも、夜都乎乃都婆吉都良都良爾、とよめり、○歌意、瞿麥の花を折取持て、見るに見飽ぬごとく、さても熟に相見ま欲き君にてもある哉と、主人を愛みてよみ給へるなり、四卷に、此歌末句全く同きあり

右一首。治部卿船王。

船王は、傳六卷下に出シ

和我勢故我。夜度能奈豆之故。知良米也母。伊夜波都波奈爾。佐伎波麻須等母。

知良米也母は、將散やは、の謂にて、母は、歎息辭なり、○歌意、かくれたるすぢなし、瞿麥を賞て、主人を壽く意をそへたり

宇流波之美。安我毛布伎美波。奈豆之故我。波奈爾奈會倍豆。美禮杼安可奴香母。

宇流波之美は、愛みにて、こゝは愛しう、といはむが如し、○奈會倍は、並配の意なるべし、與會倣は、依配の意なるを合思ふべし、此卷上にも、花爾奈蘇倍豆、とあり、○歌意は、吾愛しう思ふ君は、瞿麥の花に並配て見れど、共に見飽す、さてもめづらしく、うつくしくもある哉、となり

右二首。兵部少輔大伴宿禰家持追作。

八月十三日。在內南安殿。肆宴。歌二首。

內南安殿は、安殿に、内外南北の別ありし故に、いへるなるべし、天武天皇紀に、十年春正月辛未朔丁丑、天皇御ニ向小殿而宴之、是日親王諸王引ヨ入内安殿、諸臣皆侍ニ于外安殿、共置酒以賜樂、〔頭註、通證、內安殿疑謂ニ小安殿、江次〕

乎等賣良我。多麻毛須蘇婢久。許能爾波爾。安伎可是不吉豆。波奈波知里都都。

多麻毛須蘇婢久は、玉裳裾引なり、玉は裳を稱る詞なり、一卷に、嗚呼兒乃浦爾船乘爲良武嬬嬬等之玉裳乃須十二四寶三都良武香、とある歌に、例を引て註せり、○波奈波知里都都は、波奈とは、種種の草花にて、芽子を主とするなるべし、都都の下に、さてく興あるけしき哉、といふ意を、含めたるなり、○歌意、かくれたるすぢなし、乎等賣等は、官女の伴をさせり

右一首。内匠頭兼三播磨守正四位下安宿王奏之。

安宿王は、傳此卷上に出シ

安吉加是能。布伎古吉之家流。波奈能爾波。伎欲伎都久欲仁。美禮杼安賀奴香母。

布伎古吉之家流は、吹抜敷有なり、契沖云、秋の花どもを、こきおろすことくらせらるによりて、かくいふなり、俊賴朝臣の歌に、はげしさのみ山おろしは手もなくていかで木の葉をこきおろすらじ、○歌意は、種々の花を、秋風の吹て、扱敷たる庭を、清く照せる月夜に、見れども見れども、さても飽ぬこと哉、となり

右一首。兵部少輔從五位上大伴宿禰家持。未奏。

兵部少輔云々は、續紀に、勝寶六年四月庚午、從五位上大伴宿禰家持爲兵部少輔、と見えて、當時は勝寶七年八月なれば、從五位上兵部少輔なり、しかるを官位令を考るに、七省の少輔は從五位下相當なれば、いさゝか疑あれど、續紀、當集共に、明に從五位上なれば、もとより誤にはあらじ

十一月二十八日。左大臣集於兵部卿橋奈良磨朝臣宅。宴歌一首。

高山乃。伊波保爾於布流。湏我乃根能。禰母許呂其呂爾。布里於久白雪。

高山は、地名にあらず、何處にまれ、たゞ高き山なり、○歌意、本句は、禰毛許呂をのたまはむ料の序にて、末は、雪の野にも山にも、落る隈なく降積りたるさまを、よみたまへるのみなり

右一首。左大臣作。

天平元年。班田之時使葛城王。從山背國。贈薩妙觀命婦等所歌一首。副芹子襲。

天平元年に云々の事ありし時に、よみかはされし歌を、左大臣の誦賜へるを、今聞て載たるなり、故勝寶七年の條下に入り、○班田は、三卷下に、令義解等を引て委云り、續紀に、聖武天皇天平元年十一月癸巳、任三京及畿内班田司云々、又阿波國山背國陸田者、不問高下、皆悉還公、即給當土百姓、但在山背國三位已上陸田者、具錄町段、附使上奏、以外盡收、開荒爲熟、兩國並聽、と見えたる時の事なるべし、○葛城王は、諸兄大臣なり、○薩、舊本陸と作、古寫本、類聚抄には障と作り、今は拾穂本并續紀に従てかけり、上にも見えたり、下なるものも同じ

安可禰佐須。比流波多多婢。奴婆多麻乃。欲流乃伊刀末仁。都買流芹子許禮。

多多婢は、策を活動し云るにて、班田の事を、色々策つとむるを云なり、婢は、そのさまを云なり、と本居氏云る如し、按に、婢は、美夜婢の婢にて、俗にめくといふに近き意なり、されば策めきいそがはしき謂なり、策は、欽明天皇紀に、於是天皇命神祇伯、敬受策於神祇云々、とあり、(略解に、賜田而なり、といへるは、言足はずて通え難し)、頭註、師説、たゞびて、第十五に、いへるまらしけむ、とよめるに同じかるべし、欽明紀云々、しからは婢は、何さびの備にて、たゞまめくなどいふにて、ひるは班田のことに心をめぐらしはかりことめかしてひまなければ、いとまなる夜つめるせりなりと、こゝろざしをいたしたるこゝろ○歌意、晝は班田の事を取行ひ、策めき、いそがはしくつとむるに暇なきによりとをよみたり、○歌意、晝は班田の事を取行ひ、策めき、いそがはしくつとむるに暇なきによりて、夜暗きに出て、辛して此芹を採て進らするなれば、吾志の深淺のほどを知賜へ、となり

薩妙觀命婦報贈歌一首。

麻須良乎等。於毛敝流母能乎。多知波吉氏。可爾波乃多爲爾。世理會都美家流。

可爾波乃多爲は、契沖、樺田井なり、雜式云、凡山城國泉川樺井渡瀬者、官長率東大寺工等、每年九月上旬造假橋、來年三月下旬壞收云々、此泉川樺井渡、とある處の事なるべし、といへり、今按に、和名抄に、山城國相樂郡蟹幡、(加無波多)とあり、これ同地なるべし、又神名帳に、同郡綺原坐健伊那太比賣神社、とも見えたり、其地を、今綺田村と云よしなり、多爲は、たゞ田なり、既く委云り、(頭註、師説、かにはの田井、)健伊那太比賣神社、綺田村の南、○歌意、君をばうるさきますら男とのみ思ひ居つるものを、刀を佩ながら、樺の用居に下立て、此芹を採て賜へるは、思ひしにはたがひて、げにも御情深くて、うれしきことにぞありける、といひて、左大臣の勞をめで、和

讀は、誦と云に同じ、○云爾の下に、舊本、左大臣是葛城王、後賜橘姓也、と註せるが如し、(但し此註は、後人の加筆なり、)活本には此註なし

へたるなり
右二首。左大臣讀之云爾。

萬葉集古義二十卷之下

天平勝寶八歲丙申。二月朔乙酉二十四日戊申。天皇。太上天皇。
天皇太后。幸行於河内離宮。經信備。以壬子傳幸於難波宮也。三月
日。於河内國伎人郷馬史國人之家。宴歌三首。

天平勝寶、前に天平勝寶七歲とあれば、此四字、こゝには無て宜し、○戊申の下天皇二字、舊本に無は脱たるなり、今は異本に従つ、續紀に、勝寶八歲春二月戊申、行幸難波、是日至河内國、御智識寺南行宮、己酉、天皇幸智識山下大里三宅家原鳥坂等六寺、禮佛、庚戌、遣内舍人於六寺、誦經、禊施、有差、壬子、大雨、賜河内國諸社祝禰宜等一百十八人正稅、各有差、是日行至難波宮、御東南新宮、三月甲寅朔、太上天皇幸堀江上、乙卯、詔免河内攝津二國田租、戊午、遣使攝津國諸寺誦經、禊施、有差、とある是なり、(契沖云る如く、此續紀の文に、太上天皇、皇太后も、諸共に幸ありけるよしあるべきが、漏たるなり、三月申寅朔、太上天皇、幸堀江上、とあるも、突出なり、)○太皇太后は、契沖云るが如く、初の太字は衍なり、又元曆本、古寫本、類聚抄等に、太皇二字なきは、皇字を脱せるものなり、皇太后は、光明皇后にて、天皇の御母なり、此卷初にも見えたり、○經信信、舊本に一の信字なきは脱たること著ければ、今補入つ、信は、左傳に、再宿爲信、とあれば、戊申(二十四日)より壬子(二十八日)に至るまで、四宿を経給へるなれば、必て

經信、とあるべきことなり、字彙に、爾雅有客信、信言四宿也、とも見えたり、○三月云々以下を、舊本には放ち書り、今は古寫本、古寫小本、拾穗本等に從て連書り、かくて三月七日は誤なるべし、二月廿四日に河内離宮に幸して、同廿八日に難波宮に傳幸したまへれば、廿五日より廿七日までの内に、同人が宅にて飲宴ありしなるべければなり、故嘗に云ば、三月は、同月なりしを、口書滅失たるより、つひに傳寫せし人の、三月と見まがへて、ひががきせるならむ、同月は、上の二月朔とあるをうけつぎたれば、二月なり、かくて二十七日とありしを、二十の字を落し失ひしものならむか、二月廿七日ならば、さもあるべければなり、八歲丙申二月朔乙酉、云々傳幸於難波宮也、と云までは、其行幸の綱をいへる文なれば、立かへりて、同月廿七日云々、と其目をいへりてせば、然もあるべきことなり、もし三月七日云々、と以後の事をいへりとせば、上の文うきて、屬きがたきを思ふべし、○伎人郷は、クレノサトと訓べし、推古天皇紀、天武天皇紀に、伎樂、職員令、義解に、伎樂(謂吳樂)と見えたり、伎人は、雄略天皇紀に、吳坂とある處にて、今喜連と云所なりと云り、續紀に、勝寶二年五月辛亥、京中驟雨、水潦汎溢、又伎人茨田等堤往々決壞、○馬史國人、(史字、舊本になきは、落たるなり、下に出たるには、史字あればなり、校異本に、馬國間異有、史字、とあり、)續紀に、寶字八年十月己丑、從六位上馬毗登國人授外從五位下、神護元年十二月辛卯、右京人外從五位下馬毗登國人賜姓武生連、と見ゆ、(史を毗登と書しこと、同紀に、寶龜元年九月壬戌、令旨云々、又以去天平勝寶九歲、改首史姓、並爲毗登、彼此難分、氏族混雜、於事不隱、宜從本字、と見えたり、)

須美乃江能。波麻末都我根乃。之多婆倍豆。和我見流乎努能。久佐奈加利曾根。

須美乃江能云々、此飲宴を、上件にいへることく、二月廿七日の事とせば、難波宮へ幸したまはむの、あらましありしほどにて、即住吉に至むと思ふより、其地の風趣をとり出て序として、主人國入を愛む情を述たるなるべし、されば本二句は序にて、下延をいはむ料のみなり、○之多婆倍豆は、下延而にて、心の下におもひ置をいふ詞なり、はやくあまた處に出たる詞なり、○歌意は、又も訪來て、賞愛、なむと心の下に思ひ置て、今面白く吾見る小野の草を、後いかで情なく人の刈荒すことなかれ、といひて、國人が宅の垣内にちかき野原のけはひ、或は見わたしの勝景などを賞て、主人國人を愛む意を、もたせたるにやあらむ

右一首。兵部少輔大伴宿禰家持。

爾保杼里乃。於吉奈我河波半。多延奴等母。伎美爾可多良武。己等都奇米也母。

爾保杼里乃は、枕詞なり、契沖云、には鳥は息の長くて、水の中に久しく堪てかづけば、かくはつづけたり、又第十四東歌に、をかものもころ、やさかどりのいきづくいも、とたとへよめるに准ずれば、にほの水を出て、ためたる息を衝が長き意にて、息長川ともつゞけたりとも聞ゆ、○於吉奈我河波は、息長河にて、近江國坂田郡にあり、十三に、師名立都久麻左野方息長之遠智能小菅、とある歌に、委註せり、○歌意は、世に絶まじき息長河の水は、たとひ絶ることありとも、君に相語はむ言は、更に盡すまじ、さても愛しや、となり、十五に、和多都美乃宇美爾伊豆多流思可麻河泊多延無日爾許會安我故非夜麻米、さて今の歌は、河内にて近江の地名をいへるは、處につけてはよしなけれど、歌の意の時に應へるを以て、古歌を誦たるなるべし、○舊本此歌の下に、古新未詳と註

せるは、右にいふごとく、他國の地名をよめれば、古歌を誦たる歟、又は新よみ出たる歟詳ならず、といふ意もて、後人の書入たるなり

右一首。主人散位寮散位馬史國人。

散位寮散位は、トネノツカサノトネと訓べし、續紀に、養老二年四月癸酉、内外散位免ニ維新職員令に、散位寮、頭一人、掌散位、(謂文武散位皆總掌之也、)名帳朝集、(謂諸國朝集使皆於此寮判其上下也、)事助一人、允一人、大屬一人、少屬一人、史生六人、使部廿人、直丁二人、とあり

蘆刈爾。保里江許具奈流。可治能於等波。於保美也比等能。未奈伎久麻泥爾。

蘆刈爾、按に、爾は等の誤寫なるべし、蘆刈とての意なればなり、○未奈伎久麻泥爾の下、言を含め餘したり、從駕の大宮人の皆盡聞までに音高し、との意なり、○歌意、かくれたるすぢなし、三卷に、大宮之内二手所聞網引爲跡網子、調流海人之呼聲、とよめるごとく、從駕の公卿の皆聞驚くまで、蘆刈とて、漕出つ、行舟の櫂音、高く聞ゆるさまをよめり

右一首。式部少丞大伴宿禰池主讀之。即云。兵部大丞大原真人今城。先日他所讀歌者也。

池主、今城、共にこゝに出たる職、紀文に漏たり、○これは古人の歌なるを、先日今城がある所にて、誦つるを、池主の傳聞居て、今又時の興に、此所にて、誦つるよしなり、○以上三首は、國人

家宴歌なり、以下三首は、同時の歌にあらず、二月廿八日、難波宮に幸して後の歌なるべし、三月朔、太上天皇堀江上に幸せるよし、續紀に見えれば、其ほど從駕へて作れしならむか

保里江已具。伊豆手乃船乃。可治都久米。於等之婆多知奴。美乎波也美加母。

伊豆手乃船、上に出たり、○可治都久米は、中山嚴水云、櫂を船のつくへかけて、かなたこなたへ引うごかすを、都久牟流といふべし、さてその櫂をつくむるには、きしりて音の高く聞ゆる物なれば、音しば立ぬとはいへるなるべし、十八に、櫂の音のつばらゝに、とあるも、櫂のつくにきしりてなる音なるべし、と云るぞ宜しき、(本居氏説に、久は夫の誤にて、ツプメなり、十八に、かぢのおとのつばらゝ、とあると同じく、つぶらつぶらとかぢの水にふるゝ音なり、と云れど、櫂の水かく音は、さばかり高く聞ゆる物にはあらざればいかゞ、水かく音は、少し許隔りては聞えず、つくにきしりてなる音は、遠くも聞ゆるものなり、試みて知べし、(頭註に、今昔物語將門純友謀叛伏誅語)○於等之婆多知奴は、音屢起ぬにて、屢に音の起つを云、○美乎波也美加母は、水脈が早き故にかの意にて、母は歎息の辭なり、○歌意、かくれなし、七卷に、佐夜深而穿江水手鳴松浦船櫂音高之水尾早見鴨

保里江欲利。美乎左可能保流。梶乃音乃。麻奈久曾奈良波。古非之可利家留。

歌意、本は間無といはむ料の序にて、奈良の都の、間無く戀しく思はるゝよしなり

布奈藝保布。保利江乃可波乃。美奈伎波爾。伎爲都都奈久波。美夜故杼里香蒙。

布奈藝保布は、舟競なり、我先にと競て、漕出漕入するを云、一卷に、船並氏旦川渡、舟競夕河渡、とよめり、九卷には、水門入爾船已具如久歸香具禮人乃言時、とよみ、此上には、安佐奈藝爾可治比伎能保里、由布之保爾佐乎佐之久太理、安治牟良能佐和伎保比旦云々、とよめり、○美夜古杼里香蒙は、都鳥敷にて、蒙は歎息辭なり、都鳥は、品物解に云、○歌意は、ひまなく舟の競て出入るほり江に、居來つゝなくなるは、吾戀しく思ふ都の名負る都鳥か、さてもめづらしや、となり

右三首。江邊作之。

二首の下に、月日のありしが、寫すとき脱せしなるべし、或は三月朔とありしを、落せるものか、契冲云、三首ともに家持の歌なり、第十九卷云、但此卷中不稱作者名字、徒錄年月所處緣起者、皆大伴宿禰家持裁作歌詞也、これは十九卷にかぎりていひたれど、准じて知べし

保等登藝須。麻豆奈久安佐氣。伊可爾世婆。和我加度須疑自。可多利都具麻泥。

麻豆奈久安佐氣は、先鳴朝開なり、先とは、俗に先一番に、といふ意なり、先開花の先に同じ、古今集に、つらき人より先超じとて、とある先も同じ意なり、さて上件の布奈藝保布云々の歌まで三首は、皆さきによめるなり、或は三月朔に作るにもあるべし、此歌と次なるとは、左に二十日と記したるは、右の左註に、三首とある下に、月日を失へるにて、其は思ふに、右にいへることく、三月朔などありしなるべければ、其三月と云をうけつぎて、三月廿日に、自の家にてよめるなり、さて三月廿日に、此鳥の鳴は、いと早くてめづらしければ、殊更に珍重みせられたるなり、○歌意は、

此、朝開、霍公鳥の先一番に、來鳴初音のめづらかなるを、いかで友人にも告知せて、人皆も聞に來るまで、吾門を過ずして、猶鳴やうには、いかにしてか留め得まし、といへるなり

保等登藝須。可氣都都伎美我。麻都可氣爾。比毛等伎佐久流。都奇知可都伎奴。

可氣都都伎美我とは、可氣都々は、此上に、富等登藝須云々可氣都都母等奈、とあるに同じく、霍公鳥の鳴を心に懸乍なり、伎美我は、たゞ松をいはむ料に、設て云りと聞えたり、集中に、君松樹、孀松樹などよめるが如し、但し、その君松、孀松、などよめるは、君を待、妻を待と云意なるに、君我と云ては理、わろし、按に、我字は、糸の草書を糸と見て誤れるにはあらざるべきか、君乎と云ときは、こゝに能かなひて聞ゆるなり、○歌意は、霍公鳥の鳴音を心に懸つゝ、松陰に紐解放て、納涼する時の間近く成ぬるよ、となり

右二一首。二十日。大伴宿禰家持依興作之。

二十日は、三月二十日なること、上にいへることし

喻族歌一首并短歌。

喻は、玉篇に、曉也、とあり、○并字、舊本并に誤れり

比左加多能。安麻能刀比良伎。多可知保乃。多氣爾阿毛理之。須賣呂伎能。可未能御代

欲利。波自由美乎。多爾藝利母多之。麻可胡也乎。多波左美蘇倍豆。於保久米能。麻須良多祁乎乎。佐吉爾多豆。由伎登利於保世。山河乎。伊波彌左久美豆。布美等保利。久爾麻藝之都。知波夜布流。神乎許等牟氣。麻都呂倍奴。比等乎母夜波之。波吉伎欲米。都可倍麻都里豆。安吉豆之萬。夜萬登能久爾乃。可之婆良能。宇彌備乃宮爾。美也婆之良。布刀之利多豆。安米能之多。之良志賣之祿流。須賣呂伎能。安麻能日繼等。都藝豆久流。伎美能御代御代。加久佐波奴。安加吉許己呂乎。須賣良弊爾。伎波米都久之豆。都加倍久流。於夜能都可佐等。許等太豆氏。佐豆氣多麻敵流。宇美乃古能。伊也都藝都岐爾。美流比等乃。可多里都藝豆氏。伎久比等能。可我見爾世武乎。安多良之伎。吉用伎會乃名會。於煩呂加爾。己許呂於母比豆。牟奈許等母。於夜乃名多都奈。大伴乃。宇治等名爾於敵流。麻須良乎能等母。

安麻能刀比良伎は、天之戸開なり、神代紀一書に、高皇產靈尊、以眞床覆衾、暴天津彦國光彦火瓊々杵尊、則引開天磐戸、排分天八重雲、以奉降之云々、とある、是なり、○多可知保乃多氣は、古事記に、故爾詔天津日子番能邇々藝命、而離天之石位、押二分天之八重多那雲、而伊都能知和岐知和岐氏、於天浮橋、宇岐士摩理蘇理多多斯氏、天降、坐于筑紫日向之高千穗之久士布流多氣、書紀に、皇孫乃離天磐座、且排分天八重雲、稜威之道、別道別而、天降於日向襲之高千穗峰、矣、日向國風土記に、白杵郡千鋪郷、天孫降臨時、雲霧冥晦、不辨物色、天孫乃拔稻穗、散之、四

方、忽開晴、因是名曰千穗峯、和名抄に、白杵郡智保、○阿毛理は、天降なり、二卷よりはじめて往往見えたり、○須賣呂伎能云々、邇々藝命を指申せり、○波自由美、麻可胡也は、梶弓、眞鹿兒矢なり、古事記右に引文のつゞきに、故爾天忍日命、天津久米命一人取負天之石鞞、取佩頭椎之大刀、取持天之波士弓、手挾天之眞鹿兒矢、立御前、而仕奉、故其天忍日命、(此者大伴連等之祖)天津久米命(此者久米直等之祖也)云々、書紀には、手捉天梶弓、天羽羽矢云々、(梶此云波茸)とあり、猶此等の事、本居氏、古事記傳に詳なり、○於保久米能云々、佐吉爾多豆は、上に引書紀一書の文のつゞきに、于時大伴連遠祖天忍日命、帥大來目部遠祖天穗津大來目云々、とあるをはじめ、神武天皇卷に、是時大伴氏之遠祖日臣命、帥大來目一督將元戎、踏山啓行云々、又初天皇草創天基之日也、大伴氏之遠祖道臣命、帥大來目部奉承密策、以諷歌倒語、掃蕩妖氣などある意にて、帥る所の大來目部を前に立て、平國の功勳を立しをいへるなり、十八に、大伴能遠津神祖乃、其名乎波大來目主登、於比母知豆都加倍之官云々、とあるも同意にて、大來目部を司る故に、即大來目主と稱しなり、大伴氏遠祖等の號を、世に大來目主と負持せ稱呼する謂など、委くは十八上に、云るを考合べし、○由伎登利於保世は、靱取令負なり、姓氏錄に、大伴宿禰、高皇產靈尊五世孫、天押日命之後也、初天孫彥火瓊々杵尊、神駕之降也、天押日命、大來目部立於御前、降于日向高千穗峯、然後以大來目部爲天靱負部、靱負部之號起於此也、雄略天皇御代、以天靱負、賜大連公、奏曰、衛門開闔之務、於職已重、若有一身難堪、望與愚兒語相伴、奉衛左右、勅依奏、是大伴佐伯二氏、掌左右開闔之緣也、(これは、天押日命帥大來目部とありしが、帥字の落たるなるべし)と見えたり、○伊波彌左久美豆は、二卷以下にかたぐ見えたり、○

久爾麻藝之都都、竟國爲乍なり、神代紀に、尊天之神國自頓丘、竟國行去云々、(竟國此云矩武磨儀)○許等牟氣は、古事記に、言趣とも、言向ともかけり、言意は、本居氏古事記傳云、言は(借字)事にて、事依事避などの事と同じ、牟氣は、牟加世にて、(加世は氣と切)背ける者を、此方へ令、向意の言なり、平字を書て、牟氣とのみも云り、此方へ向は、即歸服なり、○麻都呂倍奴は、倍は波の誤にて、不服従なり、二卷に、不奉仕、とあり、猶彼處に委註り、○比等乎母夜波之は、人をも令、和なり、服従す荒ぶる人をも、和らぎ奉仕しむる意なり、二卷に、人乎和爲跡、祝詞に、言直志和志(古語云三夜波志)坐氏云々、などあり、○波吉伎欲米は、掃清なり、○都可倍麻都里豆は、奉仕、而なり、已上、邇々藝命の天降座し時よりはじめて、神武天皇の始馭天下しまで、大伴氏の遠祖の、代々事ある毎に、武事をもて、平國の事に功勳ありしことを述たり、(しかるを、諸註、以上を、忍日命の神代に功勳ありしことをいひ、已下を、神武天皇の時の事をいへり、とせるは、たがへることなり、上に皇祖の神の御代より、とあるからは、神代の事のみに限るべからず、皇孫天降の時よりはじめて、神武天皇の御代までの事を兼て、いへること著きをや、○可之婆良能云々、古事記神武天皇條に、故如此、言向平、和荒夫琉神等、退、撥、不、伏人等、而、坐、敵火之白鬪原宮、治、天下、也云々、なほ書紀に詳なり、○美也婆之良云々、神武天皇紀に、古語稱下之曰、於、敵傍之糧原、也、太、立、宮、柱、於、底、磐、之、根、峻、峙、搏、風、於、高、天、之、原、而、始、馭、天、下、之、天、皇、云、云、○布、刀、之、利、多、豆、氏、は、太、知、立、而、而、而、知、は、領、給、ふ、意、な、り、太、敷、と、云、と、は、言、は、異、な、れ、ど、も、い、ひ、も、て、行、ば、同、じ、意、に、落、め、り、高、知、高、敷、な、ど、云、を、考、合、べ、し、○安、麻、能、日、繼、等、は、天、之、日、嗣、と、し、て、の、意、な、り、御、代、御、代、の、天、皇、を、申、せ、り、○都、藝、豆、久、流、は、次、來、な、り、次、第、の、隨、に、繼、來、る、よ、し、な、(繼、而、來、

と云にはあらず、且は、而、字の意とはたがへり、(中昔以來の詞にていはゞ、ついでくる、と云ことなり、次下の可多里都藝且々も、ついで、の意にて同じ、なほ此事、前に既に委註り、○加久佐波奴は、不、隱、なり、本居氏、カクスを、古言に延てカクスアと云故に、カクスアをカクスアハヌとはいふなり、といへり、按に、これを事を緩にいひて宜しき處なるが故に、伸ていへるなり、(無用に、心まかせに伸縮したるにはあらず)○安加吉許己呂は、赤心なり、赤と明と通ひて同じ、忠誠にして、黒心なき意なり、○須賣良弊爾は、皇方になり、天皇の邊になり、十八に、大皇乃敵爾許會死米、とよめるに同じ、○都加倍久流は、仕來るにて、遠祖より繼々に、今も奉仕注意なり、(仕來しと云とは異なり、仕來しにては、今まで奉仕來し謂にて、今より後は、然るも然らぬも、未定らぬ意となるなり、これにても、古人の詞づかひの精しきを思ふべし)○於夜能都可佐等は、遠祖よりの職業と、と云なり、忍日命、道臣命以來、景行天皇紀に、四十年秋七月癸未朔戊戌云々、日本武尊雄詰之、曰、云々、今更東夷叛之、臣雖勞之頓平、其亂云々、天皇則命吉備武彥與大伴武日連、令從日本武尊云々、冬十月壬子朔癸丑、日本武尊發路之云々、至甲斐國、居于酒折宮云々、則居是宮、以二部部、賜大伴連之遠祖武日也、と見え、その後、大伴室屋大連、大伴金村連をはじめて、代々忠功人相續けり、○許等太豆氏は、事立而なり、古事記仁德天皇條に、其大后石之日賣命、甚多嫉妬、故天皇所使之妾者不、得、臨、宮、中、言、立、者、足、母、阿、賀、迦、迦、嫉、妬、續紀四卷詔に、天皇御世御世、天豆日嗣止高御座爾坐而、此食國天下乎撫賜比慈、賜事者、辭、立、不、在、人、祖、乃、意、能、賀、弱、兒、乎、養、治、事、乃、如、久、治、賜、比、慈、賜、來、業、止、奈、母、隨、神、所、念、行、須、十、卷、詔、に、又、於、二、天、下、政、置、而、獨、知、倍、伎、物、不、有、必、母、斯、理、幣、能、政、有、倍、之、此、者、事、立、爾、不、有、天、爾、日

月在如、地爾山川有如、並坐而云々十七詔に、云々、事立不有云々、伊勢物語に、正月なれば、事立とて、大御酒賜ひけり、などあるを、合せて考るに、平常ならぬ、異なる事するを事立と云なり、と本居氏云り、○宇美乃古は、生之子にて、子々孫々の意なり、書紀に、子孫をウミノコとよめるが如し、○可多里都藝旦氏は、語次而なり、次第々々に語り繼ての意なり、次第を、都藝氏々と用かしのふは、掟を於伎氏々、といふに同格なり、つれづれ草にも、高名の木のほりといひし男、人をおきて、たかき木のほせて、梢をきらせしに云々、とある、このおきて、掟而にて同格なり、○可我見爾世武乎は、鑿に爲むをなり、十六竹取翁長歌に、後之世之堅監將爲迹、とあり、(から籍貞觀政要に、以古爲鏡、可知興替、以人爲鏡、可知得失、とあり、)○安多良之伎は、惜きなり、穢し絶さむは惜き、と云義なり、(略解に、受きよしに説るはたがへり、)○吉用伎會乃名會は、すこしも穢れぬよしなり、(以上二句を、拾穂本には吉用良之伎宅眞爾茂世武乎、安加良之伎都流藝刀俱倍之、伊爾之敵由安多良會乃名會、の六句と作り、今用ず、)○於煩呂加は、大呂加にて、呂は、そへことば、加は、遙、暖などの加にて、其さまをいふ辭なり、大は、細に精しからぬを云詞にて、大よそ、大方など多くいふ大にて、疎々しき謂なり、(俗に、大ぐくり、大さばきなど云大も同じ、)○牟奈許等は、虚言なり、此言の事、既に委註り、左註に、縁淡海眞人三船讒言云云、とある、讒言は、無實言なれども、さる實無き言にも、先祖の名を穢さぬやうに、心しらひをせよ、といふ意に、いひ下したり、○於夜乃名多都奈は、遠祖之名を勿斷なり、○大伴乃云々、先祖より代々、忠功すぐれたる、大伴氏と、名に負たる健男の伴よ、と古慈悲を教諭したるなり

反歌。

反歌二字、舊本にはなし、拾穂本、古寫小本等に従つ

之奇志麻乃。夜末等能久爾爾。安伎良氣伎。名爾於布等毛能乎。己許呂都刀米與。

氣伎の伎を、古寫小本には久と作り、○歌意、海内にあるが中にも、大伴氏は、先祖より明けき清き名を負持來たる伴の緒ぞ、心を勵し勤めて、忠功を立よ、となり

都流藝多知。伊與餘刀具倍之。伊爾之敵由。佐夜氣久於比豆。伎爾之會乃名會。

都流藝多知は、まくら詞にて、研をいはむ料なり、十三にも、劔刀磨之心乎、天雲爾念散之云々、とあり、○歌意は、上古より大伴氏の名を汚し腐すことなく、天下に名高く、先祖より清明に負持來にし其名ぞ、彌益精神を研て、忠勤を勵ませよ、となり

右縁淡海眞人三船讒言。出雲守大伴古慈慈宿禰解任。是以家持作此歌也。

淡海眞人三船、續紀に、勝寶三年正月辛亥、賜無位御船玉淡海眞人姓、八年五月癸亥、出雲國守從四位上大伴宿禰古慈慈、内豎淡海眞人三船、坐下誹謗朝廷、無中人臣之禮、禁於左右衛士府、丙寅、詔並放免、寶字四年正月癸未、尾張介正六位上淡海眞人三船爲山陰道使、五年正月戊子、正六位上淡海眞人御船授從五位下、同月壬寅、爲參河守、六年正月戊子、爲文部少輔(式部)、八年八月己巳、爲美作守、同九月丙午、授正五位上、神護二年二月丁未、賜功田二十町、同九月丙子、爲東山道使、

景雲元年三月己巳、爲兵部大輔、六月癸未、勅、東山道巡察使正五位上行兵部大輔兼侍從勳三等淡海真人三船云々、宜解見任、用徵將來、八月丙午、爲太宰少貳、寶龜二年七月丁未、爲刑部大輔、三年四月庚午、大學頭正五位上淡海真人三船爲兼文章博士、八年正月戊寅、爲大判事、九年二月庚子、爲大學頭、十一年二月壬戌、授從四位下、天應元年十月己丑、爲大學頭、延曆元年八月乙亥、爲兼因幡守、文章博士如故、三年四月壬寅、爲刑部大輔、大學頭因幡守如故、四年七月庚戌、刑部卿從四位下兼因幡守淡海真人三船卒、三船、大友親王之曾孫也、祖葛野王正四位上式部卿、父池邊王從五位上内匠頭、三船性識聰敏、涉覽群書、尤好華札、寶字元年、賜姓淡海真人、起家、拜式部少丞、累遷寶字中授、從五位下、歷式部少輔參河美作守、八年、被宛造池使、往近江國、修造陂池、時惠美仲麻呂、適自宇治、走據近江、先遣使者調發兵馬、三船在勢多、與使判官佐伯、宿禰三野、共捉縛賊使及同惡之徒、尋將軍日下部宿禰子麻呂、佐伯宿禰伊達等、率數百騎而至、燒斷勢多橋、以故賊不得渡江、奔高島郡、以功授正五位上勳三等、除近江介、遷中務大輔兼侍從、尋補東山道巡察使、出而探訪事、竟復奏、昇降不慥、頗乖朝旨、有勅譴責之、出爲太宰少貳、遷刑部大輔、歷大判事大學頭兼文章博士、寶龜末授從四位下、拜刑部卿兼因幡守、卒時年六十四、と見えたり、○縁三船讒言云々、契沖云く、續紀によれば、勝寶八歳五月に、古慈悲も三船も共に罪有て、左右衛士府に禁ぜらると見えたるを、こゝにはいかで、三船の讒言にて、古慈悲は任を解るとか、れけむ、知がたし、○悲字、古寫本には斐、拾穂本には斐と作り

臥病 悲 無常 欲修 道 作歌一首

修道、欽明天皇紀に、出家修道、とあり

宇都世美波。加受奈吉身奈利。夜麻加波乃。佐夜氣吉見都都。美知乎多豆禰奈。

本二句は、既く十七にも見えたり、現在の人の身は、いくばくの年の數も無をいふなるべし、○第三四句は、本性清淨の理にたとへたり、と契沖いへり、本性清淨とは、佛説に、悉有佛性、とて、人身はもとより、清淨の本性に生れ得て居るを云ことぞ、○歌意は、人間無常の身なれば、しばしもおもひのどむべきにあらず、もとより悉有佛性と云人身に生れ得て居るものなれば、煩惱におほはされず、凡夫のけがれをはなれさりて、本性清淨の佛理に立かへりみがきて、早く修道せむ、と急ぎ進めるなり

和多流日能。加氣爾伎保比弓。多豆禰豆奈。伎欲吉曾能美知。末多母安波無多米。

本二句は、光陰を惜み、競ふをいふなるべし、契沖、南史陶侃云、大禹之聖人而惜寸陰、至於凡人、可惜分陰、とあるを引たる、其意なり、○末多母安波無多米は、契沖、生々世々値遇せむことを願へり、人身難得、佛道難會、といへり、○歌意は、按に悉有佛性とて、もとより清淨の本性を受得て、生れ來りし此身なれば、よし今はしばし、煩惱の雲におほはされてありとも、其をみがき清めて、又も本來の清淨の佛性にあはむがために、光陰を惜み競て、早く清淨の道を尋て修行せむと、急ぎ進めるなるべし

願 壽 作歌一首

美都煩奈須。可禮流身會等波。之禮禮杼母。奈保之禰我比都。知等世能伊乃知乎。

美都煩奈須は、如ニ泡沫ニなり。五卷に、水沫奈須云々、とあるに同じ、美都保は、水粒にて、泡沫の別名なり、粒は穀粒の粒にて、泡沫は、水の粒立るものなれば、かくいへり、古事記に、海水之都夫多都時、とある都夫に同じ、さてこゝは、佛籍に、人身を泡沫にたとへたるによりて、よめるものなり、金剛般若經に、一切有爲法、如夢幻泡影、如露亦如電、應作如是觀、とあり、○可禮流身會等波は、假有身ぞとはなり、三卷に、打蟬乃借有身在者、とよめるに同じ、十一に、月草之借有命在人乎云々、ともあり、假合の身のはかなきことをいへるなり、以上は、五卷、憶良大夫、和爲ニ能凝ニ述中其志上歌の序に、假合之身易滅、泡沫之命難駐、とかゝれたるも同意なり、○我字、舊本には可と作り、今は元曆本に従つ、○歌意、佛經にも説れたることくに、假合泡沫のはかなき身ぞとは知ながら、猶食生の凡情は離れ難くして、千歳の壽を、一すぢに願ひつるとなり、五卷、憶良大夫歌に、木沫奈須微命、母柁繩能千尋爾母何等慕久良志都、倭文手纏數母不在身爾波在等千年爾母何等意母保由留加母、などある、今の歌意に似たり

以前歌六首。六月十七日。大伴宿禰家持作。

冬十一月五日夜。少雷起鳴。雪落覆庭。忽懷感憐聊作短歌一首。

少字、官本、拾穗本等には、小と作り

氣能己里能。由伎爾安倍引流。安之比奇之。夜麻多知波奈乎。都刀爾通彌許奈。

氣能己里能は、消殘之なり、○由伎爾安倍引流は、雪に令合照なり、安倍は、橋を玉に安倍貫など云安倍なり、(安波世は、安倍と切れり、略解に、相照なり、といへるは、いさゝかたがへり、相照ならば、たゞに安比引流とこそいはれ、安倍と云るからは、令合照なるを知べし、)○歌意は、今夜雪落れり、明日は、猶この雪の決て消のこるべし、その消のこりの雪に令合照山橋の實を、明なば早く行て、家裏に採て持來むぞ、もとよりいはゆる假合泡沫のはかなきこの身なれば、雪の消はてむ後をたのむべきにあらず、と急ゆるにて、はかなき戲遊にてすらかゝれば、況て悉有佛性をさとりみがきて、修道せむことを、しばしものどむべきに非ず、といふ意を思ひ、裏に感憐を發してよめるなるべし、(略解に、此時、やがらなど山方へ行ることありて、それを思ひてよまれしならむ、といへるは、意得ず、もし其意ならば、通彌許禰とこそあるべけれ、許奈とあるからは、家持卿の自採來む、といはれたること、灼然し、)十九に、此雪之消遺時爾去來歸奈山橋之實光毛將見

右一首。兵部少輔大伴宿禰家持。

八日。讚岐守安宿王等。集於出雲。拯安宿奈杼磨之家。宴歌二首。

八日は、十一月八日なり、○安宿王は、傳上に出せり、續紀に、勝寶八歲十二月己酉、勅遣讚岐守正四位下安宿王於山階寺、講梵網經、と見ゆ、○集宴は、奈杼麻呂の朝集使に差れて、京に上り居る間、安宿王も京に上り居給ひて、その奈杼磨が本宅に集給ひしなるべし、○雲字、舊本雪に誤れり、今は古寫本、古寫小本、拾穗本等に従つ、○安宿奈杼磨、續紀に、稱徳天皇、天平神護元年正月己亥、正六位上百濟安宿公奈登麻呂授外從五位下、とあり

於保吉美乃。美許等加之古美。於保乃宇良乎。曾我比爾美都都。美也古敵能保流。

於保乃宇良は、岡部氏、於宇を、後人於保と誤れるか、といへり、然もあるべし、和名抄に、出雲國意宇(於宇)郡意宇とあり、三卷に、飲海、四卷に飲宇能海、とある是なり、○歌意は、勅命によりて急ぐゆゑに、心をも留めず、面白き意宇浦を、背向に見すて、京に上るが残多きこと、となり、此歌は、出雲より上る道にてよまれたる意なるを、今日の宴席にて、吟たるなり

右一首。擷 安宿奈杼磨。

一首二字、舊本に無は落たるなり、○安字、舊本に古に誤れり、古寫本、古寫小本等に從つ

宇知比左須。美也古乃比等爾。都氣麻久波。美之比乃其等久。安里等都氣已曾。

歌意は、都に上りなば、京人に告むやうは、昔相見し日の如く、吾は平安にて在と、告てよかし、と奈杼磨へあつらへつけ給ふなり、これもなほ、出雲國にありしほど、京師に上らむとするによりて、餞する日、守のよみたまへるを、今日の宴席にて吟たるなり

右一首。守山背王歌也。主人安宿奈杼磨語云。奈杼磨被差二朝集使。擬入京師。因此餞之日。各作此歌。聊陳所心也。

守は、出雲守なり、上の出雲掾に帶て、こゝには出雲二字を、省けるなり、○山背王は、續紀に、天

平十二年十一月甲申朔、无位山背王授從四位下、十八年九月戊辰、從四位下山背王爲右舍人頭、勝寶八歲十二月己酉、勅遣出雲國守從四位下山背王於大安寺講梵網經、寶字元年五月丁卯、授從四位上、同六月壬辰、爲但馬守、七月辛亥、授從三位、四年正月戊寅、從三位藤原朝臣弟貞爲三官大弼、但馬守如故、六年十二月乙巳朔、爲參議、七年十月丙戌、參議禮部卿從三位藤原朝臣弟貞薨、弟貞者、平城朝左大臣正二位長屋王子也、天平元年、長屋王、有罪自盡、其男從四位下膳夫王、無位桑田王、葛木王、鈎取王、皆經、時安宿王、黃文王、山背王、并女教勝復合從坐、以藤原太政大臣之女所生、特賜不死、勝寶八歲、安宿黃文謀反、山背王陰上其變、高野天皇嘉之、賜姓藤原、名曰弟貞、とあり、○此字衍ならむ

武良等里乃。安佐太知伊爾之。伎美我宇倍波。左夜加爾伎吉都。於毛比之其等久。

武良等里乃は、まくら詞なり、上にあまた見えたり、○伎美我宇倍波は、君が身の上者といふ意なり、妹が上などもいへり、○左夜加爾伎吉都は、明白に聞つて、たしかに聞つるといふ意なり、(東齋隨筆に、伏見の修理のかみ俊綱と聞えしは、宇治關白殿の御子と申侍れども、さやかならぬ事なれば、讃岐守橘の俊遠が子に定りて、橘の姓を名乗しか云々、このさやかに、全同じ、○於毛比之其等久は、聞ま欲く思ひし其如く、と云なるべし、舊本に、一云於毛比之母乃乎、とあるは、理然るべからず、○歌意は、山背王の歌に、見し日の如く在と告欲、とあるを承て、出雲へ下り給ひし君が身の上の、平安にて座すことを、兼て思ひし如くに、たしかに聞つるが喜ばしきこと、となり、此は家持卿の京に在て、奈杼磨が傳に、王の歌を聞て、追和へられたるなり

右一首。兵部少輔大伴宿禰家持。後日追和。出雲守山背王歌一作之。

二十三日。集於式部少丞大伴宿禰池主之宅。飲宴歌二首。

承字、舊本に、極と作るは誤なり、今は元曆本、類聚抄、拾穂本等に從つ

波都由伎波。知徹爾布里之家。故非之久能。於保加流和禮波。美都都之努波牟。

故非之久能は、戀しき事のと云意を、かくいふは古語なり、○歌意は、今日零初る雪は、繼て幾重も零積れ、世の間に戀しく思ふ事の多くて、煩はしき吾なれば、其を見愛つゝ、心の慰に爲むぞ、となり、(略解に、今日初雪ふりぬ、後此雪を見つゝ、けふの思ひ出草にせむとおもへば、千重も降しきて、久しく残れ、といふ意なり、といへるは、すこしいかゞ、十卷に、沫雪千重零敷戀爲來食永我見偲

於久夜麻能。之伎美我波奈能。奈能其等也。之久之久伎美爾。故非和多利奈無。

奈能其等也(舊本に、奈能二字なきは、上の波奈能に重りたる故に、傳寫す人の脱せるものなり、今は官本、古寫本、拾穂本等に從つ、六帖にも、此歌を載て、第三句名のことやとあり、)は、如名哉なり、○歌意は、之伎美が花の、重と云名の如くに、今日よりは重々に、君を戀しく思ひつゝ、日月を過しなむか、となり、君とは主人を指り、梅花は、春咲ものなれど、今は其論までもなく、た

だ重をいはむ料に、設出たるなり、〔頭註 曾根好忠集に、十一月をばり、あたご山櫻の原に雪つもり花つむ人の跡だにもなし、〕

右二首。兵部大丞大原真人今城。

智努女王 卒 後。圓方女王悲傷 作 歌一首。

智努女王は、續紀に、養老七年正月丙子、智努女王授從四位下、神龜元年二月丙申、智努王授從三位、とあり、○圓方女王は、續紀に、天平九年十月庚申、從五位下圓方女王授從四位下、寶字七年正月壬子、從四位上圓方王授正四位上、八年十月庚午、正四位上圓方女王授從三位、景雲二年正月壬子、授正三位、寶龜五年十二月丁亥、正三位圓方王薨、平城朝、左大臣從一位長屋王女也、と見えたり

由布義理爾。知杼里乃奈吉志。佐保治乎婆。安良之也之豆牟。美流與之乎奈美。

歌意は、智努女王の世に座ねば、今は相見むとて往來ふ人もなき故に、夕になれば、霧立て、千鳥の鳴し、面白き其佐保道に、道のしば草生茂りなどして、荒しめやしてむ、と悲傷るなり、智努女王の家、佐保にありけるなるべし、六卷、寧樂故郷を悲て作る歌に、刺竹之大宮人能、踏平之通之道者、馬裳不行人裳往莫者、荒爾異類香聞、古今集に、七條の後うせたまひにけるのちによめる伊勢が長歌、又思合べし

大原櫻井真人。行佐保川邊之時。作歌一首。

櫻井真人は、續紀に、天平十六年二月丙申、大藏卿、從四位下大原真人櫻井大輔、爲三恭仁宮留守、と見ゆ、此集八卷に、遠江守櫻井王奉天皇歌一首とて、御答歌もありし其王なり、彼處に傳委出せり

佐保河波爾。許保里和多禮流。宇須良婢乃。宇須伎許己呂乎。和我於毛波奈久爾。
宇須良婢は、薄氷なり、○歌意、本は序にて、吾は薄き情ならず、深く思ふことなるを、さても人のつれなきことよ、となり、これは思ふ人のもとに、佐保邊を経て、通ひ給ふほどに、よみたまへるなるべし

藤原夫人歌二一首

淨御原宮御宇天皇之夫人也。字曰氷上大刀自也。

大職冠

藤原夫人は、傳二卷上に委出せり、夫人、天武天皇紀下に、又夫人藤原大臣女氷上娘、生但馬皇女、十一年春正月乙未朔壬子、氷上夫人薨于宮中、などありて、オホトジと訓ことも、既委註り、○二首、舊本に一首と作り、略解改て二と作り、是然るべし、○註の宮字、舊本になきは脱たるなり、今は元曆本、異本等にあるに従つ

安佐欲比爾。禰能未之奈氣婆。夜伎多知能。刀其己呂毛安禮波。於母比加禰都毛。

夜伎多知能は、枕詞なり、既く出たり、○刀其己呂毛安禮波は、利心も吾者なり、○於母比加禰都毛は、思に堪かねつるといふにて、毛は、歎息辭なり、○歌意は、朝夕となく、思にしづみて、一

すぢに哭をのみ泣ば、やうく弱り行て、今ははりあふ利心もなく、思ひに堪忍かねつる事の、さても苦しや、となり、相聞にて、天武天皇を慕奉り給へる歌なるべし

可之故伎也。安米乃美加度乎。可氣都禮婆。禰能未之奈加由。安左欲比爾之豆。

安米乃美加度は、天之朝廷なり、天とは、皇朝を高天原に比へて稱す名にて、十三に、久堅之王都、とよめると同意なり、さて後世は、天皇を即美加度と申せども、古はさることなし、古今集につきて、あめのみかどいふことのさだあれど、こゝに用なければ云ず、此歌も、たゞ朝廷にて、天皇の大坐朝廷のことを、人の懸て言ば、天皇の御上を思出奉る意なり、○可氣都禮婆は、言に懸ていひつれば、の意なり、○之豆は、其事をうけはりて、他事なく物する時にいふ詞なり、○歌意は、朝廷の事を、人の言に懸ていふにつけても、はや天皇の御うへを戀しく思ひ奉りて、朝夕となく、他事なく一すぢに、哭にのみ泣るゝよ、となり
○舊本、此歌の下に、作者未詳とあるは、除去べし、端の二首を一首と誤れるより、後人かく書入たるなるべし、と略解にいへり

右件四首。傳讀兵部大丞大原今城。

件の四首も、二十三日に、傳誦たるなるべし

勝寶九 歲三月四日。於兵部大丞大原真人今城之宅一宴歌

二一首。

勝寶九歳、前に八歳(勝寶)十一月廿三日までの歌を次第で載たれば、此處にかくあるべきが、舊本になくして、次の六月二十三日の上に、勝寶九歳とあるは、錯亂たるものなり、今は拾穂本に従つ、但勝寶二字は、前にゆづりて除べし、○二首を、舊本一首に誤れり、今改つ

安之比奇能。夜都乎乃都婆吉。都良都良爾。美等母安加米也。宇惠豆家流伎美。

夜都乎乃都婆吉は、十九にも、奥山之八峯乃海石榴都婆良可爾、とあり、○都良都良爾は、熟になり、都婆吉と云につゞきたるは、椿の枝の連々に連れる意を、因みていひ下したり、一卷に、列椿都良都良爾、とよめり、○歌意は、彌つ峯の椿を根こじて、庭にうつし殖たる、其主人と椿とを並べて、つらく見るに、共にあく世なくめづらし、となるべし

右一首。省。兵部少輔大伴(宿)家持(宿)植椿一作。

一首、また宿禰ともに四字、舊本になきは脱たるなり、○屬は屬に同じく、目を附ることなり

保里延故要。等保伎佐刀麻豆。於久利家流。伎美我許己呂波。和須良由麻之目。

和須良由麻之目は、所忘まじにて、目は歎息辭なり、齊明天皇紀御歌に、倭須羅庾麻自耳、と有、○歌意は、自(執弓)が播磨介にて下る時に、難波穿江を渡り越て、尼崎兵庫あたりまでも、はるばる送り來れる君が深情は、いつまでも忘らるまじ、さてもうれしや、となり

右一首。播磨介藤原朝臣執弓。赴任。別悲歌也。主人大原今城傳讀云爾。

藤原執弓、續紀に、寶字元年五月丁卯、正六位上藤原朝臣執弓授從五位下、とあり、○歌字、舊本になきは脱たるなるべし、今は目錄并或本等に従つ、○傳讀は、此宴の日、執弓が歌を、主人の誦吟へしなり

勝寶九歳 六月二十三日。於大監物三形王之宅。宴歌一首。

六月の上に、舊本勝寶九歳の四字あるは、錯亂るなり、此上に委しくいへり、○三形王、續紀に、勝寶元年四月丁未、授無位三形王從五位下、寶字三年六月庚戌、授從四位下、七月丁卯、爲木工頭、寶龜三年正月甲申、無位三方王授從五位下、(不詳)五年正月丁未、從五位下三方王授從五位上、三月甲辰、爲備前守、八年正月庚申、授正五位下、十年正月甲子、正五位上三方王授從四位下、延暦元年閏正月辛丑、從四位下三方王爲日向介、以黨氷上川繼也、三月戊申、從四位下三方王云云等三人、坐同謀厭魅、乘輿、詔減死一等、三方弓削並配日向國、(弓削三方之妻也)云々、とありて、大監物になり給へることは、紀文に見えず、○一首は、左に、宇都里由久云々、右兵衛大輔云々、とありて、其次の左久波奈波云々、右一首云々、時花云々、右一首云々、とあれば、王宅の宴歌は、一首のみと見たるよりのことなるべし、然れども、今の歌のさまを思ふに、三首ともに、王宅の宴歌と思はるれば、一首は、もしは後に、三首を誤れるにもあらむか

宇都里由久。時見其登爾。許己呂伊多久。牟可之能比等之。於毛保由流加母。

許己呂伊多久は、三卷に、時者霜何時毛將有乎情哀伊去吾妹可若子乎置而、十一に、心哀何深

目念始、十四に、許己呂伊多美安我毛布伊毛我伊敏乃安多里可聞、などあり、○歌意は、移り變りゆく時節のけしきを見る度毎に、過去し昔の人の思ひ出られて、さても心痛ましや、となり、契沖、これは三形王の父のおほきみ、たれとはしらねど、家持の得意にて、かくはよまれたるなるべし、といへり

右兵部大輔大伴宿禰家持作。

上にいへる如く、左の二首ともに、王宅の宴歌にして、端に三首とあらむには、右字の下に、こも一首とあるべきことなるを、後に左の二首は、別時の作と見て、一首の二字を除きたるものにもあるべし、○兵部大輔は、續紀に、寶字元年六月壬辰(十六日)、從五位上大伴宿禰家持爲兵部大輔、とあり、勝寶九歳は、即寶字元年なれば、此時六月二十三日にて、はやく大輔なり

佐久波奈波。宇都呂布等伎安里。安之比奇乃。夜麻須我乃禰之。奈我久波安利家里。

禰之の之は、例の其一すぢなるを、おもく思はする辭なり、○歌意、かくれたるすぢなし、文しきものは、うつろひ易く、質しきもの、常とはなるをいへり、これは王宅の島際に生たる山菅の、永く久しく、いつも常葉なるを賞て、はななくしき木草の花の、たゞ一時のさかりにて、よに變化ひやすきをなげき、さて菅根の長くとは、いひくだされしなるべし、此下に、夜知久佐能波奈波宇都呂布等伎波奈流麻能左要太平和禮波牟須婆奈

右一首。大伴宿禰家持。悲恰物色變化一作之也。

時花。伊夜米豆良之母。可久之許曾。賣之安伎良米免。阿伎多都其等爾。

時花、此は秋時花をいへり、次下十二月十八日の歌に、三雪布流布由波詔布能未云々、とあれば、十九日立春なり、これより推に、六月十七八日の頃立秋なるべし、此歌二十三日によまれたれば、秋とはいはれたるなるべし、○賣之安伎良米免(免字、舊本に晚と作るはいかゞ、今は官本、中院家本等に從つ)は、御見明めにて、見給ひ明め給はめ、といふ意なり、賣之は、美の伸りたる言にて、知を志良之、聞を伎可之など云と同じく、あがめて云時に用ふ言なり、されば見給と云と同じ意となれり、(世の古言を釋く人、賣之は美之と云と通ひて同言ぞ、と云は、大じき非なり、)猶この言の事は、既に委釋り、○歌意は、時待得て、咲にほふ千種花の、さてもいとゞめづらしや、かくしつ、今日諸友に賞愛むごとく、何時も秋の立毎に見明らかめて、一すぢに心をはるけ給はめ、と主人を慰るなり、上の歌には、物盛必衰の理痛をいひたるに、自もとりて、これは物華を賞べき意を、のべられたるなるべし

右一首。大伴宿禰家持作之。

天平寶字元年十一月十八日。於内裏一肆。宴哥二一首。

天平寶字、續紀に、宣改天平勝寶九歳八月十八日、以爲天平寶字元年、○肆宴、この宴のこと、續紀に錄されざるは漏たるにや、一説に、去し六月、橘奈良萬呂逆意を企てられしを、山背王みそかに奏告るゝにより、事あらはれ、七八月に及て、ことごとく罪過さだまり、事なく治るといへど

も、内々の宴なるゆゑ、記録に載ざるにもあるべし、又云、この十一月十八日は、新嘗會なるべし、新嘗會は、十一月中卯日に行ふことなるに、續紀を推て考るに、此日中卯日にあたり、と云り天地乎。互良須日月能。極奈久。阿流倍伎母能乎。奈爾乎加於毛波牟。

日月は、字の如くヒツキと訓べし、(舊訓もしかり、ツキヒと訓むは、こゝはいかゞなり、)すべて此照す日月を云時には、比都奇といひ、年月日時を云ふには、都奇比といひて分てり、とおぼえたり、此事、五卷上に既に委云たり、合考べし、○奈爾の下乎字、舊本にはなし、今は元曆本、中院本、阿野本、古寫本等にあるに従つ、○御歌意は、天皇の大御代は、天地月日と共に、長久く極なかるべきものを、何の物思をかは爲む、となり、大御代の長久を祝給へるにて、新嘗會の時の御歌とすること、信にさもありぬべし

右一首皇太子御歌。

皇太子は、いはゆる廢帝なり、續紀に、廢帝諱大炊王、天淳中原瀛真人天皇之孫、一品舍人親王之第七子也、母當麻氏、名曰山背、上總守、從五位下老之女也、天平寶字元年夏四月辛巳、迎大炊王立爲皇太子、時年廿五、二年八月庚子朔、高野天皇禪位於皇太子、皇太子受禪、即天皇位於大極殿云々、十一月辛卯、御乾政官院、行大嘗之事、三年十一月戊寅、造保良宮、五年十月壬戌、云云以遷都保良也、己卯、詔曰、爲改作平城宮、暫移而御近江國保良宮、六年三月甲辰、保良宮諸殿及屋垣、分配諸國、一時就巧、五月辛丑、高野天皇與帝有隙、於是車駕還平城宮、帝御于中

宮院、高野天皇御于法華寺、八年十月壬申、高野天皇遣兵部卿和氣王、左兵衛督山村王、外衛大將百濟王敬福等、率兵數百、圍中宮院、時帝遽而未及衣履、使者促之、數輩侍衛奔散、無一人可從、僅與母家三兩人、步到圖書寮西北之地、山村王宣詔曰、云々、今帝止之天侍人乎、此年己呂見仁、其位仁毛不堪、是乃味仁不在、今聞仁、仲麻呂止同心之天、竊朕乎掃止謀家利、云々、故是以、帝位乎方退、賜天、親王乃位賜天、淡路國乃公止、退賜止、勅御命乎聞食止宣、云々、勅曰、以淡路國、賜大炊親王、神護元年二月乙亥、勅淡路國守從五位下佐伯宿禰助、風聞配流彼國、罪人稍致逃亡、事如有實、何以不奏、汝簡朕心、往監於彼、事之動靜必須早奏、三月丙申、詔曰、云々、復有人方、淡路仁侍坐流人乎、率來天、佐良仁、帝止立天、天下乎治之米無等念天、在人毛在良之止奈毛念、云々、何曾此人乎復立無止念、無、自今以後仁方、如此久念天、謀已止止、詔大命乎、聞食倍止宣、十月庚辰、淡路公、不勝幽憤、踰垣而逃、守佐伯宿禰助、據高屋連並木等、率兵邀之、公還明日薨於院中、と見えたり、實は弑せらるるべし、といへり、諸陵式に、淡路陵、廢帝、在淡路國三原郡、兆域東西六町、南北六町、守戸一綱、と見ゆ、續紀に、寶龜九年三月己巳、勅淡路親王墓、宜稱山陵、其先妣當麻氏、墓稱御墓、宛隨近、百姓一戸守之

伊射子等毛。多波和射奈世會。天地能。加多米之久爾會。夜麻登之麻禰波。

多波和射奈世會は、狂行勿爲そなり、○歌意、天皇の所知看此海内は、天神地祇の固め給ひし國なれば、いかにすとも動べきにあらざれば、畏み敬ひて、狂けたる行を爲すこと勿れ、いざ人

人よ、と云なり、契沖云、これは惠美押勝の歌なれば、勝寶九年に、橘奈良麻呂謀反の張本にて、事をなさむとせられけるに、あらはれて、おほくの人、配流死刑等にあへるをおもひてよまれけるなり、押勝は此頃のきり人にて、手をあふれば、あつき威勢あるのみならず、奈良麻呂をはじめて、皆此人の妬ふかく、人をおとし入るるを目にたて、事をもくはだてられければ、日本島根はうはべにて、下は、みづからの事をこめられけるなるべし

右一首。内相藤原朝臣奏之。

内相藤原朝臣は、仲麻呂にて、所謂惠美押勝なり、内相は、續紀に、孝謙天皇、寶字元年五月丁卯、以大納言從二位藤原朝臣仲麻呂爲紫微内相、云々、詔曰、朕覽周禮、將相殊道、政有文武、理亦宜然、是以新令之外、則亦置紫微内相一人、令掌内外諸兵事、其官位祿賜職分雜物者、皆准大臣、と見ゆ、同二年八月に、勅して大保に任され、又其ひろく民を惠ことの美きこと、古より並なしとて、姓中に惠美二字を加へ、暴きを押へ、強きに勝つ功ありとて、押勝と云名を賜はり、同四年正月に従一位を授り、大師に上られ、同六年二月に正一位をたまはる、然るに頃日、弓削道鏡と云僧を、常に高野天皇の御前近くめし侍らはせ賜ひ、御おぼえ殊に甚じかりければ、押勝が權威さかりなりといへども、道鏡が恩寵、己が上にあることを憤りて、常に心よからず思ひしが、遂に太政官の印を私に用ひて、軍兵を呼集、謀ごちけるを、同八年九月に、高野天皇聞しめして、少納言山村王を遣したまひて、其印を取收めしめらるるを、押勝聞て、其子訓儒麻呂して、其印を奪はしむ、此時坂上刈田鷹等に勅て、訓儒鷹を射殺さしむ、押勝又矢田部老と云ものして、甲冑を著せ

馬に騎て、詔使をおびやかさしむ、紀船守勅を承て老を射殺す、かくて押勝が官位功封等悉く削り除かる、其夜押勝同類を召つれて、近江國に走る、高島郡三尾崎にて、官軍にあひて、午の刻より申の刻まで戦ひしが、官軍つかれける所へ、藤原藏下麻呂、新軍の軍衆を率て馳來り、攻か、りければ、つひにかなはずして、其妻子三四人と共に、船に乗むとせし所を、石村村主石楯と云もの、押勝を生捕て討斬、其首を京師に送り、妻子徒黨三十餘人を、みな江頭にて斬殺せりと見ゆ、押勝は其性聰敏、略涉書記、又學筆、尤精其術、と見えたるに、其終のかくよからざりしことこそ、あさましけれ、猶此人の傳、十七上に委出せり

十二月十八日。於大監物三形王之宅。宴歌三首。

三雪布流。布由波祁布能未。鷺之。奈加牟春敵波。安須爾之安流良之。

歌意、かくれたるすぢなし、契沖云、十二月十八日に、冬は今日のみといへるは、十九日立春なりけるなるべし、下に、同廿三日に、家持のよまれたる歌に、いよくあきらかなり、(都奇餘米婆伊麻太冬奈里云々の歌をさす、)

右一首。主人三形王。

字知奈婢久。波流乎知可美加。奴婆玉乃。己與比能都久欲。可須美多流良牟。

字知奈婢久は、春の枕詞なり、春は草木の弱くなよ、かに、しなひ靡くものなれば、かくつゞけたるなり、既く前々に多く出たり、○波流乎知可美加は、春が近き故にかの意なり、○歌意、かくれ

なし、十卷に、鶯之春、成良思春日山霞棚引夜目見侶

右一首。大藏。大輔甘南備伊香真人。

大藏大輔、或説に大輔恐、少輔ならむ、當時從五位上にて、後十三年を経て、寶龜三年正月正五位下に至る、少輔相當なるを知べし、といへり、猶次に引傳を合考べし、○伊香真人は、續紀に、天平十八年四月癸卯、授無位伊香王從五位下、同八月丁亥、爲雅樂頭、勝寶元年七月甲午、授從五位上、三年十月丙辰、從五位上伊香王男高城王賜甘南備真人姓、契沖云、これは紀のあやまりにや、此集は、當時の事を家持のしるされたるに、甘南備伊香真人とあれば、其男高城王は、おのづから甘南備なるべきことわりなり、高城王に賜はりたらむには、いかでか伊香王には、甘南備真人とかゝるべき、寶字五年十月壬子朔、從五位上甘南備真人伊香爲美作介、七年正月壬子、爲備前守、八平正月己未、爲主税頭、景雲二年閏六月乙巳、爲越中守、寶龜三年正月甲申、授正五位下、八年正月庚申、授正五位上、とあり、大藏輔になり給へることは、紀文に漏たるにや

安良多未能。等之由伎我儼理。波流多多婆。末豆和我夜度爾。宇具比須波奈家。

歌意、かくれたるすぢなし、王宅の宴席なるに、自の家に先鳴けといはむこと、いかゞしければ、これに主人の意に擬て、よまれしにやあらむ

右一首。右中弁。大伴宿禰家持。

右中弁、紀文に見えず、自誤らるべきよしなければ、紀の脱漏著し、○王宅の宴歌は、上件の三首にて竟りたれば、左の歌は、宴席の歌にあらぬはさらなり、又歌のさまも、宴席のには、似つかはしからざればなり、しかれども、左註の尾に、年月未詳と記したるを思へば、同じき宴席にて吟へたる歌の中にや、さらば上に宴席三首とあるは、四首を誤れりとせむかとも思へど、十八日宴席の後、二十三日までの間に、傳へ聞たるまゝ、此間にしるされたるものか

於保吉宇美能。美奈曾己布可久。於毛比都都。毛婢伎奈良之思。須我波良能佐刀。

於保吉宇美、神代紀に、溟渤以之鼓盪、山岳爲之鳴响、和名抄に、溟渤、見日本紀也、和名於保伎宇三、とあり、於保宇美にて然るべきを、昔來大伎海ともいひならはしたり、○毛婢伎奈良之思は、裳引令平しなり、十一に、赤裳下引、とも、又紅之欄引道、ともよみ、此上にも、乎等賣良我多麻毛須蘇婢久許能爾波爾、とよめり、○須我波良能佐刀は、神名帳に、大和國添下郡菅原神社、諸陵式に、菅原伏見東陵、(纏向珠城宮御宇垂仁天皇、在大和國添下郡菅原伏見西陵、(石上穴穗宮御宇、安康天皇、在大和國添下郡)と見ゆ、宿奈麻呂の家宅、又別莊など、彼地にありしなるべし、○歌意は、契沖、かくばかりあだなる人の心をしらすして、大海の底の如く、我も深く人を思ひ、人の心をも深くたのみて、菅原の里に裳引平して在通ひし事の悔しき、となり、といへり、今按に、菅原の里に、在通ひしさまをいへりとせむは、女郎には、いさゝかふさはしからずおぼゆれば、女郎は、もとより菅原里に住ひしなるべし、かくて宿禰麻呂の宅にまれ、別莊にまれ、その近きあたりにおいて、女郎の許に相住し馴しさまを、女なれば、裳引ならしといへるにや、さてか

く最愛のおとろへ行て、遂に離別るゝにいたりしを、恨み悔ていへるなるべし、裳引平しゝは、そこに住馴しさまをいふなるべし

右一首。藤原宿奈鷹朝臣之妻石川女郎。薄愛離別。悲恨作歌也。正月未詳。

宿奈鷹の傳は、上卷に、委出せり、○石川女郎は、傳未詳ならず

ハツカマリミカノヒ。ニテヲサムルノカサノスナキス。オホハラノイマキノマヒトガイヘウタダスルウタヒトツ

二十三。日。於治部。少輔大原今城真人之宅。宴歌一首。

治部少輔、續紀に、寶字元年六月壬辰、大原真人今城爲治部少輔、と見えたり、○今城真人、古寫小本には、真人今城とかけり

都奇餘米婆。伊麻太冬奈里。之可須我爾。霞多奈婢久。波流多知奴等可。

都奇餘米婆は、月次を數ばなり、○歌意は、月次を數ふれば、未冬ながら、立春の節になりぬるしるしとてか、さすがに霞のたなびくよ、となり、これは月次を數ふれば、十一月廿三日なれど、既く四五日前に、立春の節なりければいへるなり、十卷初に、久方之天芳山此夕霞霏霏春立下

右一首。右中弁大伴宿禰家持。

二。年春正月三日。召侍從堅子王臣等。令侍於内裏之東屋垣

下。即賜玉幣肆。宴于時内相藤原朝臣奉。勅宣。諸王

卿等。隨堪任意作歌并賦詩。仍應詔旨。各陳心緒。作歌賦詩。

未得諸人之賦詩并作歌也。

正月三日云々、此日丙子にて、初子肆宴ありしなり、初子宴、その濫觴をしらず、古く見えたるは、此をはじめとするか、但し此時にはじめて行はれしにはあらず、文德天皇實錄に、天安元年正月乙

丑、禁中有曲宴云々、昔者上月之中必有此事、時謂之子日態也、今日之宴修舊迹也、とあり、〔頭註、公事根源一、子日遊、是はむかし人人野へに出て、子日するとして、松を引けるなり、朱雀院圓融院三條院などの御時にも、此御遊は有けるにや、中にも圓融院の子日をせさせ給けるは、寛和元年二月十三日

の事也、云々、○拾芥抄、正月子日登岳何耶、傳云、正月子日登岳、遠望四方、得陰陽靜氣、除煩惱之術也、〔十節記〕○扶桑略記、宇多天皇、寛平八年閏正月六日、有子日宴、行北野雲林院、云々、○菅家文章六

扈從雲林院、不勝感歎、聊敘所觀、序云、〕○東屋は、内裏にて、東方にあたる處の屋舎なるべし、〔春を東方に迎ふ意もあるにや、和名抄に、唐令云、宮殿皆四阿、和名阿豆萬夜、とあるはこゝ

に由なし、〕○垣下は、御垣下に召侍はしめ給ふと、卑下ていへる意にや、〔源氏物語未通女に、凡垣下あるじ、甚非常に侍りたうぶ、と見えたり、〕○玉幣は、玉を飾りて造れる幣なるべし、其さまのくはしきことは知べからず、〔袖中抄に、初子の日、誓といふ草を幣につくりて、蠶飼

屋を掃するを玉幣と云、といふ説をはじめて、後世種々の説をいへるは、みな今の歌によりて、推度にいへるのみにて、用るに足す、さて、これは諸卿大夫をめし侍らはしめて、子日の肆宴きこしめす折から、時の興に賜へるなるべし、もし正月初子に、此玉幣を臣下に賜ること、定まれる祝式にてありしならば、その趣物に見ゆべきことなるに、すべてそのさだなきからは、さる謂にてはあらず、又十六に、詠玉掃鎌天木香棗歌に、玉掃刈來鎌麻呂云々、とある玉掃は、こゝにあづからず、〔此歌、題の意を、古來註者等心得誤たり、題は玉と掃と鎌と云々を詠ると云ことなり、さて

草に玉婆波伎と名付たる草あるから、題の玉と掃とを一くりにして、かの玉帚と云草を刈て來よ、といふ意によみなしたるものなり、猶委くは彼歌に註せり、

始春乃。波都禰乃家布能。多麻婆波伎。手爾等流可良爾。由良久多麻能乎。

由良久多麻能乎は、鏘鳴玉之緒といへるなり、由良久は、玉の鏘々として鳴響くを云て、集中にあまた出たる辭なり、既に十卷に委釋り、玉之緒といへるは、其緒の由良久を云よしの詞つゞきと聞ゆれど、緒の鳴とは云べきにあらざれば、緒に貫る玉の鏘鳴くよ、と云意を、語路に引れて、由良久玉之緒、とよまれたるなり、由良久を、手玉の鳴を云、といふ説はあらず、玉帚の玉なり、又由良久を、命をのぶること、意得來れるは、命のことを、靈之緒といへることのあるによりて、推度に、しか思へるにて、いふにも足ぬ説なり、○歌意は、恭くも肆宴に侍ふ初子の今日しも、賜はせたる玉帚を戴き承て、手に取持からに、やがて其飾れる緒玉の鏘々と鳴響きて、時の興さへいと益りて、殊更に有難くめづらし、といふなるべし

右一首。右中辨大伴宿禰家持作。但依大藏政。不堪奏之也。

依大藏政は、令義解に、右大辨一人、掌管。兵部刑部大藏宮内、餘同左大辨、右中辨一人、掌同右大辨とあるを思へし

水鳥乃。可毛能羽能伊呂乃。青馬乎。家布美流比等波。可藝利奈之等伊布。

本二句は、八卷にも、水鳥之鴨乃羽色乃春山乃、とよめり、又水鳥青羽山、とよめるも同意なり、(今の歌、六帖官井本には、かもの羽いろの、とあり、)○可藝利奈之等伊布は、無疆と云なり、○歌意は、七日の今日にあたりて、青馬を見と見る人は、無疆壽命をうくるぞと云なる、となり、抑正月七日に、青馬を御覽じ給ふことは、からぶみ禮記月令に、天子居青陽左介、乘鸞路、駕倉龍、載青旂、衣青衣、服倉玉とありて、註に、倉與蒼同、馬八尺以上爲龍、とあれば、倉龍は青馬なり、又帝皇世紀に、高辛氏之子、以正月七日、恆登崗、命青衣人、令列青馬七疋、調青陽之氣、馬者主陽、青者主春、崗者萬物之始、人主之居、七者七曜之清、微陽氣之溫、始也、とある、これらに本づきて、行はれけることなるべし、さて皇朝にて青馬を御覽じ給ふことは、いつの御代よりの事にか、未勘ず、〔頭註、契沖、白馬節會は、天武天皇〕史籍に見えたるは、續後紀に、天長六年正月甲寅朔庚申、天皇御紫宸殿、覽青馬、承和元年春正月壬子朔戊午、天皇御豐樂殿、觀青馬、文德天皇實錄に、仁壽二年正月戊辰朔甲戌、幸豐樂院、以覽青馬、助陽氣也、三代實錄に、貞觀二年春正月七日戊午、車駕幸豐樂院、觀覽青馬、賜宴奏樂、賜祿如舊儀、などあれど、當時、天平寶字二年の事にて、天長承和の頃よりは、七八十年ばかり以往なれば、はやくの年より行はれしを知べし、貞觀儀式に、正月七日儀曰、云々、今日波正月七日乃豐樂聞食須日爾在、故是以御酒食閑惠良岐、常毛見留青岐馬見太萬比、退止爲氏奈毛、酒幣乃御賜波久止宣、延喜左馬寮式に、凡青馬二十疋、自十一月一日、至正月七日、一寮半分飼之、(一疋五飼)近衛式に、凡正月七日青馬、櫛近衛、著皂綏末額細布青摺衫紫、小袖白布帶橫刀緋、脛巾帛襪麻鞋、其馬前陣近衛十人、裝束同櫛、とあり、さて此より後の記録等に、白馬節會と書たるは、本居氏説る如く、古よ

りの青馬を改めて、白馬とはせられたるなり、(白馬とせられたるは、河海抄に、東方朔十節記曰、馬性以白爲本、天有白龍、地有白馬、祕抄に、同云、是日見白馬、年中邪氣遠去不來、とある本文によりたることなるべし、)さて紀貫之土佐日記に、七日になりぬ、同じ湊にあり、今日は白馬を思へど甲斐なし、唯浪の白きをぞ見る、とあるによりて思へば、延喜式に、青馬とあるは、なほ古よりのまゝにしるされたるものにて、延喜延長の頃に至りては、はやく白馬を用ひらるゝことにぞなれりけむ、〔頭註、弘仁式十四、中宮式、七日左右馬寮允屬馬醫左右近衛、率白馬七疋、度御殿前畢、職遙に後なれば、白馬〕平兼盛集に、降雪に色も替らで率ものを誰あをうまと名附初けむ、とある如く、白き馬を用ひられ、文にも白馬と書ながら、語にはアヲウマとのみ唱來れるは、猶古青馬なりし時の稱を存せるものなり、(しかるを、白馬と書て、アヲウマと訓によりて、人皆心得誤りて、古は實に青き馬なりしことをばえしらす、もとより白き馬と思ひ、古書どもに、青馬と書るをさへ、白き馬を然云りと思ふは、いみじきひがことなり、と本居氏玉勝間に記せるが如し、天武天皇紀上に、鯨乘白馬而以逃之、とある白馬を、アヲウマと訓たる點も、青馬白馬と異なるをしらす、一に思ひ混へたるよりの誤なり

右一首。爲二七日侍宴。右中弁大伴宿禰家持。預二作此歌。但依仁王會事。却以六日。於二内裏召二諸王卿等。賜酒肆宴。
給祿因斯不奏也。

仁王會、齊明天皇紀に、六年五月辛丑朔戊申、是月設仁王般若之會、とある、是始にや、毎年春行

はるゝを、臨時仁王會といふよし、其式、江家次第、祕抄等に見ゆ、〔頭註、通證云、仁王護國般若波羅密經二卷、〕○因斯不奏也、肆宴六日に行はれて、青馬を牽れざりしゆゑに、歌出されざりけるなり

六日。内庭假植樹木。以作林帷。而爲二肆宴歌一首。

假植樹木、以作林帷、(帷、舊本惟に誤、古寫本、異本等に從つ、)は、假に木を植つらねて、帷の代になせるなり、和名抄に、釋名云、帷圍也、以自障圍也、和名加太比良、とあり、文粹前中書玉池亭記に、夏條爲帷、冬冰爲鏡、とあり、(但これは、自然に帷となれるさまを云、今は設て帷の代に爲るなり、)又貞觀儀式に、正月七日儀曰、平明左右衛門、樹梅柳於舞臺、四角及三面、掃部寮、敷綢薦於臺上、内藏寮、以縹帶結著梅柳枝、剪綿爲花形、以二兩面敷薦上、以鐵爲鎮子、とあるを考合べし、〔頭註、江次第、新嘗會裝束條に、尋常版位南去三許丈、構立舞臺、其上、鋪薦加二兩面、置鎮子、其四面樹梅柳、其東西北面懸巨階額、〕○肆宴は、七日の節會なるが、仁王會事によりて、六日に執行はれしなり

打奈婢久。波流等毛之流久。宇具比須波。宇惠木之樹間乎。奈伎和多良奈牟。

波流等毛之流久は、春と云ことも炳然なり、○宇惠木之樹間、題詞に假植樹木とあるを、植木とはいへるなり、樹間は、字の如し、木の間と云に同じ、賴政卿歌に、住吉の松の樹間より見度せば云云、かけるふの日記に、あけたるすどもうちおろして見やれば、こまより、火ふたとぼし、みとぼし、見えたり、○歌意かくれたるすぢなし

右一首。右中辨大伴宿禰家持。奏。未

未字、舊本には不と作り、今は古寫小本に従つ

二月(庚)日。於(ニ)式部大輔中臣清麿朝臣之宅(一)宴歌十首。

二月の下、日を脱せり、○清麿は、傳十九下に委出せり

宇良賣之久。伎美波母安流加。夜度乃烏梅能。知利須具流麻埜。美之米受安利家流。

歌意は、庭の梅花の散過るまで、吾に不(レ)令(レ)見(レ)てありしは、心づよく、さても君は怨めしくもある哉、と戯れたるなり

右一首。治部少輔大原今城真人。

美牟等伊波婆。伊奈等伊波米也。宇梅乃波奈。知利須具流麻埜。伎美我伎麻左奴。

左奴、舊本に世波と作るは誤なり、今は元曆本、阿野家本、飛鳥井家本、官本、類聚萬葉等に従つ、○歌意は、梅花を不(レ)令(レ)見(レ)とのたまへども、見むといはと、否(イ)見(イ)せじといはめやは、散過るまで來座ぬ君こそ、中々に怨めしけれ、といひて、今城の歌に戯れ和へられたり

右一首。主人中臣清麿朝臣。

波之伎余之。家布能安路自波。伊蘇麻都能。都禰爾伊麻左禰。伊麻母美流其等。

波之伎余之は、愛(ハ)きやしにて、主人に係(レ)ていへり、○安路自は、主人なり、○伊蘇麻都能は、磯松之

なり、此は都禰をいはむ料のまくら詞の如くに、目に觸る物を以ていへるなり、磯松とは、庭の池の側に植たる松をいへり、凡磯とは、海にかぎらず、河にも池にもいへり、下に、伊氣乃之良奈美伊蘇爾與也、とよめるも同じ、○伊麻母美流其等は、今目前に見る如くもの意なり、母は、今を主とたて、後を客としていへる詞なり、さればこの母の詞は、其等の下にめぐらして心得べし、今眼前に見る如く、遠長く、後までも常しなへにおはしませ、との謂なり、○歌意は、愛しき今日の主人は、今眼前に見る如く、千代萬代の後までも、面變(オ)することもなく、常しなへにおはしませかし、となり

右一首。右中辨大伴宿禰家持。

和我勢故之。可久志伎許散婆。安米都知乃。可未乎許比能美。奈我久等曾於毛布。

和我勢故之は、家持、卿をさせり、之は、例の其一すぢなるを、重く思はする助辭にて、古事記八田若郎女御歌に、意富岐美斯與斯登岐許佐婆、とある斯に同じ、○可久志伎許散婆、この志も、上にいへるに同じき助辭にて、此はさやうに一すぢにの給はと、と云意なり、凡て伎許須は、のたまふと云意にあたる古言なり、既く委註り、○許比能美は、乞(ヒ)祈(イ)なり、既くあまた見えたる詞なり、○歌意は、愛(ハ)き吾(ガ)兄(イ)が、吾(ガ)を(サ)さ(ヤ)う(ニ)まで、一(ト)す(ト)ぢ(ト)に(深)切(ニ)思(ヒ)た(ま)ふ(と)な(ら)ば、吾(ガ)も(生)る(か)ひ(あ)り、されば、天(ア)神(カ)地(ニ)祇(ニ)祈(イ)願(ス)て、吾(ガ)壽(ノ)長(カ)ら(む)こ(と)を(こ)そ(お)も(は)め、と(な)り

右一首。主人中臣清麿朝臣。

宇梅能波奈。香乎加具波之美。等保家杼母。己許呂母之努爾。伎美乎之曾於毛布。

等保家杼母は、雖遠にて、互に家處の隔れるを云、○歌意は、主人の庭の梅花の香の芳馥きゆるに、家處は隔りたれども、さらに疎くは思はず、情も靡やぎて、主人の君をのみぞ、一すぢになつかしく思ふとなり、主人の徳を賞る意を下に思はせて、さて遠路をも厭はず慕ひ來れる謂を述たるならむ、(梅花の香の甚くて、遠き處まで、薫り來れる謂を、いへるにはあらず、)

右一首。治部大輔市原王。

市原王は、傳三卷下に、委出せり

夜知久佐能。波奈波宇都呂布。等伎波奈流。麻都能左要太乎。和禮波牟須婆奈。

歌意は、八千種の花は美艶なれど、やがて變ひ化り易ければ、たのみがたし、吾は常磐の松の枝を結びて、行末かはらぬ契をかけばや、と云て、主人とかはらぬ契を結ばむ、といふ意を含めたるなるべし、此上に、佐久波奈波宇都呂布等伎安里安之比奇乃夜麻須我乃禰之奈我久波安利家里、六卷に、春草者後落易巖成常磐爾座貴吾君、とあり、松の枝を結ぶことは、二卷有間皇子の御歌にも見えて、既く委註り、契沖、凡むすぶは、玉むすびなどのごとく、物をとむる心なり、今の世にも、社のあたりにある、むすぶるべき草木などをば、何となくむすびなれたるは、昔のならばしの遣れるべし、といへり

鳥梅能波奈。左伎知流波流能。奈我伎比乎。美禮杼母安可奴。伊蘇爾母安流香母。

歌意は、此庭の梅花の、はらくと散かふ池の磯のけしきをば、長き春の日を暮して、終日に見れども、さても飽足する哉、となり、十三に、云々二梶貫磯榜回年、島傳雖見不飽、三吉野乃瀧動動、落白浪

右一首。大藏大輔甘南備伊香真人。伎美我伊敵能。伊氣乃之良奈美。伊蘇爾與世。之婆之婆美等母。安加無伎彌可毛。

本句は、池の磯の面白き景色を述て、やがて屢をいはむ料の序とせり、浪の絶ず、數々によせる意につゞけ下したり、○伎彌加毛は、君歎にて、毛は歎息辭なり、後世、君かはと云意に同じく、こゝは君哉といふ意になるとはたがへり、この加毛は、古今集序に、こひざらめかもとあるかにも同じ、此下に、知與爾和須禮牟和我於保伎美加母、とあるも同じ、○歌意は、數々にいつまでも絶ず、相見とても、さても飽べき君にてましますべしやは、となり

右一首。右中弁大伴宿禰家持。宇流波之等。阿我毛布伎美波。伊也比家爾。伎末勢和我世古。多由流日奈之爾。

阿我毛布は、吾思なり、○伊也比家爾は、言意は、彌日來經にと云にて、彌日々にと云と、同意

の古言なり、○世古、古寫本、拾穂本等に、古を呂と作り、世呂と云こと、東歌には多けれども、京人の歌には、聞及ばぬことなれば、用べからず、○歌意は、吾愛しく思ふ吾兄の君は、のたまふ如く、相見るにあく世なければ、いつまでも絶ることなしに、彌毎日毎日に来り給へ、といひて、家持卿に和へられたるなり

右一首。主人中臣清鷹朝臣。

伊蘇能宇良爾。都禰欲比伎須牟。乎之杼里能。乎之伎安我未波。伎美我未仁麻爾。

伊蘇能宇良爾は、磯之裏にて、これも庭の池の磯なり、此主人中臣氏の家の庭は、廣く興あるさまに造られけるなるべし、右件の歌どもに、磯の景色をあまたよめるにて、其さま思ひやられたり、○都禰欲比伎須牟は、常喚來棲にて、常に友を喚率て來り棲と云なり、契沖、此は友をさそひて、此清麻呂朝臣の許へ、常に來て遊ぶにたとへたり、といへり、さる意もあるべきにや、又上の伎美我伊蘇能云々、の歌に同じく、こゝもたゞ池水に鳥の遊ぶさまを見て、やがて其を序によみなせるにて、本句は、惜きをいはむ料のみにてもあるべし、○乎之伎安我未波は、惜き吾身者と云ことなれど、歌の意は、惜き吾身にては有どもと云なり、(しか聞ずては、結句にかけ合ぬことなり、)かやうに云て、さる意に聞ゆることも、古歌の一格にてぞありけむ、九卷長歌に、人跡成事者難乎、和久良婆爾成吾身者、死毛生毛君之隨意常、念乍有之間、云々、これを併考べし、(これも人に生るゝことは、得がたきことなるを、たまさかに、人界に生れ得たる吾身にてはあれども、と云意にて、今と同じ、)猶この事、彼歌につきても、既く釋り、○歌意は、惜き吾身にてはあれども、愛しき君が爲

には、かにもかくにも許し參らせむ、と身を主人に委任せたるなり、十六に、死藻生藻同心跡結而爲友八違我藻將依

右一首。治部少輔大原今城真人。

依興。各思高圓離宮處。作歌五首。

高圓離宮處は、三笠山の内に存しなるべし、史籍に見えざるを思へば、此離宮は、かりそめに造られけるにや、さてこれも右の宴席にて、時の興に、既往に聖武天皇の高圓離宮を造らせ給ひて、行幸し、事をいひ出て、各のよまれたる歌なり、處とあるをみれば、宮は廢れての跡なるべし、此卷の始にも、此宮をよめる歌あり

多加麻刀能。努乃宇倍能美也婆。安禮爾家里。多多志志伎美能。美與等保會氣婆。

努乃宇倍能美也は、野上宮なり、(新古今集に、顯昭、萩が花眞袖にかけて高圓の野上宮にひれふるやたれ、○多多志志伎美能、(舊本に、多々志伎伎美能とあるは、寫し誤れるものなり、今は官本、或校本等に従つ、)御立し君之にて、立賜ひし君のと云意なり、聖武天皇を指奉れり、多々志は、多知を延たる言にて、立賜ひと云と同意に用ふる古言なり、○美與等保會氣婆は、御代遠避者にて、遠除ば、遠ざかれれば、など云に同じ、○歌意は、聖武天皇の度々に行幸したまひしほどは、尊く隆盛なりしを、其御代の漸遠ざかりゆくまゝに、自然に、この高圓離宮は廢れて荒にけり、これ一にても、その御代の仰慕はしさかぎりなしとなり

多加麻刀能。乎能宇倍乃美也波。安禮奴等母。多多志志伎美能。美奈和須禮米也。

右一首。右中弁大伴宿禰家持。

乎能宇倍乃美也、上の歌に野上宮とよみ、其に和へたる歌に峯上宮とあること、野と峯と、頓に異なること、いかゞといふに、この高圓は、此卷上に、登高圓野とあるを思ふに、山上即原野なりけるが故に、同じ離宮を、野上宮とも峯上宮とも云て、通えけるなり、○歌意は、のたまふ如く、高圓離宮は廢れて荒にけり、されども度々行幸し、天皇の御代の隆盛なりしことを、得忘れ申さむやは、いつまでも仰慕ひ奉らむぞ、となり、右の歌に和へたるなり、二卷に、明日香川明日左倍將見等念八方吾王、御名忘世奴、上宮聖德法王帝説に載たる、巨勢三枝大夫、上宮薨時歌に、伊加留我乃止美能乎何波乃多叡波許曾和何於保支美乃彌奈和須良叡米、(此歌、拾遺集二十に、聖德太子、片岡山邊、道人の家におはしけるに、餓たる人道のほとりに臥り、太子の乗たまへる馬留りて行ず、鞭をあげてうちたまへど、しりへしりぞきてとどまる、太子すなはち馬よりおりて、うゑたる人のもとにあゆみ進み給て、紫のうへの御衣をぬぎて、うゑ人のうへにおほひたまふ、歌をよみてのたまはく、しなてるや片岡山に、いひにうゑてふせる旅人あはれ、おやなしになれくけめや、刺竹のきみはやなき、いひにうゑてこやせるたび人あはれあはれ、といふ歌なり、うゑ人かしらもたけて、御返しをたてまつる、いかるがやとみの緒川の絶ぼこそ、吾大王の御名をわすれめ、と載たるより、世人なべて、此歌をまことにさる時のなりと、心得來つらめど、其は例の僧徒が妄誕に出たることにて、さらにさらに信るに足ぬことなり、さるは書紀并當集等に、彼太子の御歌を

ば載たれど、答歌はなし、まことに其時のならむには、いかでか正しき書には漏さるべき、信には、この法王帝説のごとく、巨勢大夫のなりしを、後に僧家の徒が、よきほどに文を偽り飾りて、餓者の答歌にとり合せて、世人を欺き惑はせたるなり、さてこの偽り言の事の、や古く物に見えたるは、現報靈異記、政事要略、聖德太子傳曆、古今集眞名序、本朝文粹等なり、なほ其の委論は、余南京遺響にいひたれば、彼書につきて考ふべし、今はかつくおどろかしおくなり、)

右一首。治部少輔大原今城眞人。

大原二字、舊本に無は脱たるなり、今は類聚抄、古寫小本等に従つ

多可麻刀能。努敵波布久受乃。須惠都比爾。知與爾和須禮牟。和我於保伎美我母。

和我於保伎美加母は、大皇歟にて、母は、歎息辭なり、さても吾大皇かは、といはむが如し、上の安加無伎彌加毛、とありしに同じ、○歌意は、高圓の野邊を蔓延る葛の、末終に絶せぬごとく、千代を經とも忘れ奉らむ吾大皇にてあれやは、幾千代を經とも、その恩澤のありがたかりしをば、さても得忘れ申さじ、となり

右一首。主人中臣清麿朝臣。

波布久受能。多要受之努波牟。於保吉美能。賣之思野邊爾波。之米由布倍之母。

波布久受能は、此はやがて枕詞にとれり、○歌意は、のたまふ如く絶す忘れず慕ひ奉む其大皇の、御覽

じ賜ひし野邊には、今より千歳の後の世までも、跡の絶せざらむが爲に、さても著く啓示を結置べき物にてあるぞ、となり、上の歌に和へられたるなり、十八に、家持卿、大伴能等保追可牟於夜能於久都奇波之流久之米多底比等能之流倍久

右一首。右中 辨 大伴宿禰家持。

於保吉美乃。都藝巨賣須良之。多加麻刀能。努敏美流其等爾。禰能未之奈加由。

都藝巨賣須良之は、繼て御見給へりし、と云意にて、過去し方のことをいへる詞なり、此は集中一格にて、其は二卷に、天皇崩之時太后御作歌に、八隅知之我大王之、暮去者召賜良之、明來者問賜良志、神岳之山之黄葉乎、今日毛鴨問給麻思、明日毛鴨召賜萬旨云々、とある、召賜良之、問賜良志も、召賜へりし、問賜へりしと云意にて、今と同じ、猶其例は、彼御歌の條下に委註せり、○歌意は、當時離宮の在し間、天皇の幸して御覽じ賜ひし、其野を見る度に、昔を仰慕て一すぢに音にのみ泣るゝ、となり

右一首。大 藏 大輔甘南備伊香真人。

屬目山齋 作歌三首。

山齋、こゝは、燕居之室曰齋、と註せる意なるべし、契沖、これも同じ清萬呂朝臣の庭に、築山のありて、書齋をそのあひだにつくられたるを、見るにつけての歌どもなり、といへるが如し、三卷に、與妹爲而二作之吾山齋者木高繁成家留鴨、とある山齋も、義を得て書るにて、同じきにや、

(略解に、こゝの山齋はシマと訓べし、といへる、其は歌に、許乃之麻とあるには叶ひたれど、たゞ島とのみ意得ては、齋字いかゞなり、)

乎之能須牟。伎美我許乃之麻。家布美禮婆。安之婢乃波奈毛。左伎爾家流可母。

乎之能須牟は、鴛鴦の住にて、其地の風趣をいへるのみなり、○伎美我許乃之麻は、君之此島なり、君とは、主人清麻呂をなせり、島は、庭の泉水築山の類をすべて云ふなるよし、既くいへるが如し、○安之婢は、馬酔木なり、契沖、馬酔木ならむことを疑ひて、此會の日、題に脱たれども、下の詞書に二月十日とあれば、十日よりさきなる頃、あせみのさくべきにあらず、おぼつかなし、といへり、然れども、この前年十二月十九日立春にて、すべて氣候もはやりければ、陽地の處の草木などは、常より早く花の開ることもあるべければ、疑べきにあらず、他花を、安之婢とよむべきよしなければなり、○歌意、かくれたるすぢなし

右一首。大 監 物御方王。

御方王、上には三形王とあり、同王なり

伊氣美豆爾。可氣左倍見要底。佐伎爾保布。安之婢乃波奈乎。蘇巨爾古伎禮奈。

蘇巨爾古伎禮奈は、袖に將三扱入と急ぎ進めるなり、○歌意は、庭の池の水に影のうつるまで、盛に開艶ふ馬酔木の花の愛しさを、たゞ目に見るのみにてはあき足ねば、いでく袖に扱入て、賞翫

ばむ、となり

右一首。右中辨大伴宿禰家持。

伊蘇可氣乃。美由流伊氣美豆。氏流麻渥爾。左家流安之婢乃。知良麻久乎思母。

本二句は、磯陰の所見池水にて、水の潔さに、磯陰のよゆうつりて見ゆるよしなり、天雲の影さへみゆる泊瀬川の類なり、○歌意は、いさぎよき池水の照ばかりに、咲にほひたる馬酔花の散なむ事は、さても惜き事ぞ、となり

右一首。大藏大輔甘南備伊香真人。

二月十日。於内相宅。餞。勃海大使使小野田守朝臣等。宴歌一首。

渤海大使、(古寫小本に、渤海の下に、高麗之國名也、と註せり、)舊唐書列傳に、渤海靺鞨大祚

榮者、本高麗別種也云々、其地在營州之東二千里云々、新唐書列傳に、渤海本粟末靺鞨附高麗者、姓大氏云々、續紀に、神龜四年十二月丁亥、渤海郡王使高齊德等八人入京云々、渤海郡者舊高麗國也、淡海朝廷、七年冬十月、唐將李勣伐滅高麗、其後朝貢久絶矣、至是渤海郡王遣寧遠將軍高仁義等二十四人朝聘云々、と見えたり、さて寶字二年二月、遣渤海使の事、續紀に載ずして、同年九月、小野朝臣田守等、渤海より至れるよし見えたれば、はじめ遣渤海使に任られしより、歸朝りしまでの事は、紀文に漏たる事しるし、○小野田守、(小字、舊本に少と作るはわるし、今は

古寫本、古寫小本、拾穂本等に從つ、續紀に、天平十九年正月丙申、正六位上小野朝臣田守授從五位下、勝寶元年閏五月甲午朔、爲太宰少貳、五年二月辛巳、爲遣新羅大使、六年四月辛午、爲太宰少貳、寶字元年六月戊午、爲刑部少輔、二年九月丁亥、小野朝臣田守等至自渤海、大使輔國大將軍兼將軍行木底州刺史兼兵署少正開國公楊承慶已下廿三人、隨田守來朝、便於越前國安置、十月丁卯、授遣渤海大使從五位下小野朝臣田守從五位上、十二月戊申、遣渤海使小野朝臣田守等奏唐國消息、曰云々、と見えたり

阿乎字奈波良。加是奈美奈妣伎。由久左久佐。都都牟許等奈久。布禰波波夜家無。

阿乎字奈波良は、蒼海原なり、土佐日記に載たる安倍仲麻呂歌に、蒼海原振仰見ば春日なる御笠の山に出し月かも、(これを古今集には、あまの原として載たるは、後に改めたものか、)和名抄に、四聲字苑云、滄溟阿乎字三波良、とあれど、字奈波良といふぞ古言なる、○加是奈美奈妣伎は、風波靡なり、奈妣久は、言意偃延にて、(靡字も、字彙に、順也、偃也、又施靡連延統、など見ゆ、)起の反をいふ言なれば、畢竟は、風も波も發ず、海上の和みて靜なるよしなり、(風の吹靡する意にはあらず、)六卷に、依賜將磯乃崎前、荒浪風爾不令遇、草管見身疾不有、急令變賜根本國部爾、とあると、同意に落たり、○由久左久佐は、行之太來之太なり、之太は佐と約る故にかくいへり、さてその之太は、時と云と同じき古言なれば、こゝも行時來時といふに同意なり、○都都牟許等奈久は、障む事無なり、都牟牟は、雨障の障と同じく、障り泥をいふ古言なり、續紀卅六詔に、罷麻佐牟道波、平幸久都牟牟事無久、字志呂毛輕久安久通良世云々、集中には、既くあまた見えた

る詞なり、○歌意、かくれたるすぢなし、九卷に、海若之、何神乎齊祈者歟往方來方毛舶之早兼、十
九に、住吉爾伊都久祝之神言等行得毛來等毛舶波早兼無

右一首。右中弁大伴宿禰家持。未誦

七月五日。於治部少輔大原今城真人宅。餞。因幡守大伴宿禰家持
宴歌一首。

因幡守は續紀に、寶字二年六月丙辰、從五位上大伴宿禰家持爲因幡守とあり

秋風乃。須惠布伎奈婢久。波疑能花。登毛爾加歟左受。安比加和可禮牟。

須惠布伎奈婢久は、末吹令靡なり、加須は久と約れり、奈婢久は、常には自靡くをいへど、此は靡
かしむるをいへり、十卷に、眞葛原名引秋風吹每、阿太乃大野之芽子花散、とあるも、令靡秋風の
意にて、今と同じ、○安比加和可禮牟は、相共に別なむ歟、となり、加の辭は、末にうつして意得
べし、○歌意は、隠れなし、十九に、久米朝臣廣繩と、家持卿と別るときに臨て、囑芽子花作歌
に、君之家爾殖有芽子之始花乎折而挿頭奈客別度知

右一首。大伴宿禰家持作之。

三年春正月一日。於因幡國廳。賜饗國郡司等之宴歌一首。

應、書紀にはマツリゴトヤとよめり、和名抄に、四聲字苑云、應延賓屋也、人衙也、萬豆利古止

乃、とあり、儀制令義解に、凡元日國司皆率僚屬(謂僚者同官也、屬者統屬也)郡司等向應朝
拜、訖長官受賀(謂受賀、致敬之禮也、若無長官者、次官受賀、其六位長官者止受群司賀、上
條云若應致敬者、准下馬禮故也)設宴者聽、其食以當處官物及正倉充(謂官物者郡稻
也、正倉者正稅也)所須多少從別式

新。年之始乃。波都波流能。家布敷流由伎能。伊夜之家餘其騰。

新は、アラタシキと訓べきこと、既に委釋るが如し、(後世アラタシキとアラタシキとを混雜に意得
たるは、言の似たるより誤れるものなり、古は新はアラタ、惜はアタラとのみ云て、更に混るこ
となかりき)○波都波流能家布は、初春の今日にて、元日なり、新年年之始といひ、初春といへ
るは、同じ事をうちかへしていへるのみなり、○伊夜之家餘其騰は、彌重吉事なり、彌重は、彌重
れ、と云なり、(即シキレと云も、シケと約れり)五卷に、伊也之吉阿何微麻多越知奴倍之、(彌重吾
身復可變若なり)十九に、鳴鷄者彌及鳴杼、(なほ多き詞なり)などあるは、自重るを云、今は他の
うへに重れと令するなり、餘其騰は、吉事と吉言と二種ある中に、古事記雄略天皇條に、一言主大
神の詔へる御詞に、吾者雖惡事而一言、雖善事而一言、言離之神、葛城之一言主之大神者也、
とあると、今の歌なるとは吉事なり、書紀孝德天皇卷に、使巨勢大臣奉賀、曰、公卿百官人等
奉賀云々、奉賀、訖再拜、天智天皇卷に、進於殿前、奏賀正事、持統天皇卷に、神祇伯中
臣大島朝臣、讀天神壽詞畢云々、神祇伯中臣朝臣大島、讀天神壽詞、續紀に、延曆五年二月己
巳、出雲國造出雲臣國成奏神吉事、などあるは、みな吉言の意なり、(本居氏云、凡てよごと云

るに、かく言と事との異あり、されど古言には、其字は多く言と事と相通はして書り、其文によりて、辨ふべし。○歌意は正月一日の今日しも、佳祥を表して、降雪の積重るが如くに、いよく益々吉事の重ねてあれ、となり、十七に、天平十八年正月、白雪多零、積地數寸也、於時云々、葛井連諸會應詔歌に、新年乃波自米爾豐乃登之思流須登奈良思雪能敷禮流波、とある如く、年始に雪の零を、豊年の瑞とするから、其意を以てよまれたるなり、契沖、南宋孝武帝、大明五年正月朔日雪降、義泰以衣受雪爲佳瑞、といへり、文選謝靈運雪賦に、盈尺則呈瑞於豐年、稟丈則表於陰德、とも見えたり、○そもく此集、卷首には、皇大朝廷の大御威徳の、二なく尊く崇くましまして、天の日嗣高御座の業と、現つ御神と神ながらしめす、大政事の道の本教は、臣連八十伴緒より、天下の公民男女にいたるまで天皇朝廷の敷賜ひ行ひたまへる、天津法を、畏みまつり敬まひまつるより他なき謂を思はせて、雄略天皇の大御歌を載て一部をと、のへ、こゝに皇朝廷の御威徳とともに、天地日月と長く久しく、いよく吉事の積り重りて、千萬御代まで、天下の榮えむことを、自ことほぎて、巻を尾られたるなるべし

右一首。守大伴宿禰家持作之。

萬葉集古義七終

昭和三年七月十五日印刷
昭和三年七月二十日發行

萬葉集古義(七)

〔非賣品〕

東京市牛込區新小川町二丁目四番地

發行者

合資會社 名著刊行會

代表者 宮崎彦麿

原本

宮内省

御藏

東京市小石川區戸崎町七十二番地

印刷者

荒井東之助

東京市小石川區戸崎町七十二番地

印刷所

荒井印刷所

發行所

東京市牛込區新小川町二丁目四番地
振替東京七七六〇〇番

合資會社


名著刊行會


エト7W-59


昭和二十一年十月二十日
 昭和二十一年十月二十日
 昭和二十一年十月二十日

昭和二十一年十月二十日 昭和二十一年十月二十日 昭和二十一年十月二十日	昭和二十一年十月二十日 昭和二十一年十月二十日 昭和二十一年十月二十日	昭和二十一年十月二十日 昭和二十一年十月二十日 昭和二十一年十月二十日	昭和二十一年十月二十日 昭和二十一年十月二十日 昭和二十一年十月二十日
-------------------------------------------	-------------------------------------------	-------------------------------------------	-------------------------------------------

昭和二十一年十月二十日
 昭和二十一年十月二十日
 昭和二十一年十月二十日





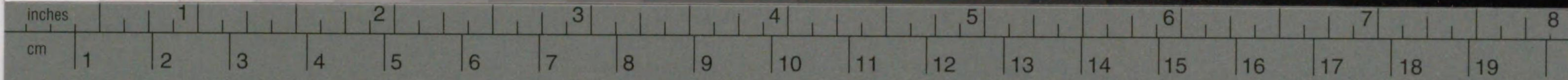


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

